

令和6年度版

青森県の男女共同参画の現状と施策

すべての人が個人として尊重され、
自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きられる、
活力ある青森県

青 森 県

目 次

第1部 青森県における男女共同参画の現状

I 性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくりに関する現状

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 県議会・市町村議会の女性議員の状況	2
(2) 審議会等における女性の登用状況	3
(3) 県における女性管理職の登用状況	4
(4) 管理的職業従事者に占める女性の割合	4

2 女性の人財育成とエンパワーメントの状況

(1) 高等学校卒業者の進学状況	5
(2) 大学・短期大学等への進学率	5
(3) 進学者の学部学科別比率	6
(4) 女性の人財育成講座（ウィメンズアカデミー）の開催状況	6

3 仕事と生活の調和や雇用等に関する状況

(1) 本県における労働力人口	7
(2) 本県における男女別・年齢階級別労働力率	7
(3) 女性就業者数の推移	9
(4) 男女別所定内給与額	10
(5) 女性のパートタイム労働者の就業状況	10
(6) 年間総労働時間	11
(7) 男女別育児休業制度の利用状況	11
(8) 男性の家事・育児等への参画状況	12
(9) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況	12
(10) あおもり働き方改革推進企業認証状況等	13

4 農林水産業等における状況

(1) 家族経営協定締結農家数	14
(2) 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況	14
(3) 農山漁村女性の起業等の状況	15
(4) 漁業における女性就業者数	15
(5) 農業、商工分野における女性役員等の状況	16

II 安心して暮らせる社会づくりに関する現状

1 多様な性に関する状況

(1) 青森県パートナーシップ宣誓制度による宣誓状況	17
----------------------------	----

2 地域社会における状況	
（１）消防団員に占める女性団員の割合	17
（２）自治会長に占める女性の割合	17
3 女性に対する暴力の状況	
（１）配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数	18
（２）警察におけるDV相談取扱状況	18
（３）あおもり性暴力被害者支援センターにおける相談総数等	19
Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくりに関する現状	
男女共同参画に関する意識	20
<資料> 青森県の人口	21

第2部 青森県における男女共同参画の施策

1 県の推進体制	26
2 第5次あおもり男女共同参画プラン	29
3 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業	33

第3部 資料編

1 市町村における男女共同参画の状況	
（１）男女共同参画に関する条例の制定状況	69
（２）男女共同参画基本計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況	69
（３）市町村議会議員の状況	71
（４）庁内推進体制整備状況	72
（５）諮問機関設置状況	72
（６）男女共同参画・女性のための総合的な施設	72
（７）市町村男女共同参画行政担当窓口	73
2 参考資料	
（１）青森県男女共同参画推進条例	75
（２）青森県男女共同参画推進本部設置要綱	77
（３）青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例	80
（４）青森県附属機関に関する条例（抜粋）	83
（５）青森県男女共同参画審議会委員名簿	85
（６）男女共同参画の推進に関する年表	86

第 1 部

青森県における男女共同参画の現状

I 性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくりに関する現状

1 政策・方針決定過程への女性の参画状況

(1) 県議会・市町村議会の女性議員の状況

令和5年12月31日現在の県議会議員総数48人(定数48人)のうち女性は7人で、女性の割合は14.6%となっている。

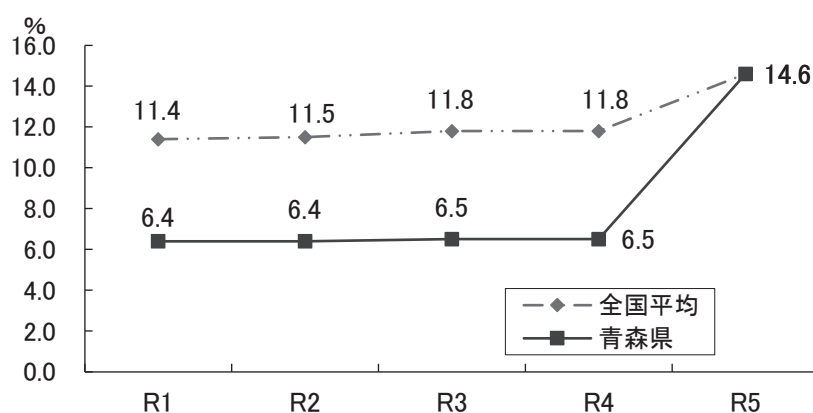
また、総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」によると、市町村議員総数は564人で、女性は60人(10.6%)、男性は504人(89.4%)となっている。

内訳は、市議会議員は222人で、女性が38人(17.1%)、男性が184人(82.9%)、町村議会議員は342人で、女性が22人(6.4%)、男性が320人(93.6%)となっている。

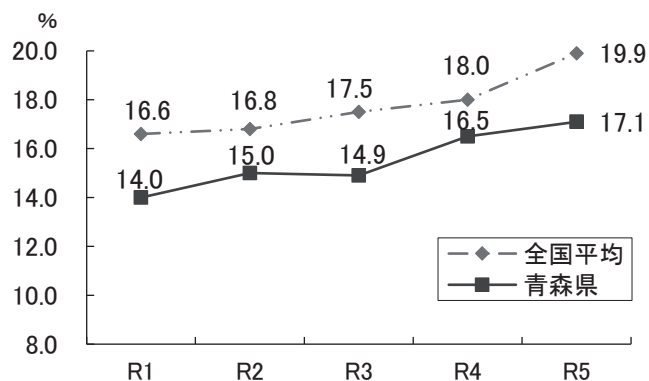
県議会における女性議員数の状況(各年12月31日現在)

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総議員数	47人	47人	46人	46人	48人
うち女性議員数	3人	3人	3人	3人	7人
女性比率	6.4%	6.4%	6.5%	6.5%	14.6%

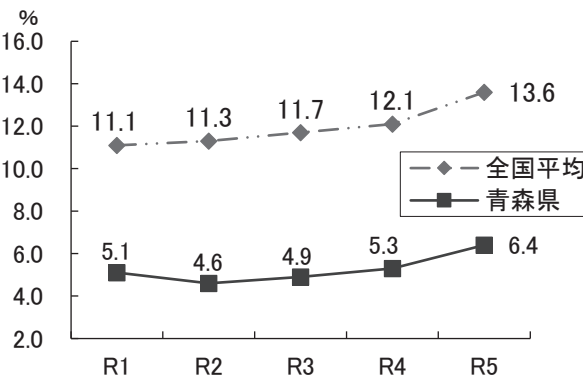
県議会における女性議員の割合



市議会における女性議員の割合



町村議会における女性議員の割合



資料：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」

(2) 審議会等における女性の登用状況

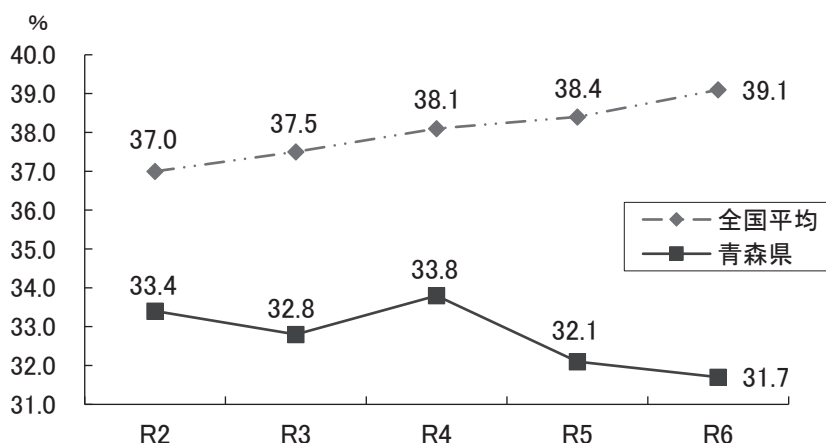
令和6年4月1日現在、県が設置する審議会等数は72で、うち58審議会等で女性委員を登用しており、その割合は80.6%である。また、登用率は前年比0.4ポイント減の31.7%（委員総数941人中、女性298人）となっている。

県の各種審議会等への登用状況（各年4月1日現在）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
機関数	73	74	73	72	72
うち女性を含む機関数（割合）	59 (80.8%)	59 (79.7%)	59 (80.8%)	60 (83.3%)	58 (80.6%)
委員数	961人	970人	958人	946人	941人
うち女性委員数（割合）	321人 (33.4%)	318人 (32.8%)	324人 (33.8%)	304人 (32.1%)	298人 (31.7%)

資料：県民活躍推進課

県の審議会等における女性委員の割合【成果目標（令和8年度末） 40%以上 60%以下】



資料：県民活躍推進課

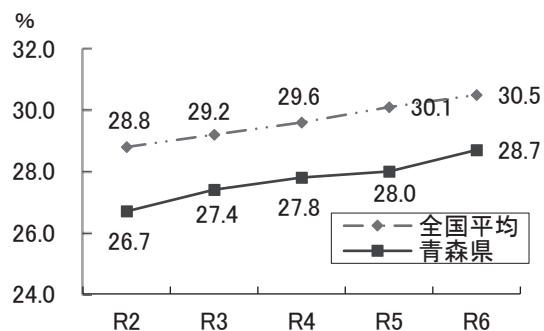
内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
「全国平均」は政令指定都市を除く

市の審議会等（一部事務組合を含む）については、令和6年4月1日現在、総数359で、うち316審議会等で女性委員を登用しており、その割合は88.0%である。また、女性委員の登用率は前年比0.7ポイント増の28.7%（委員総数4,569人中、女性1,310人）となっている。

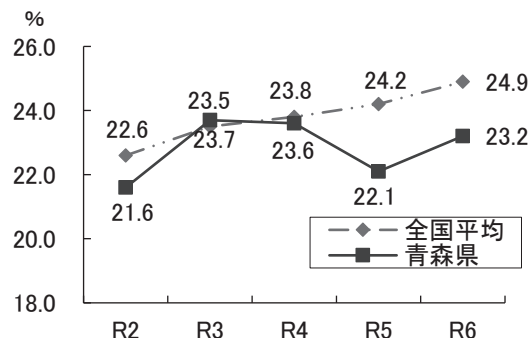
町村の審議会等（一部事務組合を含む）については、令和6年4月1日現在、総数378で、うち294審議会等で女性委員を登用しており、その割合は77.8%である。また、女性委員の登用率は前年比1.1ポイント増の23.2%（委員総数3,895人中、女性902人）となっている。

なお、市町村審議会等全体でみると、女性委員が登用されている審議会等の割合は、82.8%（審議会等総数737中、610審議会等）、女性委員の登用率は26.1%（委員総数8,464人中、女性2,212人）となっている。

市の審議会等における女性委員の割合



町村の審議会等における女性委員の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
県民活躍推進課

(3) 県における女性管理職の登用状況

令和6年4月1日現在の女性管理職の登用状況については、管理職（知事部局、各種委員会、病院局、教育庁、警察の課長相当職以上に就く者）の総数は685人で、うち女性は81人（11.8%）となっている。

女性管理職の登用状況（各年4月1日現在）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
管理職 職員数	691 人	679 人	665 人	682 人	685 人
うち女性職員数	66 人	63 人	65 人	71 人	81 人
女性比率	9.6%	9.3%	9.8%	10.4%	11.8%
(参考) 全国	11.1%	11.8%	12.7%	13.2%	14.2%

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
県民活躍推進課

(4) 管理的職業従事者に占める女性の割合

令和4年就業構造基本調査によると、管理的職業従事者に占める女性の割合は20.7%で、全国と比べて高くなっている。

管理的職業従事者に占める女性の割合

	総数	うち女性	女性比率
青森県	13,500人	2,800人	20.7%
全 国	1,388,700人	212,300人	15.3%

資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」を基に作成

※「管理的職業従事者」とは、事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の充実・作業の監督・統制等、経営体の全般又は課（課相当を含む）以上の内部組織の経営・管理に従事するものを指す。公務員も含まれる。

2 女性の人財育成とエンパワーメントの状況

(1) 高等学校卒業者の進学状況

令和4年度（令和5年3月）高等学校（全日制・定時制課程）卒業者の進学状況を学校種類別にみると、大学（学部）への進学者数は4,596人で、うち女子は2,166人となり、47.1%を占めている。また、短期大学（本科）への進学者数は481人で、うち女子は392人となり、81.5%を占め、短期大学については女子の進学者が圧倒的に多くなっている。

高等学校卒業者の進学状況（令和5年5月1日現在）

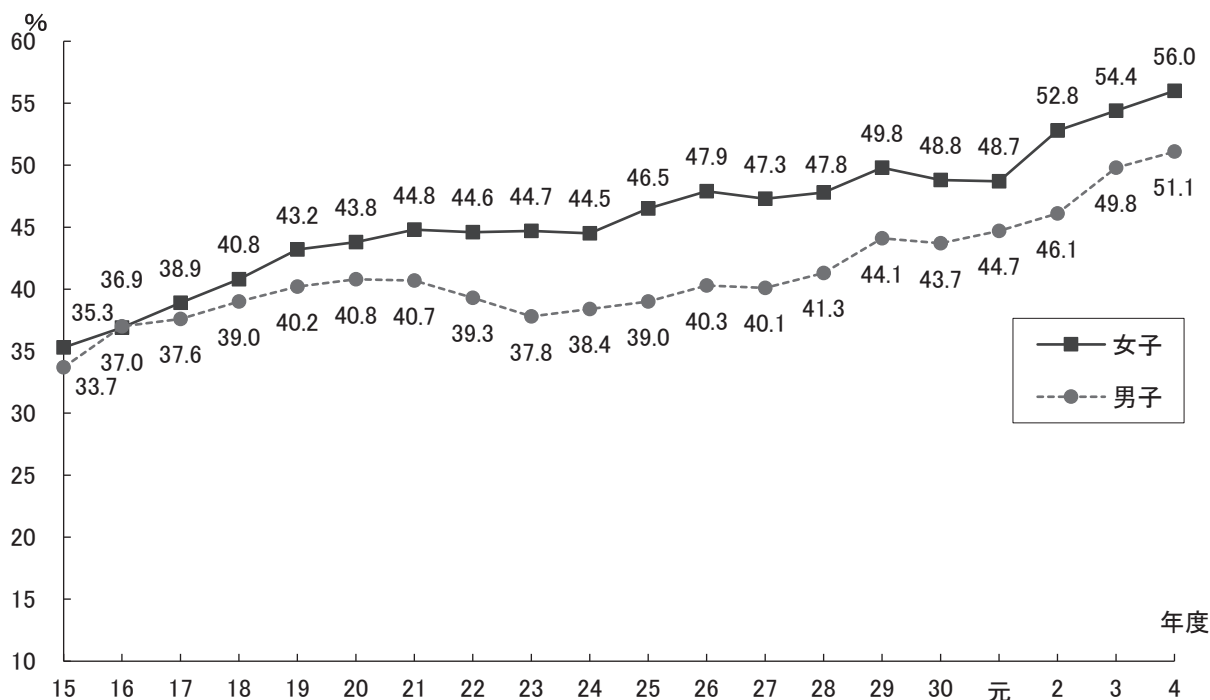
	令和5年3月 高等学校 卒業生数	進学者数		左の学校種類別進学者数					
			進学率	大学（学部）		短期大学（本科）		その他	
				割合		割合		割合	
女子	4,791人	2,681人	(51.1%) 56.0%	2,166人	(47.1%) 45.2%	392人	(81.5%) 8.2%	123人	(74.1%) 2.6%
男子	5,013人	2,562人	(48.9%) 51.1%	2,430人	(52.9%) 48.5%	89人	(18.5%) 1.8%	43人	(25.9%) 0.9%
計	9,804人	5,243人	(100%) 53.5%	4,596人	(100%) 46.9%	481人	(100%) 4.9%	166人	(100%) 1.7%

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

進学率の上段は進学者数の合計に対して、下段は男女別の卒業生数に対する比率である。学校種類別進学者数の割合の上段は進学先ごとの合計に対して、下段は男女別の卒業生数に対する比率である。

(2) 大学・短期大学等への進学率

令和4年度（令和5年3月）高等学校（全日制・定時制課程）卒業者の大学・短期大学等への女子の進学率は56.0%となり、前年より1.6ポイント上昇している。



資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

(3) 進学者の学部学科別比率

学部学科別にみた女子の進学者の比率は、大学（学部）では保健（27.0%）が最も多く、次いで社会科学（23.6%）、人文科学（15.1%）の順になっている。短期大学（本科）では家政（32.9%）が最も多く、次いで教育（29.1%）、保健（11.2%）の順になっている。

進学者の学部学科別比率（令和5年5月1日現在）

大学（学部）				短期大学（本科）			
女 子		男 子		女 子		男 子	
保 健	27.0%	社会科学	35.8%	家 政	32.9%	保 健	44.9%
社会科学	23.6%	工 学	27.0%	教 育	29.1%	家 政	15.7%
人文科学	15.1%	保 健	10.6%	保 健	11.2%	社会科学	13.5%
教 育	10.6%	教 育	7.7%	社会科学	6.6%	教 育	10.1%
工 学	6.1%	人文科学	6.3%	人文科学	5.4%	人文科学	—
家 政	5.0%	理 学	5.3%	農 学	0.5%	工 学	3.4%
農 学	4.2%	農 学	3.9%	芸 術	0.5%	農 学	—
芸 術	3.1%	家 政	0.7%	工 学	—	芸 術	2.2%
理 学	2.2%	芸 術	0.6%	そ の 他	13.8%	そ の 他	10.1%
商 船	—	商 船	0.0%	※四捨五入のため、構成比率の計が100%にならないこともある。			
そ の 他	3.1%	そ の 他	2.1%				

資料：教育政策課「高等学校等卒業者の進路状況」を基に作成

(4) 女性の人財育成講座（ウィメンズアカデミー）の開催状況

青森県男女共同参画センターでは、政策・方針決定の場に参画できる女性人財を育成することを目的に、あおりウィメンズアカデミーを開講している。令和5年度の「地域女性リーダーコース」は、むつ市において開催した。

地域女性リーダーコース修了者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	19人	—	6人	10人	7人

資料：青森県男女共同参画センター

また、平成29年度からは、企業等で働く女性を対象とした「働く女性リーダーコース」を設け、指導的地位や意思決定の場に参画し、キャリアアップ等を図って活躍できる人財の育成を目指しており、令和5年度は、前年度に引き続き、YouTubeを活用したオンデマンド配信講座とし、30人が受講した。

働く女性リーダーコース受講者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受講者数	51人	72人	61人	61人	30人

資料：青森県男女共同参画センター

3 仕事と生活の調和や雇用等に関する状況

(1) 本県における労働力人口

本県の労働力人口（15歳以上人口のうち就業者数と完全失業者数の合計）は男女ともに年々減少しており、令和2年の女性労働力人口は300,682人で、平成27年と比べ5,341人減少した。労働力人口の男女別構成比では、女性の占める割合が年々増加しており、令和2年は女性が45.9%で、平成27年と比べ0.7ポイント上昇している。

(2) 本県における男女別・年齢階級別労働力率

労働力率（就業者数と完全失業者数を合わせた「労働力人口」が、15歳以上の人口に占める割合）は、令和2年は女性51.6%、男性69.8%となっており、平成27年と比べると、女性の労働力率が1.9ポイント、男性の労働力率が0.2ポイント上昇している。

15歳以上人口・労働力人口・非労働力人口

	年次	15歳以上人口	内 訳		労働力率	労働力人口の男女別構成比
			労働力人口	非労働力人口		
総数	平成22年	1,196,355人	702,668人	479,058人	59.5%	—
	平成27年	1,148,807人	676,736人	472,071人	58.9%	—
	令和2年	1,089,110人	654,470人	434,640人	60.1%	—
女性	平成22年	640,831人	309,400人	323,984人	48.8%	44.0%
	平成27年	616,174人	306,023人	310,151人	49.7%	45.2%
	令和2年	582,592人	300,682人	281,910人	51.6%	45.9%
男性	平成22年	555,524人	393,268人	155,074人	71.7%	56.0%
	平成27年	532,633人	370,713人	161,920人	69.6%	54.8%
	令和2年	506,518人	353,788人	152,730人	69.8%	54.1%

※「労働力人口」と「非労働力人口」の計が「15歳以上人口」と一致しないのは不詳分があるため。

資料：総務省「国勢調査」

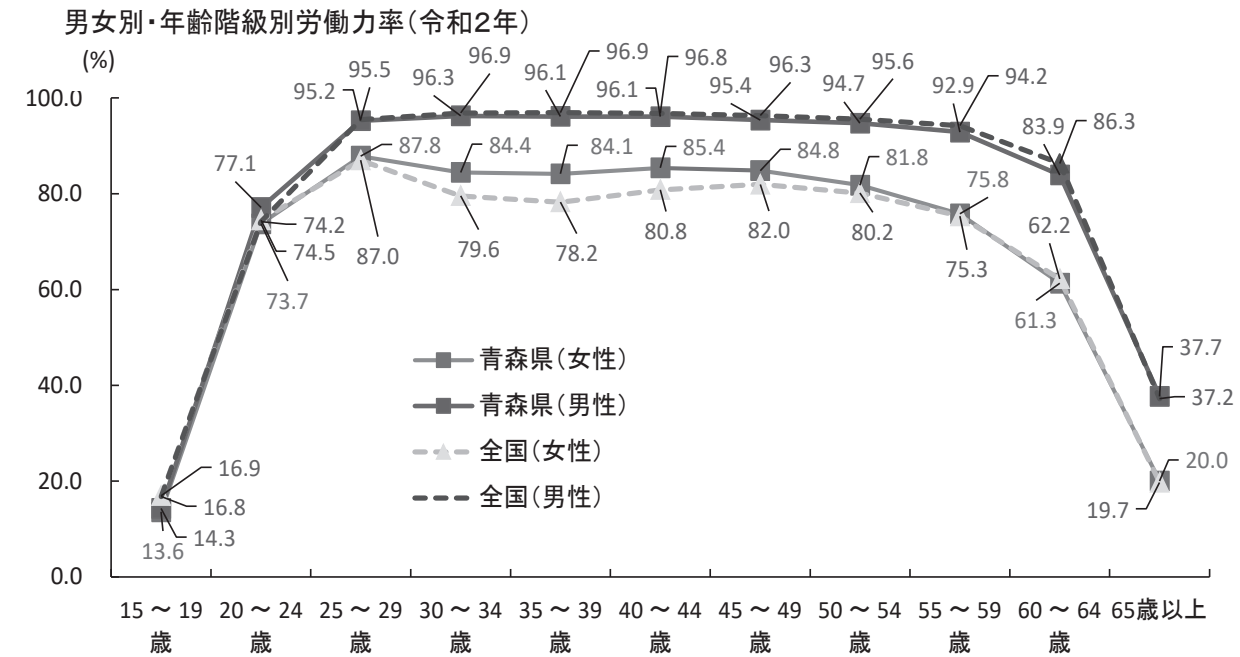
女性労働力人口を年齢階級別にみると、令和2年は平成27年に比べ45～49歳と65歳以上で増加しているが、その他の年齢階級では総じて減少している。

女性の年齢階級別労働力人口

	平成22年		平成27年		令和2年	
	労働力人口	割合	労働力人口	割合	労働力人口	割合
総数	309,400人	100%	306,023人	100%	300,682人	100%
15～19歳	4,278人	1.4%	3,699人	1.2%	3,420人	1.1%
20～24歳	20,056人	6.5%	17,620人	5.8%	15,377人	5.1%
25～29歳	25,581人	8.3%	21,837人	7.1%	19,538人	6.5%
30～34歳	29,240人	9.4%	25,977人	8.5%	22,069人	7.3%
35～39歳	33,188人	10.7%	30,511人	10.0%	27,156人	9.0%
40～44歳	33,346人	10.8%	35,611人	11.6%	32,132人	10.7%
45～49歳	34,822人	11.3%	34,444人	11.3%	36,367人	12.1%
50～54歳	35,431人	11.4%	34,275人	11.2%	34,145人	11.4%
55～59歳	35,489人	11.5%	33,406人	10.9%	32,988人	11.0%
60～64歳	27,272人	8.8%	28,853人	9.4%	28,747人	9.6%
65歳以上	30,697人	9.9%	39,790人	13.0%	48,743人	16.2%

資料：総務省「国勢調査」

また、令和2年国勢調査によると、男女別・年齢階級別労働力率は、男性が20歳代後半から60歳代前半までを山とする台形を描くのに対し、全国的女性では30歳代を谷とするM字カーブを描いているが、本県の女性労働力率は、20歳代後半から50歳代後半までの年代において全国平均より高く、本県の男性と同様の傾向となっている。



資料：総務省「国勢調査」

(3) 女性就業者数の推移

令和2年国勢調査によると、本県の女性就業者は289,560人となっており、労働人口の減少に伴い就業者数が減少している。しかし、産業分野別でみると、医療・福祉、教育、学習支援業、サービス業を中心とする第3次産業では、平成27年から令和2年にかけて女性就業者が増加しており、令和2年には女性就業者数全体の77.5%を占めている。なお、令和2年の女性労働力人口から女性就業者数を除いた完全失業者数は11,122人となっている。

女性就業者数の推移

年度	就業者数			増加率		産業別割合		
	平成22年	平成27年	令和2年	平成22年 →平成27年	平成27年 →令和2年	平成22年	平成27年	令和2年
総数	639,584人	640,754人	624,097人	0.2%	△2.6%	—	—	—
女性	287,865人 (45.0%)	293,076人 (45.7%)	289,560人 (46.4%)	1.8%	△1.2%	100%	100%	100%
第1次産業	34,969人	33,988人	29,926人	△2.8%	△12.0%	12.1%	11.6%	10.3%
第2次産業	37,071人	37,289人	35,360人	0.6%	△5.2%	12.9%	12.7%	12.2%
第3次産業	208,445人	221,799人	224,274人	6.4%	1.1%	72.4%	75.7%	77.5%
分類不能	7,380人	—	—	—	—	2.6%	—	—

資料：総務省「国勢調査」

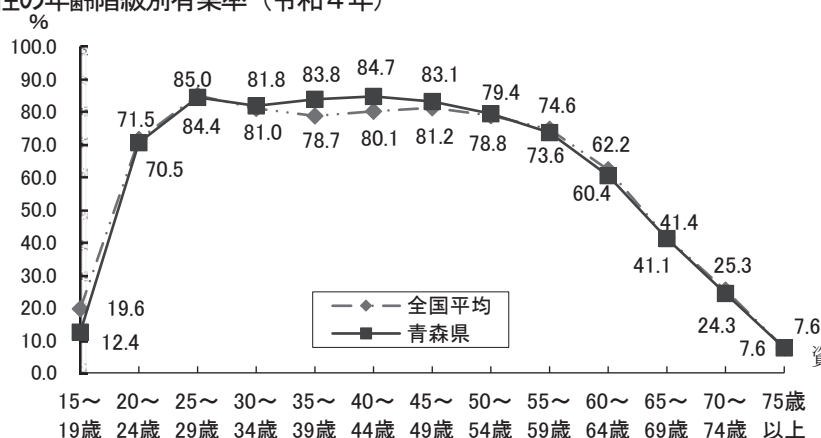
一方、令和4年就業構造基本調査によると、本県における女性の無業者のうち就業を希望する者は40,500人で、就業希望者比率は13.9%となっている。また、年齢階級別有業率は25歳～29歳では84.4%となり、30歳～34歳では81.8%、35歳～39歳では83.8%とM字カーブはほとんど認められず台形に近い形になっている。

15歳以上女性無業者総数と就業希望の有無

	①女性無業者総数	無業者 比率	就業希望及び求職活動の有無					
			②就業希望者総数					非就業 希望者数
			就業希望者 比率②／①	③求職者数	求職者比率 ③／①	非求職者数		
令和4年	291,900人	50.7%	40,500人	13.9%	15,100人	5.2%	25,300人	250,900人
平成29年	310,100人	50.9%	47,100人	15.2%	17,600人	5.7%	29,300人	257,100人

資料：総務省「就業構造基本調査」

女性の年齢階級別有業率（令和4年）



資料：総務省「令和4年就業構造基本調査」

(4) 男女別所定内給与額

令和5年賃金構造基本統計調査によると、本県の女性の所定内給与額の平均は 212,900 円となっており、男性の所定内給与額の 77.4%となっている。

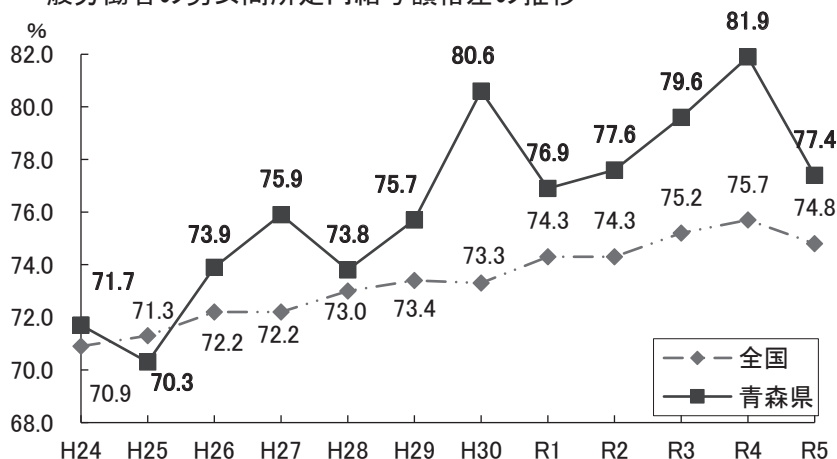
全国の女性の所定内給与額の平均は262,600円となっており、男性の所定内給与額の74.8%となっている。

男女別一般労働者の所定内給与額（令和5年）

	青森県		女性の水準 (男性=100)	全 国		女性の水準 (男性=100)
	所定内給与額			所定内給与額		
	女性	男性		女性	男性	
産業計	212,900 円	275,200 円	77.4%	262,600 円	350,900 円	74.8%
(年齢)	44.1 歳	46.3 歳	—	42.6 歳	44.6 歳	—
(勤続年数)	10.9 年	14.4 年	—	9.9 年	13.8 年	—

資料：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

一般労働者の男女間所定内給与額格差の推移



資料：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」
※男性を100として算出している。

(5) 女性のパートタイム労働者の就業状況

パートタイム労働者と通常の労働者との均衡のとれた待遇の確保などを目的とする「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」と同法に基づく「パートタイム労働指針」では、事業主が行うべきパートタイム労働者の適正な労働条件の確保など、雇用管理の改善を図るための措置について定めている。

令和5年の本県の女性パートタイム労働者の実態をみると、平均年齢49.3歳、平均勤続年数7.4年、1日当たり所定内実労働時間5.1時間、1時間当たり所定内給与額は1,090円となっている。

本県パートタイム労働者の労働実態（産業計）（令和5年）

	平均年齢	平均勤続年数	実労働日数	1日当たり所定内実労働時間数	1時間当たり所定内給与額	年間賞与その他特別給与額	労働者数
女性	49.3 歳	7.4 年	17.5 日	5.1 時間	1,090 円	44,300 円	58,340 人
男性	43.8 歳	6.2 年	15.1 日	5.0 時間	1,416 円	23,400 円	19,580 人

資料：厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

(6) 年間総労働時間

令和5年毎月勤労統計調査結果（事業所規模5人以上）によると、本県の年間総労働時間は1,753.2時間で、全国の1,635.6時間に比べ117.6時間多い。

所定内労働時間は、1,658.4時間で、全国の1,515.6時間に比べ142.8時間多い。

所定外労働時間は、94.8時間で、全国の120.0時間に比べ25.2時間少ない。

年間出勤日数は、232.8日で、全国の211.2日に比べ21.6日多い。

年間労働時間・出勤日数

	青森県			全国		
	令和4年	令和5年	前年比（差）	令和4年	令和5年	前年比（差）
総労働時間	1,742.4時間	1,753.2時間	0.6%	1,633.2時間	1,635.6時間	0.1%
所定内労働時間	1,635.6時間	1,658.4時間	1.4%	1,512.0時間	1,515.6時間	0.2%
所定外労働時間	106.8時間	94.8時間	△11.2%	121.2時間	120.0時間	△1.0%
出勤日数	231.6日	232.8日	(1.2日)	211.2日	211.2日	(0.0日)

資料：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（全国） 統計分析課「毎月勤労統計調査地方調査」（青森県）

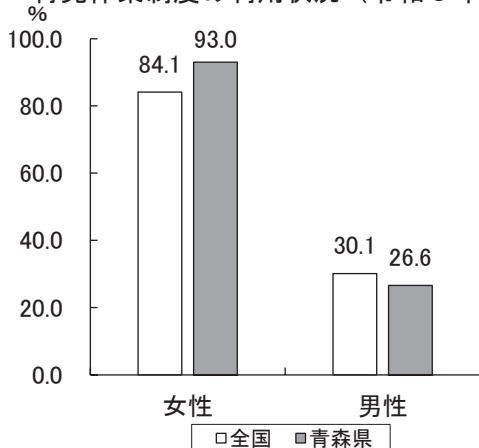
※総労働時間、所定内労働時間及び出勤日数については、各月間平均値を12倍し算出。所定外労働時間については、総労働時間から所定内労働時間を差し引いて算出。

(7) 男女別育児休業制度の利用状況

令和5年度雇用均等基本調査によると、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの1年間に在職中に出産した者又は配偶者が出産した者のうち、令和5年10月1日までに育児休業を開始した者の割合は、全国で、女性84.1%に対し、男性は30.1%であった。

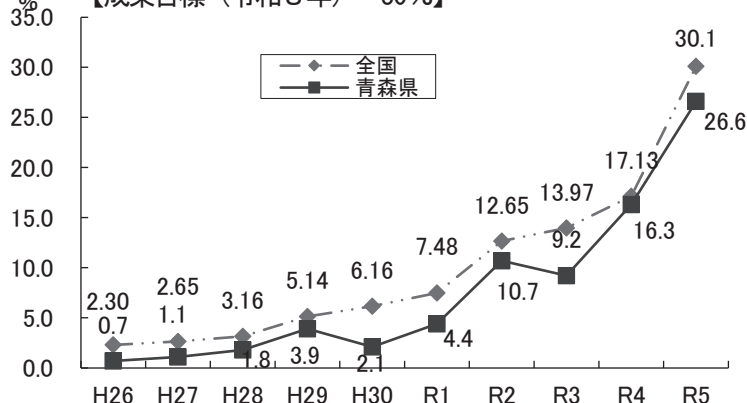
一方、令和5年青森県中小企業等労働条件実態調査（若者定着還流促進課）によると、青森県内の事業所における令和5年1月1日から令和5年12月31日までの育児休業制度の利用状況は、出産した女性の93.0%が育児休業を利用したのに対し、配偶者が出産した男性の利用率は26.6%であった。

育児休業制度の利用状況（令和5年）



男性の育児休業取得率の推移

【成果目標（令和8年） 30%】



資料：厚生労働省「雇用均等基本調査」（全国） 若者定着還流促進課「中小企業等労働条件実態調査」（青森県）

※全国と本県では、基準とする期間が異なる。また本県の調査は中小企業の平均値ではなく、傾向を把握するための参考値である。

(8) 男性の家事・育児等への参画状況

令和3年社会生活基本調査によると、6歳未満の子どもがいる本県の夫及び妻の家事・育児関連時間は、夫が1時間58分、妻が6時間11分であり、平成28年調査と比べると、夫は44分増加、妻は34分減少している。全国では、夫が1時間54分、妻が7時間28分であり、平成28年調査と比べると、夫は31分増加、妻は6分減少している。

6歳未満の子どもがいる夫及び妻の家事・育児関連時間（週全体平均による1日あたり）

	青森県				全国平均			
	夫		妻		夫		妻	
	平成28年	令和3年	平成28年	令和3年	平成28年	令和3年	平成28年	令和3年
家事	17分	24分	2時間57分	2時間52分	17分	30分	3時間7分	2時間58分
介護・看護	0分	0分	5分	2分	1分	1分	6分	3分
育児	44分	1時間5分	3時間8分	2時間46分	49分	1時間5分	3時間45分	3時間54分
買い物	13分	29分	35分	31分	16分	18分	36分	33分
合計	1時間14分	1時間58分	6時間45分	6時間11分	1時間23分	1時間54分	7時間34分	7時間28分

資料：総務省「社会生活基本調査」

(9) 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況

改正女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が令和4年4月1日から全面施行され、常時雇用労働者101人以上の国及び地方公共団体以外の事業主（以下、「一般事業主」という。）は、

（1）自社の女性の活躍状況の把握・課題分析、（2）一般事業主行動計画の策定・届出・公表、（3）自社の女性の活躍に関する情報公表などが義務付けられた。（常時雇用労働者100人以下の一般事業主については努力義務。）

令和6年3月31日現在、本県では、常時雇用労働者101人以上の企業においては439社中439社が一般事業主行動計画を策定・届出し、100人以下の企業においては58社が策定・届出を行っている。

女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況（令和6年3月31日現在）

常時雇用労働者101人以上の企業			100人以下の企業
企業数	一般事業主行動計画 届出企業数	届出率	一般事業主行動計画 届出企業数
439社	439社	100.0%	58社

資料：厚生労働省「女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画策定届出状況」

(10) あおもり働き方改革推進企業認証状況等

男女問わず全ての労働者が働きやすい環境づくりを推進するとともに、労働者の仕事と結婚から子育ての希望の実現への意欲を喚起し、もって男女共同参画社会づくり及び少子化対策の推進に資することを目的に、若者の雇用安定、女性の継続就業及び活躍推進、男性の家庭参画やワーク・ライフ・バランスの推進等の「働き方改革」に積極的に取り組む企業を「あおもり働き方改革推進企業」として県が認証しており、令和6年4月1日現在 149 社を認証している。

企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に資することを目的に、「イクボス宣言」を行った企業を県が登録しており、令和6年4月1日現在 67 社を登録している。

※イクボス：部下のワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を考えて、多様な働き方とキャリアを応援するとともに、しっかりチームをマネジメントして組織としての成果を出しながら、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司のこと

（令和6年4月1日現在）

あおもり働き方改革推進企業認証企業	149社
あおもりイクボス宣言企業数	67社

資料：こどもみらい課、県民活躍推進課

4 農林水産業等における状況

(1) 家族経営協定締結農家数

農業経営における女性の役割や立場を明確にするために、家族間で就業条件等の取り決めを行う「家族経営協定」を文書で締結する農家数は、令和6年3月31日現在で1,347戸となっている。

また、令和5年度中に新規締結した26戸のうち、39歳以下の女性がいる農家は10戸となっている。

家族経営協定締結戸数（各年3月31日現在）【成果目標（令和8年度末 1,330戸）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
締結農家戸数	1,302戸	1,307戸	1,306戸	1,331戸	1,347戸

資料：農林水産政策課

(2) 農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況

農林水産政策課及び地域県民局地域農林水産部では、女性の声を地域に反映させることができるよう、各種セミナーや男女共同参画推進会議の開催などにより、農山漁村女性リーダーの育成を行っている。

農山漁村女性の登用状況及びリーダー等の育成状況（各年4月1日現在）

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
方針決定の 場への登用	女性の農業委員	56人(10.0%)	56人(10.0%)	61人(11.0%)	61人(11.0%)	71人(12.7%)
	県農政審議会委員 の女性の割合	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	42.1%
女性リーダー 等の認定	女性農業経営士	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	2人(1.6%)
	女性青年農業士	5人(2.6%)	6人(3.2%)	6人(3.3%)	6人(3.4%)	3人(1.8%)
	V i C ・ ウーマン	297人	262人	234人	218人	195人

※（ ）は女性比率。

資料：農林水産政策課

※「V i C ・ ウーマン」とは、Village Conductor of Woman の略称で、「地域のよりよい『農林水産業とくらし』を指揮するリーダー」を意味する。

(3) 農山漁村女性の起業等の状況

農山漁村女性による加工・直売や農家レストラン、各種体験受入等の起業活動が地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている。

令和6年3月31日現在の女性起業数は329件となり、このうち、個人経営による起業活動は177件、グループ経営による起業活動は152件で、起業内容は、直売所での販売や食品加工の取組が多くなっている。

農山漁村女性の起業数（各年3月31日現在）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
個人経営	179件 (51.7%)	177件 (54.5%)	171件 (51.7%)	175件 (52.6%)	177件 (53.8%)
グループ経営	167件 (48.3%)	148件 (45.5%)	160件 (48.3%)	158件 (47.4%)	152件 (46.2%)
合 計	346件	325件	331件	333件	329件

資料：農林水産政策課

(4) 漁業における女性就業者数

令和5年の漁業就業者を男女別にみると、女性は1,181人（構成比17.2%）、男性は5,674人（同82.8%）で、平成30年に比べ女性は293人、男性は1,247人それぞれ減少した。

漁業就業者数（各年11月1日現在）

		女 性	男 性	計
平成25年	人数	1,932人	7,947人	9,879人
	構成比	19.6%	80.4%	100%
平成30年	人数	1,474人	6,921人	8,395人
	構成比	17.6%	82.4%	100%
令和5年	人数	1,181人	5,674人	6,855人
	構成比	17.2%	82.8%	100%

資料：農林水産省「漁業センサス」

(5) 農業、商工分野における女性役員等の状況

令和6年4月1日現在、県内農業委員数に占める女性委員の割合は12.7%、農業協同組合役員に占める女性の割合は10.7%であった。

また、商工会議所・商工会役員に占める女性の割合は6.8%となっている。

県内の農業、商工分野における女性役員等の状況（各年4月1日現在）

	令和5年	令和6年
農業委員に占める女性委員の割合	11.1%	12.7%
女性委員が登用されていない農業委員会数	40委員会中4委員会	40委員会中1委員会
農業協同組合の役員に占める女性の割合	10.3%	10.7%
女性役員がいない農業協同組合数	総合農業協同組合 10農協中0農協	総合農業協同組合 10農協中0農協
商工会議所、商工会役員の女性割合	6.9%	6.8%
女性役員がいない商工会議所、商工会数	48団体中0団体	47団体中0団体

資料：各課調べ（構造政策課 団体経営改善課 経済産業政策課）

Ⅱ 安心して暮らせる社会づくりに関する現状

1 多様な性に関する状況

(1) 青森県パートナーシップ宣誓制度による宣誓状況

県では、令和4年2月7日から、一方又は双方が性的マイノリティである方々が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行ったことを県が証する「青森県パートナーシップ宣誓制度」を開始した。

□制度開始からの累計宣誓組数（令和6年3月31日現在） 10組

2 地域社会における状況

(1) 消防団員に占める女性団員の割合

消防団員は、少子化・高齢化、産業・就業構造の変化等に伴い、年々減少傾向にある。このような中で、女性消防団員は増加傾向にあることから、女性消防団員の入団を更に加速させるため、市町村等の取組に対する支援や各種広報媒体を活用した消防団の紹介・PR活動を推進している。

消防団員に占める女性の割合（各年4月1日現在）【成果目標（令和8年度末） 10%】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
消防団員数	18,013人	17,591人	17,308人	16,658人	16,220人
うち女性団員数	526人	526人	542人	535人	545人
女性比率	2.9%	3.0%	3.1%	3.2%	3.4%

資料：消防保安課

(2) 自治会長に占める女性の割合

地域における指導的地位である自治会長に占める女性の割合について、令和6年は増加しているが、全国平均と比べると低い状況にある。

本県の令和6年7月1日現在の女性自治会長数は175人で、その割合は5.0%である。

自治会長に占める女性の割合（令和2～4年：4月1日現在、令和5、6年：7月1日現在）

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
自治会長数	3,393人	3,460人	3,556人	3,501人	3,505人
女性自治会長の いる市町村数	22団体	25団体	25団体	24団体	28団体
女性自治会長数	155人	158人	153人	163人	175人
女性比率	4.6%	4.6%	4.3%	4.7%	5.0%
(参考) 全国	6.1%	6.3%	6.8%	7.2%	7.4%

資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
県民活躍推進課

3 女性に対する暴力の状況

(1) 配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」という。）に基づき、県が設置する女性相談所、6か所の各地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉子ども総室、青森県男女共同参画センター、青森市及び八戸市が設置する市配偶者暴力相談支援センターをあわせた計10か所において、「配偶者暴力相談支援センター」として被害者からの相談、指導及び一時保護、情報提供、その他の援助を行っている。

令和5年度に配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数は1,587件（女性1,571件、男性16件）となっている。

配偶者暴力相談支援センターに寄せられた相談件数（各年度3月31日現在）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
青森県	991	1,070	1,208	1,403	1,587
全 国	119,276	129,491	122,478	122,211	—

資料：こどもみらい課 内閣府

(2) 警察におけるDV相談取扱状況

令和5年に警察に寄せられたDV相談件数は521件に及んでいる。

また、検挙件数は、刑法犯等（傷害、暴行など）が47件、配偶者暴力防止法違反事件が1件であり、配偶者暴力防止法に基づく保護命令通知件数は8件となっている。

DV事案は、被害者のほとんどが女性であり、暴力行為が長期間に及ぶことが多いため、被害者の早期相談が望まれる。

DV相談取扱状況

		青森県		全国	
		令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
取 扱 件 数		500	521	84,496	88,619
検 挙 件 数	刑法犯等	45	47	8,535	8,636
	配偶者暴力防止法	0	1	46	49
保 護 命 令 通 知 件 数	接近禁止命令	2	0	79	96
	接近禁止・退去命令	0	0	36	20
	接近禁止・電話等禁止命令	6	6	688	768
	接近禁止・退去・電話等禁止命令	1	2	276	281
	退去命令	0	0	3	3
計		9	8	1,082	1,168

資料：警察本部人身安全対策課 警察庁

(3) あおもり性暴力被害者支援センターにおける相談総数等

平成29年3月30日に県、県警察、公益社団法人あおもり被害者支援センター、青森県産婦人科医会の四者で締結した「性暴力被害者への支援における連携・協力に関する協定」に基づき、平成29年4月1日に県が開設したあおもり性暴力被害者支援センターは、被害を受けた本人やその家族などからの相談を受け、要望に応じた必要な支援をコーディネートする拠点となっており、相談や付添い支援、希望により産婦人科医療機関の紹介や警察への引継ぎなど、被害直後からの総合的な支援を、可能な限り一か所で提供するワンストップ支援センターとしての役割を担っている。

令和5年度にあおもり性暴力被害者支援センターに寄せられた延べ相談総数は784件となっている。

あおもり性暴力被害者支援センターに寄せられた相談総数等

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ相談総数	399件	434件	507件	434件	784件
相談実人員	90人	95人	108人	106人	149人
相談事案数	77件	86件	96件	100件	134件

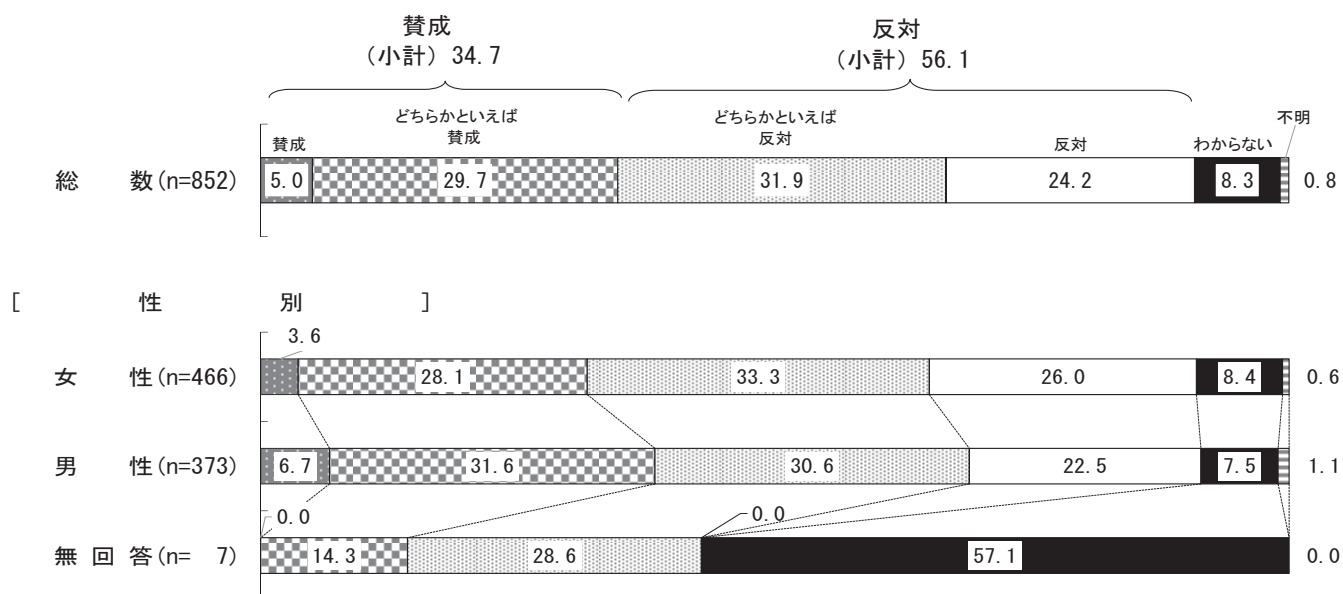
資料：県民活躍推進課

Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくりに関する現状

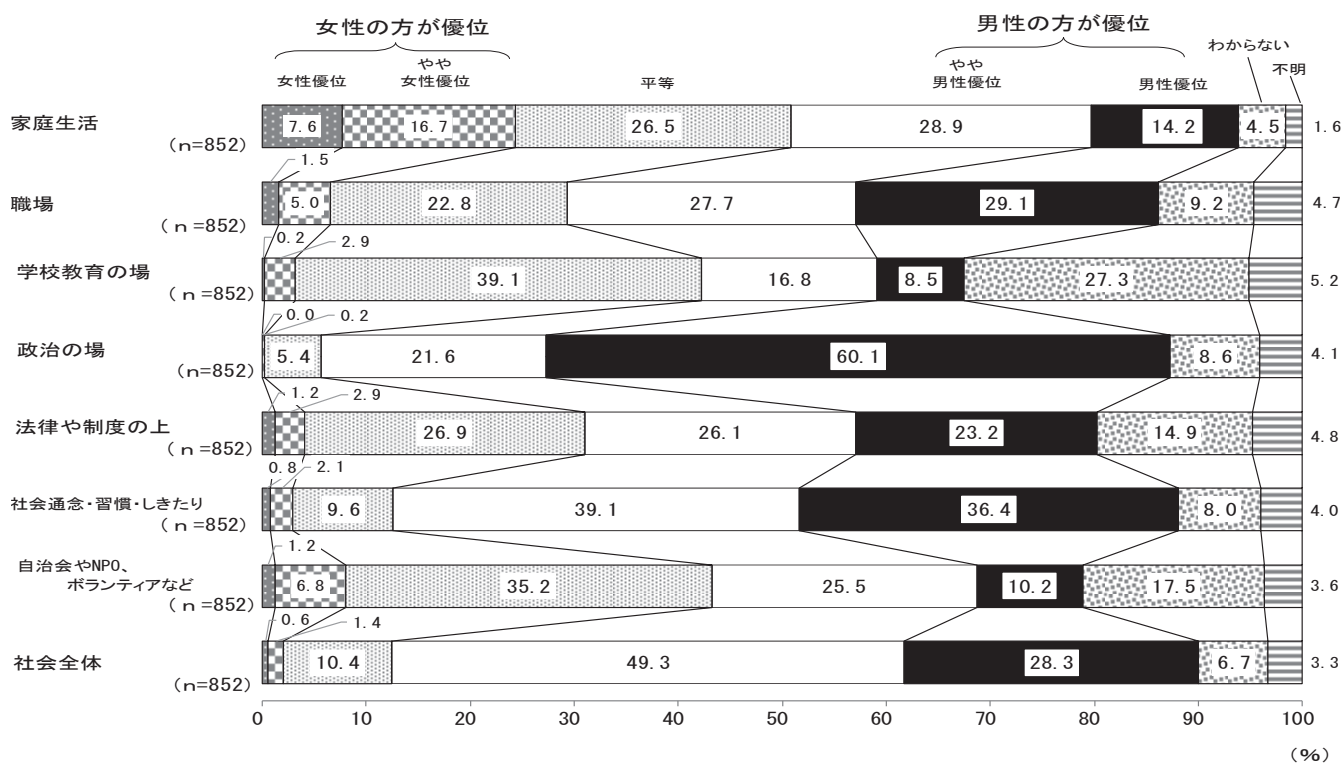
男女共同参画に関する意識

令和2年度青森県男女共同参画に関する意識調査によると、「妻は家庭を守り、夫は外で働く」という考え方に反対する人の割合は56.1%であり、賛成する人の割合の34.7%を21.4ポイント上回っている。また、男女の地位の平等感では、社会生活の多くの場面で男性優位と感じる人の割合が高くなっている。

「妻は家庭を守り、夫は外で働く」という考え方に対する賛否 (単位: %)



男女の地位の平等感 (n=852 単位%)



資料：県民活躍推進課「令和2年度青森県男女共同参画に関する意識調査」

<資料> 青森県の人口

1 人口の推移

令和5年10月1日現在の本県の総人口は、1,184,558人である。女性は625,812人(52.8%)、男性は558,746人(47.2%)で、令和4年に比べて女性が10,638人、男性が9,147人減少した。

なお、令和5年10月1日現在の女性人口(625,812人)を年齢別にみると、15歳未満人口(年少人口)が57,392人、15～64歳人口(生産年齢人口)が317,150人、65歳以上人口(老年人口)は242,494人で、その割合は女性人口のそれぞれ9.2%、50.7%、38.7%となっており、なかでも65歳以上人口(老年人口)の割合は、男性30.3%(169,135人)に比べて8.4ポイント高い。

青森県の人口の推移(各年10月1日現在)

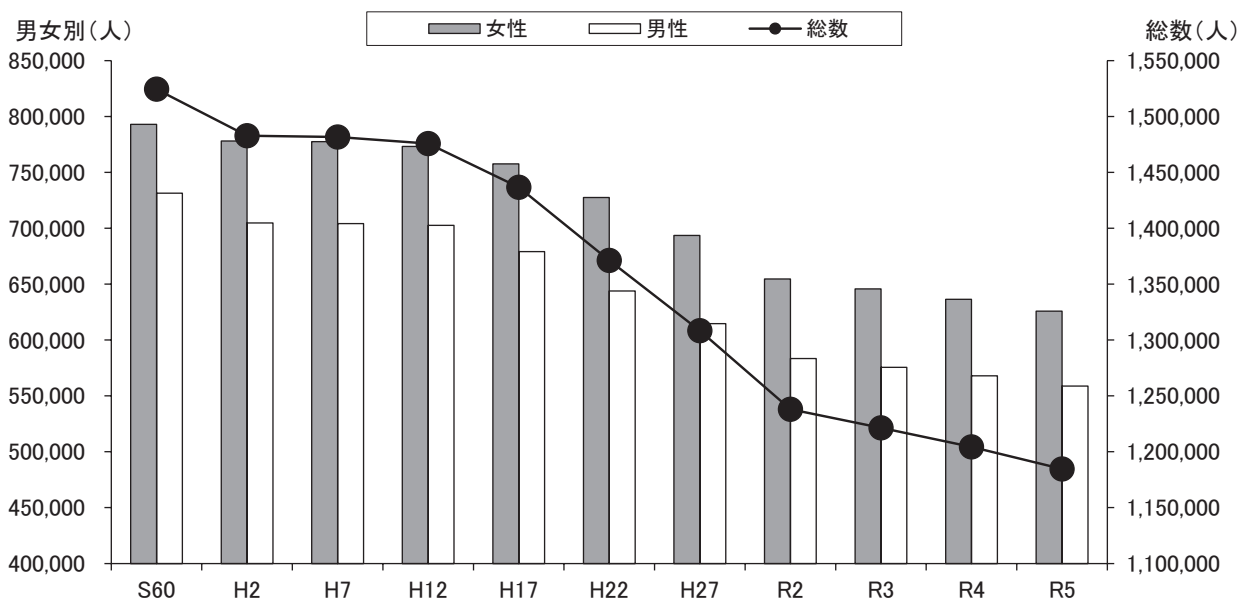
年次	世帯数	人 口			前年に対する 総数の増減	女性100人に 対する男性比率
		総数	女性	男性		
昭和60年	443,995世帯	1,524,448人	793,009人	731,439人	△2,915人	92.2%
平成2年	455,304世帯	1,482,873人	778,115人	704,758人	△17,855人	90.6%
7年	482,731世帯	1,481,663人	777,474人	704,189人	10,667人	90.6%
12年	506,540世帯	1,475,728人	773,155人	702,573人	650人	90.9%
17年	510,779世帯	1,436,657人	757,580人	679,077人	△14,290人	89.6%
22年	513,385世帯	1,373,339人	727,198人	646,141人	△9,178人	88.9%
27年	510,945世帯	1,308,265人	693,571人	614,694人	△13,630人	88.6%
令和2年	511,526世帯	1,237,984人	654,582人	583,402人	△8,307人	89.1%
3年	511,448世帯	1,221,305人	645,774人	575,531人	△16,679人	89.1%
4年	512,061世帯	1,204,343人	636,450人	567,893人	△16,962人	89.2%
5年	510,904世帯	1,184,558人	625,812人	558,746人	△19,785人	89.3%

資料：昭和60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和2年は、総務省統計局「国勢調査」

令和3、4、5年は、統計分析課「青森県人口移動統計調査」

注)人口の総数には、「年齢不詳」を含む。

青森県の人口の推移



資料：昭和60年、平成2、7、12、17、22、27年、令和2年は、総務省統計局「国勢調査」

令和3、4、5年は、統計分析課「青森県人口移動統計調査」

年齢（5歳階級）別推計人口（令和5年10月1日現在）

	青森県			市部			町村部		
	総数（人）	女性（人）	男性（人）	総数（人）	女性（人）	男性（人）	総数（人）	女性（人）	男性（人）
総数	1,184,558	625,812	558,746	927,451	491,828	435,623	257,080	133,974	123,106
0～4歳	32,031	15,574	16,457	25,756	12,567	13,189	6,273	3,005	3,268
5～9歳	40,511	19,814	20,697	32,219	15,660	16,559	8,305	4,159	4,146
10～14歳	44,997	22,004	22,993	35,626	17,417	18,209	9,368	4,587	4,781
15～19歳	48,887	23,817	25,070	39,120	19,010	20,110	9,769	4,810	4,959
20～24歳	41,370	19,280	22,090	34,457	16,311	18,146	6,868	2,949	3,919
25～29歳	41,636	19,749	21,887	33,738	16,282	17,456	7,882	3,465	4,417
30～34歳	47,217	22,887	24,330	37,789	18,601	19,188	9,448	4,290	5,158
35～39歳	58,173	29,004	29,169	46,362	23,232	23,130	11,818	5,780	6,038
40～44歳	68,344	33,902	34,442	54,536	27,333	27,203	13,810	6,574	7,236
45～49歳	80,124	39,853	40,271	64,059	32,271	31,788	16,078	7,592	8,486
50～54歳	84,151	42,641	41,510	66,807	34,154	32,653	17,319	8,475	8,844
55～59歳	80,685	41,689	38,996	63,257	32,972	30,285	17,419	8,714	8,705
60～64歳	85,041	44,328	40,713	65,607	34,511	31,096	19,442	9,821	9,621
65～69歳	89,549	47,667	41,882	67,482	36,154	31,328	22,065	11,512	10,553
70～74歳	103,478	56,274	47,204	78,072	42,934	35,138	25,413	13,344	12,069
75～79歳	78,542	44,316	34,226	59,800	34,080	25,720	18,744	10,236	8,508
80～84歳	61,587	38,173	23,414	46,427	28,785	17,642	15,165	9,391	5,774
85～89歳	47,763	32,404	15,359	35,039	23,759	11,280	12,719	8,639	4,080
90～94歳	23,781	17,875	5,906	17,459	13,222	4,237	6,321	4,651	1,670
95～99歳	6,192	5,127	1,065	4,449	3,665	784	1,745	1,454	291
100歳以上	737	658	79	556	504	52	181	154	27
15歳未満 (年少人口)	117,539	57,392	60,147	93,601	45,644	47,957	23,946	11,751	12,195
15～64歳 (生産年齢人口)	635,628	317,150	318,478	505,732	254,677	251,055	129,853	62,470	67,383
65歳以上 (老年人口)	411,629	242,494	169,135	309,284	183,103	126,181	102,353	59,381	42,972

※総数には年齢不詳を含む。

資料：統計分析課「青森県人口移動統計調査」

2 出生・死亡の状況

(1) 出生

本県の令和5年の出生数は5,696人で、前年の5,985人に比べて289人減少し、出生率（人口千対）は4.8で前年の5.0を0.2ポイント下回った。全国の出生数は727,288人で、前年の770,759人より43,471人減少し、出生率（人口千対）は6.0で前年の6.3を0.3ポイント下回った。また、本県の1人の女性が一生に産む子どもの数を表す合計特殊出生率は1.23で前年の1.24を0.01ポイント下回った。

出生数の推移

年次	出生数		出生率（人口千対）		合計特殊出生率	
	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国
平成17年	10,524人	1,062,530人	7.3	8.4	1.29	1.26
22年	9,712人	1,071,305人	7.1	8.5	1.38	1.39
27年	8,621人	1,005,721人	6.6	8.0	1.43	1.45
28年	8,626人	977,242人	6.7	7.8	1.48	1.44
29年	8,035人	946,146人	6.3	7.6	1.43	1.43
30年	7,803人	918,400人	6.2	7.4	1.43	1.42
令和元年	7,170人	865,239人	5.8	7.0	1.38	1.36
2年	6,837人	840,835人	5.5	6.8	1.33	1.33
3年	6,513人	811,622人	5.4	6.6	1.31	1.30
4年	5,985人	770,759人	5.0	6.3	1.24	1.26
5年	5,696人	727,288人	4.8	6.0	1.23	1.20

資料：健康医療福祉政策課、厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

(2) 死亡

本県の令和5年の死亡数は20,835人で、前年の20,117人に比べて718人増加し、死亡率（人口千対）は17.7で前年の16.8を0.9ポイント上回った。また、全国の死亡数は1,576,016人で、前年の1,569,050人より6,966人増加し、死亡率（人口千対）は13.0で前年の12.9を0.1ポイント上回った。

死亡数の推移

年次	死亡数		死亡率（人口千対）	
	青森県	全国	青森県	全国
平成17年	14,882人	1,083,796人	10.4	8.6
22年	16,030人	1,197,014人	11.7	9.5
27年	17,148人	1,290,510人	13.1	10.3
28年	17,309人	1,308,158人	13.4	10.5
29年	17,575人	1,340,567人	13.8	10.8
30年	17,936人	1,362,470人	14.3	11.0
令和元年	18,424人	1,381,093人	14.9	11.2
2年	17,905人	1,372,755人	14.5	11.1
3年	18,785人	1,439,856人	15.4	11.7
4年	20,117人	1,569,050人	16.8	12.9
5年	20,835人	1,576,016人	17.7	13.0

資料：健康医療福祉政策課、厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

3 婚姻と離婚の状況

(1) 婚姻

本県の令和5年の婚姻件数は3,326組で、前年の3,656組に比べて330組減少し、婚姻率（人口千対）は2.8で、前年の3.1を0.3ポイント下回った。また、全国の婚姻件数は474,741組で前年の504,930組より30,189組減少し、婚姻率（人口千対）は3.9で前年の4.1を0.2ポイント下回った。

(2) 離婚

本県の令和5年の離婚件数は1,665組で、前年の1,664組に比べて1組増加し、離婚率（人口千対）は1.41で、前年の1.39を0.02ポイント上回った。また、全国の離婚件数は183,814組で前年の179,099組より4,715組増加し、離婚率（人口千対）は1.52で前年の1.47を0.05ポイント上回った。

婚姻及び離婚件数の推移

年次	婚姻				離婚			
	婚姻件数		婚姻率（人口千対）		離婚件数		離婚率（人口千対）	
	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国	青森県	全国
平成17年	6,584	714,265	4.6	5.7	3,281	261,917	2.29	2.08
22年	5,926	700,222	4.3	5.5	2,679	251,379	1.96	1.99
27年	5,432	635,225	4.2	5.1	2,267	226,238	1.74	1.81
28年	5,135	620,707	4.0	5.0	2,164	216,856	1.68	1.73
29年	5,122	606,952	4.0	4.9	2,092	212,296	1.64	1.70
30年	4,737	586,481	3.8	4.7	2,022	208,333	1.61	1.68
令和元年	4,601	599,007	3.7	4.8	2,009	208,496	1.62	1.69
2年	4,032	525,507	3.3	4.3	1,915	193,253	1.55	1.57
3年	3,736	501,138	3.1	4.1	1,783	184,384	1.47	1.50
4年	3,656	504,930	3.1	4.1	1,664	179,099	1.39	1.47
5年	3,326	474,741	2.8	3.9	1,665	183,814	1.41	1.52

資料：健康医療福祉政策課、厚生労働省「人口動態統計（確定数）の概況」

第 2 部

青森県における男女共同参画の施策

1 県の推進体制

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日、男女共同参画の推進について基本理念を定め、県の施策の基本となる事項を示すとともに、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、それぞれの連携、協力した取組を促すため、「青森県男女共同参画推進条例」を公布・施行した。

条例では、男女共同参画を推進するための5つの基本理念と、県、事業者、県民それぞれの責務、男女共同参画の推進に関する基本的な施策等が定められている。

(2) 青森県男女共同参画推進本部

男女共同参画社会の実現に向けて、施策の立案から事業の実施まで、男女共同参画の視点に立った全庁的な取組を推進する必要があることから、庁内推進体制を強化し、施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、平成15年10月2日、知事を本部長とする「青森県男女共同参画推進本部」を設置した。

令和3年度は令和4年2月4日に開催し、第5次あおもり男女共同参画プランを決定した。

(3) 第5次あおもり男女共同参画プラン

県では、平成12年1月に「あおもり男女共同参画プラン21」、平成19年3月に「新あおもり男女共同参画プラン21」、平成24年2月に「第3次あおもり男女共同参画プラン21」を策定し、それらを指針としながら男女共同参画社会の実現をめざして諸施策を推進してきた。

また、平成29年度を初年度する「第4次あおもり男女共同参画プラン21」の計画期間が令和3年度で終了したことから、令和4年2月に「第5次あおもり男女共同参画プラン」を策定した。

「第5次あおもり男女共同参画プラン」では、男女共同参画社会の実現をめざして、「すべての人が個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きられる、活力ある青森県」を大目標とした上で、3つの基本目標と12の重点目標を掲げ、令和4年度から令和8年度までの男女共同参画の施策の方向を明らかにしている。

(4) 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画

平成16年12月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」において、配偶者からの暴力を防止し被害者の保護と自立支援のための施策に関する基本計画の策定が全ての都道府県に義務づけられたことから、本県においても平成17年12月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定した。

平成19年7月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、配偶者暴力相談支援センターの設置と基本計画の策定が市町村の努力義務となったことに伴い、平成21年1月に「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を改定した。

平成25年6月に法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）に改正、平成26年1月に施行され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて、法の適用対象となった。

また、平成26年度には、「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」を、平成31年3月には、「第4次青森県DV

防止・被害者支援計画」を策定した。

令和6年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が施行され、国が定める基本方針に即して、都道府県基本計画を策定することが義務付けられた。

県では、「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」の計画期間が令和5年度で終了したことから、DV防止法に基づく基本計画と、困難女性支援法に基づく基本計画を一体のものとして、新たに「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定した。

（5）青森県男女共同参画センター

男女共同参画を推進する活動拠点施設として、平成13年6月に青森県男女共同参画センターを開設した。平成18年4月から指定管理者に管理・運営を委託し、引き続き情報提供、各種講座の開催、相談など県民の男女共同参画の取組を支援している。

（6）青森県男女共同参画審議会

青森県男女共同参画審議会を知事の附属機関として平成13年11月に設置した。

審議会では基本計画の策定や変更、男女共同参画に関する重要事項を審議することとしている。

- 平成14年度は、「あおもり男女共同参画プラン21」（平成12年1月策定）を法定計画として位置付けるための調査審議を行い、平成14年2月に答申した。
- 平成17年度は、苦情処理体制の基本的な考え方を答申し、「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」への意見聴取を行った。
- 平成18年度は、「新あおもり男女共同参画プラン21」の策定に係る基本的な考え方について、専門部会を設置して調査審議を行い、平成18年12月に答申した。
- 平成23年度は、「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の策定に当たって調査審議を行い、平成23年11月に答申した。
- 平成28年度は、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」の策定に当たって調査審議を行い、平成28年12月に答申した。
- 令和3年度は、「第5次あおもり男女共同参画プラン」の策定に当たって調査審議を行い、令和3年12月に答申した。

（7）青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制

青森県男女共同参画推進条例第11条の規定に基づき、平成17年12月に「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情・意見の申出に係る処理要綱」を定め、平成18年4月に苦情処理制度が創設された。苦情等の申し出があった場合は男女共同参画審議会苦情等部会において調査審議を行い、申し出の状況については、毎年「青森県の男女共同参画の現状と施策」において公表することとしている。令和5年度までの申し出件数は1件である。

(8) あおもり女性活躍推進協議会

あらゆる産業分野において、働く意欲のある女性が働き続け、その能力を十分に発揮できる環境整備を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第27条に基づく協議会として、平成29年7月に商工経済、金融、福祉、農林水産、建設、教育等の主要団体を構成員とする「あおもり女性活躍推進協議会」を設置した。

令和5年度は、令和5年10月に協議会及び幹事会を開催し、県内企業の女性活躍推進に関する調査中間報告や各構成団体の取組状況について共有した。

○ 市町村との連携強化

男女共同参画社会を実現するためには、住民にとって最も身近な市町村の果たすべき役割が重要であり、県では、これまで、担当課長会議や全体研修会、市町村における男女共同参画基本計画策定のためのアドバイザー派遣等を通じて、市町村の取組を支援してきた。

令和6年4月1日現在、基本計画を策定している市町村は、37市町村である。策定率100%を達成するため、必要に応じ支援していく。

○ 関係機関等との連携

男女共同参画社会を実現するためには、行政のみならず、県民一人一人が男女共同参画社会づくりへの理解を深め、行動していくことが必要であることから、国をはじめとする関係機関、県民運動の推進母体である「青森県男女共同参画推進協議会」などの民間団体、企業等との連携・協力体制を充実するとともに、男女共同参画社会づくりに向けた地域における取組を促進する。

2 第5次あおり男女共同参画プラン

(1) 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間

(2) 計画の性格

- ・ 男女共同参画社会基本法第14条に基づく都道府県男女共同参画計画
- ・ 青森県男女共同参画推進条例第8条に基づく基本計画
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第1項に基づく都道府県推進計画

(3) 大目標 「すべての人が個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きられる、活力ある青森県」

(4) 施策体系

基本目標	重点目標	施策の方向
Ⅰ 性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	1 審議会等の委員への女性の参画拡大
		2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用
		3 市町村における女性の積極的登用の促進
		4 企業や各種団体等における女性の積極的登用の促進
	2 女性の人材育成とエンパワメント ※	1 女性のエンパワメント機会の拡充
		2 理工系分野等で活躍する女性の育成
		3 女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成
	3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ※	1 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進
		2 男性の家事・子育て・介護等への参画促進及び企業等における理解促進
		3 社会全体で子育てを支援する環境づくり
		4 社会全体で介護を支援する環境づくり
	4 雇用等における男女共同参画の推進 ※	1 企業における女性の活躍に関する取組の促進
		2 女性の活躍への理解促進
		3 希望に応じた多様な働き方を可能にする就業環境の整備
		4 女性の起業支援
		5 女性就業人口が少ない分野での女性の活躍推進
	5 農林水産業・自営の商工業等における女性の経営参画 ※	1 農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくり
		2 農林水産業や自営の商工業等の分野における政策・方針決定過程への女性参画の促進
		3 広域的なネットワークづくりや異業種間交流の推進
Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり	6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	1 ひとり親家庭への支援
		2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
		3 性の多様なあり方に対する理解の促進
	7 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進	1 地域で行われる様々な活動における男女共同参画の推進
		2 市町村における取組の促進
	8 女性に対するあらゆる暴力の根絶	1 女性に対する暴力根絶の取組の推進
		2 配偶者やパートナー等からの暴力（DV）への対策の推進
		3 性犯罪・性暴力被害者支援の強化
	9 生涯を通じた健康支援	1 性に関する知識の教育等による理解促進
		2 女性特有の健康問題に対する支援
		3 生涯を通じた健康支援
		4 医療分野における女性の参画拡大
	10 男女共同参画の視点に立った防災・復興対策	1 平時からの男女共同参画の推進
		2 災害時の男女共同参画の視点を反映させた対応
		3 復旧・復興対応の男女共同参画の推進
		4 平時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割の明確化
Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくり	11 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革	1 効果的な男女共同参画の広報・理解促進活動の推進
		2 男性の家事・子育て・介護等への参画促進
		3 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供
		4 国際規範・国際基準の理解・普及の推進
	12 教育、メディアを通じた理解の促進 ※	1 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実
		2 メディアを通じた男女共同参画の推進

※女性活躍推進法関連項目

(5) 成果目標（目標値）の現状

★女性活躍推進関係

No.	基本 目標	重点 目標	項 目	基準値 (時点)	目標値 (期限)	現状値 (時点)
1	I	1	県審議会等委員に占める女性の割合	32.8% (R3. 4)	40%以上 60%以下 (R8 年度末)	31.7% (R6. 4)
2	I	3	県職員の男性の育児休業取得率 ★	知事部局等 26.5% 教育 事務局 0.0% 県立学校 4.4% 小中学校 4.3% 警察 36.6% 病院局 10.0% (R2 年度)	各特定事業主 行動計画に定 める目標値 (R8 年度) ※	知事部局等 65.0% 教育事務局 75.0% 県立学校 19.3% 小中学校 13.1% 警察 84.1% 病院局 22.2% (R5 年度)
3	I	3	県内事業所における男性の育児休業取得率 ★	10.7% (R2)	30% (R8)	26.6% (R5)
4	I	3、4	あおもり働き方改革推進企業認証企業数 ★	151 社 (R3. 12)	300 社 (R8 年度末)	149 社 (R6. 3)
5	I	5	家族経営協定締結農家数 ★	1,307 戸 (R3. 3)	1,330 戸 (R8 年度末)	1,347 戸 (R6. 4)
6	II	7	自治会長に占める女性の割合	4.6% (R3. 4. 1)	10% (R8 年度末)	5.0% (R6. 7. 1)
7	II	8	DV防止等に関する基本計画策定市町村数	36 市町村 (R3. 2)	40 市町村 (R8 年度末)	39 市町村 (R6. 2)
8	II	10	消防団員に占める女性の割合	3.0% (R3. 4)	10% (R8 年度末)	3.4% (R6. 4)
9	III	11	男女共同参画センター講座参加者数（男女別）	女性 980 人 男性 97 人 (R2 年度) 女性 2,264 人 男性 438 人 (R 元年度)	女性 2,200 人 男性 1,100 人 (R8 年度)	女性 1,108 人 男性 189 人 (R5 年度)
10	III	11	家事・育児・介護等への男性の理解・参画推進に関連する研修等の数及び参加者数	6 件 345 人 (R2 年度) 30 件 592 人 (R 元年度)	25 件 650 人 (R8 年度末)	25 件 750 人 (R5 年度)
11	計画の総合的な推進 (II - 7)		女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率 ★	57.5% (R3. 4)	100% (R8 年度末)	90.0% (R6. 4)

※各特定事業主行動計画の目標値

知事部局等 100% (R6 年度)、教育 50% (R6 年度)、警察 50% (R7 年度)、病院局 100% (R7 年度)

(6) 参考データ項目の現状

★女性活躍推進関係

重点 目標	項 目	基準値（時点）	現状値（時点）
1	県議会議員に占める女性の割合	6.4% (R3.4.1)	14.6% (R6.4.1)
	市議会議員に占める女性の割合	14.9% (R3.4.1)	17.2% (R6.4.1)
	町村議会議員に占める女性の割合	4.6% (R3.4.1)	6.1% (R6.4.1)
	市町村審議会等委員に占める女性の割合 (市、町村)	市 27.4% 町村 23.7% (R3.4.1)	市 28.7% 町村 23.2% (R6.4.1)
	県の管理職に占める女性の割合（特定事業 主行動計画毎）★	知事部局等 5.7% 教育庁 10.6% 警察本部（一般職員） 16.1% 病院局 16.9% (R3.4.1)	知事部局等 7.3% 教育庁 17.6% 警察（一般職員） 23.3% 病院局 18.3% (R6.4.1)
	市町村の管理職に占める女性の割合 ★	14.7% (R3.4.1)	16.7% (R6.4.1)
	雇用者のうち管理的職業従事者に占める女 性の割合 ★	14.2% (H29)	20.7% (R4)
2	高等学校卒業者の理工系学部(※)進学者に 占める女性の割合 ※大学(学部)の理学系、工学系 ★	17.1% (R3.5.1)	18.6% (R5.5.1)
	あおもりウィメンズアカデミー修了者（審 議会等委員未経験者）のうち、2年以内に 審議会等委員として活動する女性の数	113 人 (H28～R2 年度累計)	4 人 (R3～5 年度累計)
3	「あおもりイクボス宣言登録企業」登録企 業数 ★	51 団体 (R3.12)	67 団体 (R6.3)
	次世代認定マーク（くるみん）取得企業数 ★	33 団体 (R3.4.1)	41 団体 (R6.4.1)
	男性の配偶者の出産直後の休暇取得率 ★	47.6% (R2)	55.0% (R5)
	県内事業所における年次有給休暇取得率★	52.7% (R2)	60.2% (R5)
	病児保育利用者数 ★	8,142 人 (R2 年度)	7,672 人 (R5 年度)
4	「えるぼし」マーク取得企業数 ★	8 団体 (R3.4.1)	17 団体 (R6.4.1)
	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計 画策定企業数 ★ (努力義務企業（100 人以下）)	78 団体 (R3.4.30)	58 団体 (R6.3.31)
5	女性起業数（農林水産業） ★	325 件 (R3.3.31)	329 件 (R6.3.31)
	県内創業支援拠点を利用した者のうち起業 した女性の数 ★	49 名 (R2 年度)	112 名 (R5 年度)
	商工会議所、商工会役員の女性割合 女性役員がいない商工会議所、商工会数★	7.6% 49 団体中 3 団体 (R3.4.1)	6.8% 47 団体中 0 団体 (R6.4.1)

重点 目標	項 目	基準値 (時点)	現在値 (時点)
5	農業委員に占める女性委員の割合 女性委員が登用されていない農業委員会数 ★	10.0% 40 委員会中 5 委員会 (R3. 4. 1)	12.7% 40 委員会中 1 委員会 (R6. 4. 1)
	農業協同組合の役員に占める女性の割合 女性役員がいない農業協同組合数 ★	9.4% 10 組合中 1 組合 (R3. 10. 1)	10.7% 10 組合中 0 組合 (R6. 4. 1)
6	雇用者であるひとり親家庭の親のうち正社員の割合（男女別）	女性 55.0% 男性 90.4% (R 元年度)	—
7	PTA 会長（小中学校）に占める女性の割合	8.2% (R3. 6. 1)	12.6% (R6. 6. 1)
8	DV 予防啓発セミナーにおける理解度	99.4% (R2 年度)	セミナー実施実績なし (R5 年度)
	配偶者暴力相談支援センターへの相談件数	1,070 件 (R2 年度)	1,587 件 (R5 年度)
	警察における DV 相談取扱件数	462 件 (R2)	521 件 (R5)
9	医師（医療施設従事者）に占める女性の割合	17.1% (H30)	20.6% (R4)
	スポーツ・運動実施率（週 1 日以上・男女別）	女性 45.1% 男性 52.8% (R2)	—
	子宮頸がん検診受診率（20～69 歳）	44.1% (R 元)	43.6% (R4)
	乳がん検診受診率（40～69 歳）	45.6% (R 元)	47.1% (R4)
10	県防災会議の委員に占める女性の割合	18.3% (R3. 4. 1)	24.1% (R6. 4. 1)
	市町村防災会議の委員に占める女性の割合	5.6% (R3. 4. 1)	6.8% (R6. 4. 1)
11	「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に反対する人の割合	56.1% (R2)	—
	社会全体において「男女が平等」と思う人の割合	10.4% (R2)	—
	家庭での夫婦の役割分担において「夫婦で同程度」と回答する者の割合（現実）	家事 19.3% 育児 30.7% (R2)	—
12	教育委員会教育委員に占める女性の割合（県、市、町村）	県 40.0% 市 37.2% 町村 32.0% (R3. 4. 1)	県 40.0% 市 40.9% 町村 36.7% (R6. 4. 1)
	学校管理職（校長・教頭・事務長）に占める女性の割合 ★	校長・教頭 14.0% 事務長 40.5% (R3. 4. 1)	校長・教頭 15.7% 事務長 53.8% (R6. 4. 1)

3 男女共同参画の推進に係る主な取組・関連事業

「第5次おおもり男女共同参画プラン」の体系に沿って、施策の状況を明らかにしています。

基本目標Ⅰ 性別にかかわらず一人ひとりが活躍できる環境づくり

重点目標1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

<施策の方向>

1 審議会等の委員への女性の参画拡大

行政における政策・方針決定過程に女性の意見を広く反映させるため、県が設置する審議会等の委員への女性の登用を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
審議会等委員への女性登用の促進	全審議会における女性委員比率40%以上60%以下を目標とし、積極的な女性人材の登用に取り組んだ。	—	全審議会における女性委員比率40%以上60%以下を目標とし、積極的な女性人材の登用に取り組む。	—	全部局
おおもり女性人財バンク整備事業	県や市町村の審議会等における女性委員の登用を進めるため、女性人財情報をとりまとめ、各課等に提供した。	114	県や市町村の審議会等における女性委員の登用を進めるため、女性人財情報をとりまとめ、各課等に提供する。 令和6年5月1日現在 269名	114	県民活躍推進課

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

県は、女性活躍推進法の規定により各任命権者が策定する特定事業主行動計画に基づき、管理職への女性職員の積極的登用に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性活躍推進のための特定事業主行動計画	知事部局等 ・計画期間 令和3年度～令和7年度 ・目標 ① 県職員の女性採用比率 40%以上 ② 副参事級以上の県職員に占める女性の割合 令和8年4月1日までに8%以上	実績 (R5.4.1) ①県職員の女性採用比率 42.5% ②副参事級以上の県職員に占める女性の割合 6.6%	実績 (R6.4.1) ①県職員の女性採用比率 50.3% ②副参事級以上の県職員に占める女性の割合 7.3%	—	人事課
	教育委員会 ・計画期間 令和3年度～令和7年度 ・目標 ①教育委員会事務局の副参事級以上に占める女性の割合を令和8年4月1日までに10%以上にする。 ② 学校管理職（校長、教頭、事務局長）に占める女性の割合を令和8年4月1日までに16%以上にする。	実績 (R5.4.1) ①教育委員会事務局の副参事級以上に占める女性の割合 13.5% ②学校管理職（校長・教頭・事務長）に占める女性の割合 17.0%	実績 (R6.4.1) ①教育委員会事務局の副参事級以上に占める女性の割合 17.6% ②学校管理職（校長・教頭・事務長）に占める女性の割合 18.2%	—	教育庁 職員福利課 教職員課
	警察本部 ・計画期間 令和2年度～令和7年度 ・目標 ①女性職員の採用比率を20%以上、警察官に占める女性警察官の割合を11%以上 ②警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合を7%以上、一般職員のうち、主幹級以上に占める女性の割合を50%以上	実績 (R5.4.1) ①女性職員の採用比率27.1%、警察官に占める女性警察官の割合11.7% ②警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合6.9%、警察行政職員のうち主幹級以上に占める女性の割合 41.1%	実績 (R6.4.1) ①女性職員の採用比率28.2%、警察官に占める女性警察官の割合12.3% ②警察官のうち、警部補以上に占める女性の割合6.7%、警察行政職員のうち主幹級以上に占める女性の割合 40.2%	—	警察本部 警務課
	病院局 ・計画期間 令和3年度～令和7年度 ・目標 ①女性採用比率 58%以上 ②副参事級以上の職員に占める女性の割合 令和8年4月1日までに21%以上	実績 (R5.4.1) ①女性採用比率 62.2% ②副参事級以上の職員に占める女性の割合 18.9%	実績 (R6.4.1) ①女性採用比率 57.1% ②副参事級以上の職員に占める女性の割合 18.3%	—	病院局 運営部
	女性の登用	女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組んだ。	女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組む。	—	県教育庁 警察本部

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
女性管理職割合の向上	・ダイバーシティマネジメント研修を継続して実施し、さまざまな人材の活躍を促進するマネジメントスキルの習得を図った（修了者数7名）。 ・管理者入門研修「マネジメント実践」（全4回、修了者109名）、課長研修「組織マネジメント」（全4回、修了者数52名）を継続して実施し、女性の活躍に向けた、管理職の意識改革やマネジメント能力の向上を図った。	—	—	—	人事課
	①教育委員会事務局 ・人事異動方針に女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう積極的な登用と従事業務の拡大に配慮することを掲げ、女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組んだ。 ・教育委員会事務局の役付職員のうち女性の割合27.8%（R5.4.1） ②学校 ・女性職員の積極的な登用や将来の登用に向けた配置等に取り組んだ。 ・学校管理職（校長、教頭、事務長）のうち、女性の割合17.0%（R5.4.1）	—	①教育委員会事務局 ・人事異動方針に女性職員の個性と能力が十分に発揮できるよう積極的な登用と従事業務の拡大に配慮することを掲げ、女性職員の管理職への登用や職域拡大等に取り組む。 ②学校 ・女性職員の積極的な登用や将来の登用に向けた配置等に取り組む。	—	教育庁 職員福利課
	女性職員の積極的な登用や将来の登用に向けた配置等に配慮した。	—	引き続き、女性管理職割合の向上に向けた各種取組を推進する。	—	警察本部 警務課
研修の充実・実施	女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修を実施し、管理職を経験した県女性職員の体験談や講義・グループワークを通じて、これからのキャリアに必要な知識・スキルの習得を図った。（修了者数7名）	—	・主幹研修「マネジメント基礎」（全3回）、管理者入門研修「マネジメント実践」（全3回）、課長研修「組織マネジメント」（全2回）の中で、女性活躍推進の内容を充実させ、管理職の意識改革やマネジメント能力の向上を図る。	—	人事課
	女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修への参加を促した。	—	東北自治研修所が実施する管理・監督職研修[女性リーダーコース]への参加を促す。	—	教育庁 職員福利課
	女性職員セルフマネジメント研修への参加（3名）のほか、女性職員のキャリア形成に資する講演会を開催し、キャリアアップに向けた意欲向上を図った。	—	引き続き、女性職員のキャリア形成に資する研修会、現場執行能力向上に資する教養訓練の実施等、各種取組を推進する。 また、男性職員が育児や家事を分担しやすい職場環境づくりを推進し、女性のキャリア形成に係る理解の深化を図る。	—	警察本部 警務課

2 県職員の管理職における女性職員の積極的登用

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
職業生活と家庭生活の調和	・ハラスメントの防止対策について、周知を図った。 ・職員のワーク・ライフ・バランスを更に推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を引き続き設定し取組状況を確認するとともに、定時退庁に努める「ワーク・ライフ・バランスウィーク」を実施した。 ・子育てのために利用可能な制度や、利用を検討する際の関係資料等の改訂及び周知を行った。	—	・ハラスメントの防止対策について、周知を図る。 ・職員のワーク・ライフ・バランスを更に推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を引き続き設定し取組状況を確認するとともに、定時退庁に努める「ワーク・ライフ・バランスウィーク」を実施する。 ・子育てのために利用可能な制度や、利用を検討する際の関係資料を定期的に周知する。	—	人事課
	①教育委員会事務局 ・職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を設定し、取組状況を確認するとともに、定時退庁に努める「ワーク・ライフ・バランスウィーク」を実施した。また、各所属長等に「イクボス宣言」の実施を促した。子育てに関連する制度の啓発資料「こそだてナビ」を作成し、職員に配布した。 ・サブマネージャー（副課長）1年目及び2年目の職員に対する研修を実施することでハラスメント対策の充実を図った。 ②学校 ・学校職員のワーク・ライフ・バランスを更に推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を引き続き設定し、各学校において目標の実現に向けて取り組んだ。また、取組状況を確認した。 ・学校閉庁日を実施し、年次休暇を取得しやすい環境整備を行った。	—	①教育委員会事務局 ・職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を設定し、取組状況を確認するとともに、定時退庁に努める「ワーク・ライフ・バランスウィーク」を実施する。 ・子育てしやすい環境づくりのため、各種制度等を紹介する。 ・ハラスメントの防止対策について、周知を図る。 ②学校 ・学校職員のワーク・ライフ・バランスを更に推進するため、「職員のワーク・ライフ・バランス推進目標」を引き続き設定し、取組状況を確認する。 ・学校閉庁日を実施し、年次休暇を取得しやすい環境整備を行う。 ・子育てしやすい環境づくりのため、各種制度等を紹介する。 ・夏季休暇を4日から5日に拡大したことについて通知し、休暇の計画的利用を促進する。	—	教育庁 職員福利課
	・育児の事情を抱える職員が深夜勤務を伴う宿直勤務等に従事する場合の組織的支援（配慮）について制度化した。 ・妊娠、出産した女性職員の支援のため、子育てを経験した女性職員によるレピーサポート、職場復帰サポート制度により定期的支援を受けられるようにした。 ・男性職員の家庭生活への参画を促進するため、父親になることが判明した男性職員には男性の子育て参加計画書を作成させ、同計画書に基づきフォローアップすることで、配偶者出産休暇又は育児参加休暇の取得促進に努めた。 ・各種ハラスメント防止対策について、執務資料を作成し、職員への周知を図った。	—	・各種取組を推進し、ワーク・ライフ・バランスを推進する。 ・引き続き、育児又は介護の事情を抱える職員の支援のため、両立支援制度のポイントを整理した執務資料の作成等に努める。	—	警察本部 警務課

3 市町村における女性の積極的登用の促進

市町村における審議会等委員や管理職等への女性の積極的登用を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
市町村男女共同参画行政担当課長会議	市町村男女共同参画行政担当職員を対象に、オンラインで会議を開催し、県の主要事業等の説明や、市町村での取組について要請した。	113	市町村男女共同参画行政担当職員を対象に、県の主要事業等の説明を行い、市町村における取組促進を要請する。	113	県民活躍推進課
あおり女性人財バンク整備事業 (再掲 重点目標1-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課

4 企業や各種団体等における女性の積極的登用の促進

企業や各種団体等における女性の採用や管理職・役員への女性の積極的登用を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業 (企業等における働きやすさ向上)	「あおり女性活躍推進協議会」(8分野19団体)を開催し、関係団体との継続した情報共有を実施するほか、中小企業を対象とした女性活躍推進を支援するための研修会を開催した。 また、県内企業を対象とした女性活躍推進の取組等に関する調査・分析を行い、報告書を作成した。	3,395	「あおり女性活躍推進協議会」(8分野19団体)を開催し、関係団体との継続した情報共有を実施するほか、中小企業を対象とした女性活躍推進を支援するための研修会を開催する。	726	県民活躍推進課
あおり働き方改革推進企業認証制度事業	働き方改革に取組む企業5社を新たに認証した。一定の役割を果たしたことから令和7年3月31日に事業を終了する。	772	令和7年3月31日の事業終了に向けた諸手続きを行う。	—	こどもみらい課

重点目標2 女性の人財育成とエンパワーメント

＜施策の方向＞

1 女性のエンパワーメント機会の拡充

あらゆる分野で希望に応じてその個性と能力を発揮し活躍することの重要性について、女性自身の理解を促進し、エンパワーメントを行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもりウィメンズアカデミーの開催	働く女性を対象とした「働く女性リーダーコース」と、地域活動等で活躍している女性を対象とした「地域女性リーダーコース」を設けて開催した。 ①働く女性リーダーコース ・目的 リーダーとしての心構えや必須スキルを学習し、キャリアビジョンを描く ・実施期間 9月～11月 ・実施場所 アビオあおもり・YouTube配信 ・参加者数 30名 ②地域女性リーダーコース ・目的 政策・方針決定過程へ参画できる青森県型地域共生社会形成促進のための女性人財の育成 ・実施期間 7月～11月 ・実施場所 むつ市 ・参加者数 9名	(指定管理業務)	働く女性を対象とした「働く女性リーダーコース」と、地域活動等で活躍している女性を対象とした「地域女性リーダーコース」を設けて開催する。 ①働く女性リーダーコース ・目的 リーダーとしての心構えや必須スキルを学習し、キャリアビジョンを描く ・実施期間 9月～11月 ・実施場所 アビオあおもり・YouTube配信 ・募集人数 50名 ②地域女性リーダーコース ・目的 政策・方針決定過程へ参画できる青森県型地域共生社会形成促進のための女性人財の育成 ・実施期間 7月～11月 ・実施場所 つがる市 ・定員 10名	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
地域農業を支える普及活動推進事業（農山漁村女性の経営参画推進普及活動） 農山漁村女性の経営参画推進普及事業に組替	女性農林漁業者の経営参画促進とリーダー育成により、経営力強化と地域の活性化を図った。 ・男女共同参画推進会議の開催（各県民局） ・女性の経営・社会参画セミナーの開催（各県民局） 9回 延べ参加人数165人（6月～2月） ・ViC・ウーマンの認定新規認定2人（ViC・ウーマン総数195人） ・県民対話集会「＃あおばな～挑戦する農山漁村女性～」 1月17日（水） AOMORI STARTUP CENTER ・農山漁村女性の日青森県大会の開催 2月14日（水）青森市「ホテル青森」	1,874	—	—	農林水産政策課
農山漁村女性の経営参画推進普及事業	—	—	女性農林漁業者の経営参画促進とリーダー育成により、経営力強化と地域の活性化を図る。 ・男女共同参画推進会議の開催（各県民局） ・女性の経営・社会参画セミナーの開催（各県民局） ・ViC・ウーマンの認定 ・知事との意見交換会 ・農山漁村女性の日青森県大会の開催	1,920	農林水産政策課
林業後継者活動支援事業	山菜等を活用した郷土食の加工・販売や、イベントなどで地域の食育にも取り組んでいる女性林業研究グループの活動支援を実施した。	431	山菜等を活用した郷土食の加工・販売や、イベントなどで地域の食育にも取り組んでいる女性林業研究グループの活動支援を実施する。	430	林政課
よくわかる男女共同参画講座（講師派遣）	市町村、町内会・自治会等が開催する研修会において、センター職員が講師を務め、最新情報を盛り込みながら、地域における男女共同参画の必要性を啓発した。 ・実施日 ①7月28日（34人） ②9月19日（26人） ③11月21日（21人） ④12月18日（35人） ⑤12月21日（11人） ⑥3月11日（29人）	指定管理者自主事業	市町村、町内会・自治会等が開催する研修会において、センター職員が講師を務め、最新情報を盛り込みながら、地域における男女共同参画の必要性を啓発する。 ・年3カ所程度	指定管理者自主事業	県男女共同参画センター

1 女性のエンパワーメント機会の拡充

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
西北地域の未来をつくるデジタル人財育成事業 (ママICTワーカー育成講座の開催)	ICTスキルを活用して働く人財を育成するため、子育て中の女性等を対象に、ICTスキルの習得・向上につながる講座を8月～2月にかけて実施し、14名が参加した。 また令和4年度の講座受講者を対象に県内企業等から事務代行などの案件を遂行するアウトソーシング実証では、8名が参加し、6件の案件を遂行した。	3,890	引き続き、子育て中の女性等を対象に講座を実施するとともに、令和5年度の講座受講者を対象に県内企業等から事務代行などの案件を遂行するアウトソーシング実証を行う。	4,056	西北地域県民局地域連携部
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業(「地方で稼げる女性」マインド醸成)	女性の経済的自立促進に向けた意識醸成のため、県内在住女性を対象に「あおもり×女性」ライフ&キャリアセミナーを7月15日に開催し、63名が参加した。 また、地方にいなが稼げるスキルの習得やデジタル分野のジェンダーギャップ解消のため、県内在住女性を対象にデジタルマーケティングセミナーを9月～1月の5か月間開講し、15名受講し、14名が修了した。修了者のうち4名は、スキルの実践のため、インターンシップに参加した。	6,990	女性の経済的自立促進に向けた意識醸成を行う。 また、テレワークが普及している状況を活かして、地方にいなが稼げるスキルの習得やデジタル分野のジェンダーギャップ解消に取り組む。	6,990	県民活躍推進課

2 理工系分野等で活躍する女性の育成

理工系等進路への興味関心や理解を促し、女性の理工系等人財育成に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
キャリア支援ウェブサイトの運営	キャリア支援ウェブサイト「県土整備部キャリアNAVI」内において、学生へキャリアイメージを伝えるため、女性職員の“生の声”を紹介している。	—	引き続き、キャリア支援ウェブサイト「県土整備部キャリアNAVI」内において、学生へキャリアイメージを伝えるため、女性職員の“生の声”を紹介する。	—	整備企画課
理工系女子学生への対応の推進	県土整備部インターンシッププラス、若手訪問プログラムにおいて、女性技術職員の職場環境や業務内容等について、技術系の若手女性県職員チームと女性参加者との意見交換会を実施し、理工系女子学生に対する対応を推進した。 ・参加者数 8名	—	引き続き、若手女性職員チームにより、理工系女子学生に対する対応を推進する。	—	整備企画課
建設系企業インターンシップ	本県建設系企業の業務内容や民間技術者の役割及び職場環境等について幅広く知ってもらうとともに、職業意識向上の機会の提供やキャリア教育の一環として、インターンシップ研修生を募集した。 ・参加者数 1名	—	引き続き、本県建設系企業の業務内容や民間技術者の役割及び職場環境等について幅広く知ってもらうとともに、職業意識向上の機会の提供やキャリア教育の一環として、インターンシップ研修生を募集する。	—	整備企画課
青森県女性ロールモデル事例紹介事業	起業や社会貢献、研究等様々な分野にチャレンジする女性を取材し、男女共同参画センターのホームページで紹介した。 ・取材者数 3名	(指定管理業務)	起業や社会貢献、研究等様々な分野にチャレンジする女性を取材し、男女共同参画センターのホームページで紹介する。 ・取材者数 3名	(指定管理業務)	県男女共同参画センター

3 女性のチャレンジを促進する社会的気運の醸成

あらゆる分野において女性が積極的に参画できるよう、社会的気運の醸成を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業（奥入瀬サミット開催支援）	「奥入瀬サミット」で構築された女性人財ネットワークの活用により、リーダーとして活躍する女性人財の持続的な育成と女性人財ネットワークの維持・拡大を推進するため、民間団体が実施する「奥入瀬サミット」の開催を支援した。 ・プレセミナー 7月1日(土)青森市サンロード青森（参加者約40名） ・奥入瀬サミット2023 9月23日(土)～24日(日) 十和田市奥入瀬森のホテル（参加者約60名）	4,375	「奥入瀬サミット」で構築された女性人財ネットワークの活用により、リーダーとして活躍する女性人財の持続的な育成と女性人財ネットワークの維持・拡大を推進するため、民間団体が実施する「奥入瀬サミット」の開催を支援する。	4,375	地域交通・連携課
青森県いきいき男女共同参画社会づくり事業	①男女共同参画社会の実現に向け、顕著な功績のあった個人や団体を表彰した。 令和5年度受賞者 女性のチャレンジ賞 1個人 ②パンフレット「みんなが自分らしく!!考えてみよう男女共同参画」を県内各高校に送付した。	296	①男女共同参画社会の実現に向け、顕著な功績のあった個人や団体を表彰する。 ②パンフレット「みんなが自分らしく!!考えてみよう男女共同参画」を県内各高校に送付する。	296	県民活躍推進課
青森県女性ロールモデル事例紹介事業 (再掲 重点目標2-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業 (企業等における働きやすさ向上) (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課
女性指導者ネットワーク専門委員会	県内の女性指導者による「女性指導者ネットワーク専門委員会」を開催し、本県的女子種別の競技力向上対策について、講師を招へいし、研修及び調査・分析を行った。 1回目 12月11日(第12回委員会)	958	スポーツ活動における女性特有の課題への対応及び活動環境の改善に取り組むため、県内の女性指導者による「女性指導者ネットワーク専門委員会」を年1回開催し、本県的女子種別の競技力向上対策について、研修及び調査・分析を行う。	958	教育庁スポーツ健康課

重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

<施策の方向>

1 職業生活と家庭生活の両立支援に向けた企業の取組促進

長時間労働の是正などの働き方改革を含め、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する取組を評価し、一人ひとりがその個性と能力を發揮できる職場づくりを促進します。

（単位：千円）

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもり働き方改革推進企業認証制度事業 （再掲 重点目標1－4のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	こどもみらい課
あおもり働き方改革推進企業に対する競争入札参加資格者名簿の等級格付	競争入札参加資格審査申請者を対象に、役務契約及び物品契約に係る競争入札参加資格者名簿登載時の等級格付において、「あおもり働き方改革推進企業認証制度」で認証された事業所等に対し、加算措置を行った。 （競争入札においては、A、B及びCの等級格付に応じて、参加できる入札の予定価格の上限が設定されているが、等級格付は、生産額などの審査項目ごとに付与された数値の合計点により決定されており、付与数値が多くなればより上位の等級に格付けされることから、競争入札参加機会の増に資するものとなる。）	—	競争入札参加資格審査申請者を対象に、役務契約及び物品契約に係る競争入札参加資格者名簿登載時の等級格付において、「あおもり働き方改革推進企業認証制度」で認証された事業所等に対する、加算措置を行う。 （競争入札においては、A、B及びCの等級格付に応じて、参加できる入札の予定価格の上限が設定されているが、等級格付は、生産額などの審査項目ごとに付与された数値の合計点により決定されており、付与数値が多くなればより上位の等級に格付けされることから、競争入札参加機会の増に資するものとなる。）	—	財産管理課 会計管理課
女性活躍推進企業の取組支援 企業における女性活躍に関する調査	県内企業を対象に、対象業種を設定の上、女性が企業でキャリアアップする上での課題や男女共同参画に取り組んでいる事例を調査・公表した。（3社）	（指定管理業務）	県内企業を対象に、対象業種を設定の上、女性が企業でキャリアアップする上での課題や男女共同参画に取り組んでいる事例を調査・公表する。	（指定管理業務）	県男女共同参画センター

2 男性の家事・子育て・介護等への参画促進及び企業等における理解促進

職業生活と家庭生活の両立や女性の職域における活躍推進のため、男性の家事・子育て・介護等への参画と、これを可能にする企業等の取組を、あおもり女性活躍推進協議会と連携して促進します。

（単位：千円）

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業 （男性の家事シェア促進）	男性の家事が当たり前となるよう意識醸成し、実施しやすい家事から行動変容を促すため、スーパー等小売店で男性の家事を促進するための取組と、男性の家事参画啓発イベントを開催した。	4,134	普段家事をしない男性に対して、家事参画のきっかけとして買い物を切り口とした家事を促進する取組を行うことにより、家事参画に対する気運を高めながら、実際の家事体験を通して、家事をしない男性の意識及び行動の変容を促す。	4,134	県民活躍推進課
あおもりイクボス宣言企業登録の推進	登録企業数の増加を図るため、研修会等において制度紹介を行った。 令和5年度末登録企業数 67社	—	研修会等の機会を活用し、制度の周知を行うほか、ホームページでの公表を行う。	—	県民活躍推進課
男性の家事・育児参画促進のための情報提供や学習機会の提供	共働き世帯が専業主婦世帯の2倍以上になった現在、男性が家事・育児・介護等を自らの問題と捉え、主体的に参画することを促していくため、主として男性を対象とした講座を開催した。 ①家事・育児等体験交流講座 参加者 4人 ②介護体験講座 参加者 6人	（指定管理業務）	共働き世帯が専業主婦世帯の2倍以上になった現在、男性が家事・育児・介護等を自らの問題と捉え、主体的に参画することを促していくため、主として男性を対象とした講座を開催する。 ①家事・育児等体験交流講座 ②介護体験講座	（指定管理業務）	県男女共同参画センター
よくわかる男女共同参画講座（講師派遣） （再掲 重点目標2－1のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	県男女共同参画センター

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

「のびのびあもり子育てプラン」に基づき、社会全体での子育てを支援する環境づくりを推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
保育士・保育所支援センター事業 (保育士・保育所支援センター事業費)	潜在保育士の就職・活用支援や勤務する保育士の相談支援、保育士人材バンク設置、保育士の質を高めるための研修を実施し、就職マッチングを行った。(R5実績40人)	20,844	潜在保育士の就職・活用支援や勤務する保育士の相談支援、保育士人材バンク設置、保育士の質を高めるための研修を実施し、就職マッチングを行う。	21,266	こどもみらい課
幼稚園教育理解推進事業	幼稚園教育の振興・充実を図るという観点から、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進、幼児教育の質に関する認識の共有、家庭や地域との連携の在り方について、県内3地区の代表園による協議主題に基づいた研究実践発表・分科会協議を参集型とオンラインによるハイブリッド方式で行うとともに、幼保小の円滑な接続及び指導計画の作成、保育の展開、指導の過程の評価・改善に係る講演を実施した。(参加者89名)	—	幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び保育所保育指針等、幼児教育に関する内容について研究協議等を行うことにより、教職員の指導力を高め、幼稚園教育の充実を図る。併せて、幼稚園・保育所・幼保連携型認定こども園関係者及び小学校教員の共通理解を図り、幼児教育と小学校教育の円滑な接続の推進に資する。	—	教育庁 学校教育課
地域子育て支援拠点事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	833,939 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	811,298 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
一時預かり事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	833,939 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	811,298 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
子育て短期支援事業(地域子ども・子育て支援事業費補助)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	833,939 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	811,298 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
延長保育促進事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	保育認定を受けた児童に対し、やむを得ない理由により通常の利用日及び時間以外の日又は時間に保育所等において保育を提供する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	833,939 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	保育認定を受けた児童に対し、やむを得ない理由により通常の利用日及び時間以外の日又は時間に保育所等において保育を提供する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	811,298 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
利用者支援事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	833,939 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	811,298 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
ファミリー・サポート・センター事業(地域子ども・子育て支援事業費補助)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	833,939 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	811,298 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
特色教育支援経費補助(預かり保育等)	預かり保育及び子育て支援活動を行う私立幼稚園を有する学校法人に対し、事業に要する経費について補助する。 令和5年度補助実績 1 通常預かり保育に対する補助 29園 2 一般休業日預かり保育に対する補助 19園 3 長期休業日預かり保育に対する補助 30園 4 子育て支援活動に対する補助 63園	77,320	預かり保育及び子育て支援活動を行う私立幼稚園を有する学校法人に対し、事業に要する経費について補助する。 令和6年度補助予定 1 通常預かり保育に対する補助 26園 2 一般休業日預かり保育に対する補助 20園 3 長期休業日預かり保育に対する補助 26園 4 子育て支援活動に対する補助 63園	110,552	県民活躍推進課

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
認可外保育施設児童対策事業	認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上と子育て支援を図るため、入所児童の健康診断料や保育材料に対する助成を行った。	192	認可外保育施設に入所している児童の福祉の向上と子育て支援を図るため、入所児童の健康診断料や保育材料に対する助成を行う。	184	こどもみらい課
病児・病後児保育事業 (地域子ども・子育て支援事業費補助)	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合などの保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育する等の事業を実施する市町村に対して経費の補助を行った。	833,939 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合などの保育需要に対応するため、病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育する等の事業を実施する市町村に対して経費の補助を行う。	811,298 ※地域子育て支援事業費補助として予算計上	こどもみらい課
学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助	地域学校協働活動(放課後子ども教室を含む)の取組を行う市町村に対して補助を行った。 ・20市町村(中核市を除く) 地域学校協働本部 39本部 放課後子ども教室 70教室	38,237	地域学校協働活動(放課後子供教室を含む)の取組を行う市町村に対して補助を行う。 ・20市町村(中核市を除く) 地域学校協働本部 30本部 放課後子供教室 72教室	39,314	教育庁 生涯学習課
地域学校協働活動推進事業	・地域学校協働活動推進委員会と放課後子ども総合プラン市町村担当者連絡会議を実施した。(推進委員会、連絡会議を各1回) ・市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等を対象に研修を実施した。(県下全域対象1回、東青のみ前後期各2回、ほか5地区は、前後期各1回実施) ・統括的な役割を担う地域学校協働活動推進員を配置した。(1名)	2,539	・地域学校協働活動推進委員会と放課後児童対策に係る市町村担当者連絡会議を実施する。(推進委員会、連絡会議を各1回) ・市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進員等を対象に研修を実施する。(県下全域対象1回、東青のみ前期1回後期2回、ほか5地区は、前後期各1回実施) ・統括的な役割を担う地域学校協働活動推進員を配置する。(1名)	2,539	教育庁 生涯学習課
地域と学校とのパートナーシップ強化事業	県域における地域学校協働活動の更なる充実を目的として、これまでの事業により形成された人財とのつながりを活かした研修会等の開催や、地域学校協働活動推進員の配置促進を図ることなどにより、地域と学校とのパートナーシップを強めるための取組を行った。 ○地域と学校との交流会 ・地域活動者・企業が学ぶ場と情報交換会(2回) ①三八地区12名②中南地区20名 ・学校と地域のネットワークづくり(2回) ①三八地区49名②中南地区40名 ○市町村地域学校協働活動支援 ・地域学校協働活動研修(6回、計358名) ・市町村地域学校協働活動相談支援(3市1町、計7回) ○モデル県立学校への地域学校協働活動推進員配置(3校各1名)	5,619	県域における地域学校協働活動の更なる充実を目的として、これまでの事業により形成された人財とのつながりを活かした研修会等の開催や、地域学校協働活動推進員の配置促進を図ることなどにより、地域と学校とのパートナーシップを強めるための取組を行う。 ○地域と学校との交流会 ・地域活動者・企業が学ぶ場と情報交換会(2回：東青地区、上北地区) ・学校と地域のネットワークづくり(2回：東青地区、上北地区) ○市町村地域学校協働活動支援 ・地域学校協働活動研修(6回) ・市町村地域学校協働活動相談支援(随時) ○モデル県立学校への地域学校協働活動推進員配置(3校)	5,637	教育庁 生涯学習課

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもり家庭教育支援総合事業	すべての親が安心して家庭教育を行うために、今日的課題に対応した家庭教育の取組を推進するための協議を行い、地域全体で家庭教育を支援していく気運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの機会の充実や支援のネットワークづくり等を行った。 ・青森県家庭教育支援推進協議会(2回)県の今日的な課題解決のために協議をした。 ・家庭教育学習テキスト「あおもり親楽プログラム」の作成・周知活用に関するリーフレットを作成・配布し、周知を行った。 ・家庭を支える連携・協働セミナー東青・中南の2地区で開催し、計47名の参加があった。 ・青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会(1回)27名の参加があった。 ・あおもり家庭教育応援フォーラム(1回)73名の参加があった。 ・祖父母向け孫育て研修会(中南・三八の2地区で開催し、計119名の参加があった。) ・親子ふれあい読書アドバイザーの養成(6地区で計181名の参加があった。)	2,566	すべての親が安心して家庭教育を行うために、今日的課題に対応した家庭教育の取組を推進するための協議を行い、地域全体で家庭教育を支援していく気運を高めるとともに、親の育ちを応援する学びの機会の充実や支援のネットワークづくり等を行う。 ・青森県家庭教育支援推進協議会(2回) ・家庭教育学習テキスト「あおもり親楽プログラム」の作成・周知 ・青森県家庭教育支援ネットワーク形成研修会(2回、西北、上北地区) ・あおもり家庭教育応援フォーラム(1回) ・地域の家庭支援を目指した多世代・参加型研修会(2地区) ・親子ふれあい読書アドバイザーの養成(6地区)	2,514	教育庁 生涯学習課
放課後児童健全育成事業(地域子ども・子育て支援事業費補助)	放課後児童クラブを設置する市町村に対して経費の補助を行った。	828,408	放課後児童クラブを設置する市町村に対して経費の補助を行う。	838,254	こどもみらい課
乳幼児はつらつ育成事業費補助	子育てに係る経済的負担の軽減を図り、身体、知能、情操の発達に関して重要な乳幼児の健康の保持増進及び出生育環境の整備を図るため、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行った。	701,303	子育てに係る経済的負担の軽減を図り、身体、知能、情操の発達に関して重要な乳幼児の健康の保持増進及び出生育環境の整備を図るため、市町村が実施する乳幼児医療費給付事業に対し、補助を行う。	654,410	こどもみらい課
医療的ケア児保育所等受入促進事業	保育所等職員を対象に2年度医療的ケア技術研修を実施したほか、10月にフォーラムを実施することで、保育施設における医療的ケア児の受入に向けた気運醸成と支援技術の習得を図った。	2,972	保育所等職員を対象にフォーラムを実施することで、保育施設における医療的ケア児の受入に向けた気運醸成と支援技術の習得を図る。なお、令和6年度より、医療的ケア技術研修は障がい福祉課で所管する。	1,694	こどもみらい課
青森県子ども家庭支援センター総合相談事業	結婚・妊娠・出産及び子育ての不安や悩み、女性や子どもの問題、家庭に関わる様々な相談に電話及び面接で対応した。 ・電話相談354件、来所相談14件	(指定管理業務)	結婚・妊娠・出産及び子育ての不安や悩み、女性や子どもの問題、家庭に関わる様々な相談に電話及び面接で対応する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
あおもり子育て応援パスポート事業(店舗等による子育て支援サービス)	子育て家庭に対し割引等のサービスを行う協賛店を「あおもり子育てわくわく店」として登録し、地域・社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進した。あおもり子育て応援パスポート申込受付・発行及び発送を行った。 ・令和6年3月末現在登録店舗数 2,072店舗	(指定管理業務)	子育て家庭に対し割引等のサービスを行う協賛店を「あおもり子育てわくわく店」として登録し、地域・社会全体で子育てを支援する環境づくりを推進する。 ※あおもり子育て応援パスポートについては、「あおもり結婚・子育て応援サイト」上で申請し、番号が交付されるようになっている。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
あおもり結婚・子育て応援サイト管理運用事業	「あおもり子育て応援わくわく店」の情報更新、電子申請による子育て応援パスポート及び協賛店の登録を行った。	(指定管理業務)	「あおもり子育て応援わくわく店」の情報更新、電子申請による子育て応援パスポート及び協賛店の登録を行う。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
子育て支援関係者育成事業	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施した。 ・実施回数 1回 ・参加者数 71名	(指定管理業務)	地域における子育て支援拠点の基盤づくりの強化を図るため、関係者の資質向上のための研修及び連携強化のための情報交換を実施する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター

3 社会全体で子育てを支援する環境づくり

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
子育て広場開催事業	社会全体で子育てをすることの重要性を学ぶための事業を開催した。 ・実施回数 1回 ・参加者数 107名	(指定管理業務)	社会全体で子育てをすることの重要性を学ぶとともに、子育て関連団体に交流の機会を提供し、ネットワーク作りを推進するための事業を開催する。	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
家庭教育相談事業（すこやかほっとライン）	家庭教育について、不安や悩みを持つ親等を対象に、電話やメールによる相談を行った。 ・相談件数32件	396	家庭教育について、不安や悩みを持つ親等を対象に、電話や面談、メールによる相談を行う。	372	県総合社会教育センター

4 社会全体で介護を支援する環境づくり

「あおり高齢者すこやか自立プラン2021」等に基づき、社会全体で介護を支援する環境づくりを推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
介護サービス情報の公表制度支援事業	介護事業所における介護サービスに係る情報をインターネット上で検索できるよう公表した。	9,291	介護事業所における介護サービスに係る情報をインターネット上で検索できるよう公表する。	9,734	高齢福祉保険課
介護員養成研修	高齢者の増加かつ多様化するニーズに対応した適切な介護を提供するため、介護職員初任者研修を実施した。 ・令和5年度修了者数 584名	—	高齢者の増加かつ多様化するニーズに対応した適切な介護を提供するため、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修を実施する。	—	高齢福祉保険課

重点目標 4 雇用等における男女共同参画の推進

＜施策の方向＞

1 企業における女性の活躍に関する取組の促進

企業における女性の活躍に関する取組を評価・推進することにより、企業による自主的な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を促し、一人ひとりが能力を発揮できる職場づくりを、あおもり女性活躍推進協議会と連携して促進します。

（単位：千円）

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもり働き方改革推進企業認証制度事業 （再掲 重点目標1－4のとおりに）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	こどもみらい課
あおもり働き方改革推進企業に対する競争入札参加資格者名簿の等級格付 （再掲 重点目標3－1のとおりに）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	財産管理課 会計管理課
働く女性のキャリア継続推進事業	あおもり女子就活・定着サポーターズを結成し、県内大学等での講話や高校・大学での意見交換を行い、県内就職・定着促進を図った。 ・講話等参加学生数 728人	1,844	あおもり女性就職サポーターを公募し、サポーターによる県内大学等での講話や高校・大学での意見交換、企業見学バスツアー等を実施し、県内企業の意識改革を促進するセミナーを開催することで県内就職・定着促進を図る。 ・県内大学等での講話 ・県内高校・大学での意見交換 ・女性が活躍する企業を見学するバスツアー ・女性が働きやすい職場づくりを推進する企業向けセミナー	5,485	若者定着還流促進課
労働力確保体制強化事業（求職者・潜在的労働力の就労支援）	求職者・潜在的労働者の就労支援として、女性向けセミナー等の開催や、女性求職者が抱える様々な不安や課題について、ジョブカフェあおもりの女性専用相談窓口やサテライトスポットにおいて相談対応した。	17,596	求職者・潜在的労働者の就労支援として、女性向けセミナー等の開催や、女性求職者が抱える様々な不安や課題について、ジョブカフェあおもりの女性専用相談窓口やサテライトスポットにおいて相談対応する。	17,596	若者定着還流促進課
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業 （企業等における働きやすさ向上） （再掲 重点目標1－4のとおりに）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	県民活躍推進課
女性活躍推進企業の取組支援 企業における女性活躍に関する調査 （再掲 重点目標3－1のとおりに）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	県男女共同参画センター

2 女性の活躍への理解促進

女性の活躍の気運を高め、企業の女性活躍推進に向けた取組を促すため、あおもり女性活躍推進協議会と連携して、企業経営者・管理職等の理解を促進します。

（単位：千円）

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業 （企業等における働きやすさ向上） （再掲 重点目標1－4のとおりに）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	県民活躍推進課
男女共同参画職員研修	県職員を対象とした性の多様なあり方についての基礎研修を実施し、県職員の性的マイノリティに関する基礎知識の向上を図った。	—	行政関係職員の意識啓発に向けて、男女共同参画に関する研修会を開催する。	—	県民活躍推進課
よくわかる男女共同参画講座（講師派遣） （再掲 重点目標2－1のとおりに）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	県男女共同参画センター

3 希望に応じた多様な働き方を可能にする就業環境の整備

希望に応じた柔軟で多様な働き方を選択することができ、その個性と能力を十分に発揮できるよう、就業環境の整備を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
離職者等再就職訓練事業	離職者等の早期就職支援を図るため、民間教育訓練機関を活用した多様な訓練機会を提供し、737名が受講した。	611,773	離職者等の早期就職支援を図るため、民間教育訓練機関を活用した多様な訓練機会を提供する。 令和6年度計画 定員1,285名	658,072	産業イノベーション推進課
労働講座	労使関係の安定化と福祉向上を図るため、県内事業所の労使関係者及び一般県民を対象として、青森・弘前・八戸の3市で労働講座を開催し、121名が参加した。	885	労使関係の安定化と福祉向上を図るため、県内事業所の労使関係者及び一般県民を対象として、県内各地で労働講座を開催する。	885	若者定着還流促進課
育児・介護休業者生活安定資金融資制度	育児・介護休業している労働者を対象に生活資金の融資枠を設けることにより、育児・介護休業制度の利用を促進するとともに、労働者の生活の安定を図った。	2,729	育児・介護休業している労働者を対象に生活資金の融資枠を設けることにより、育児・介護休業制度の利用を促進するとともに、労働者の生活の安定を図る。	2,357	若者定着還流促進課
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業 (企業等における働きやすさ向上) (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課
あおもり働き方改革推進企業認証制度事業 (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
働く女性のキャリア継続推進事業 (再掲 重点目標4-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	若者定着還流促進課

4 女性への起業支援

女性が起業する際の課題に配慮した支援を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
起業家育成研修事業	創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、ビジネスプランの作成方法や創業準備段階における基礎知識、創業事例等を学ぶ研修会を開催した。 ・起業家養成研修参加者数44名 (うち女性は20名)	759	創業・起業に興味・関心のある方や検討している方を対象に、ビジネスプランの作成方法や創業準備段階における基礎知識、創業事例等を学ぶ研修会を開催する。	759	企業立地・創出課
青森県「選ばれる青森」への挑戦資金(女性融資利率優遇あり)	県内で中小企業者として創業する者や、県内に事業所を有し、前向きな事業に取り組む中小企業者に対する融資制度として「選ばれる青森」への挑戦資金を実施した。 女性・UIJターンによる創業の場合、融資利率を優遇した。 ・令和5年度融資実績 6,548,579千円	2,691,000	県内で中小企業者として創業する者や、県内に事業所を有し、前向きな事業に取り組む中小企業者に対する融資制度として「青森新時代」への架け橋資金を実施する。 女性・UIJターンによる創業の場合、融資利率を優遇する。 ・令和6年度融資枠 13,000,000千円	2,603,000	経済産業政策課

4 女性への起業支援

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおもり創業・起業支援強化事業	女性の創業を後押しする「あおもりフルール」の任命(7名)をはじめ、UIJターン創業事例について冊子・動画作成等による情報発信、先輩起業家との少人数交流会(県内4地区で各2回)を開催した。 また、21財団へのIM配置(4名)及び県内外での伴走型支援や創業支援拠点への派遣のほか、市町村が抱える地域課題の解決に資する創業事例創出のための取組を開催した(9名参加)。 さらに、創業支援拠点を設置している県内7市において、潜在的な創業希望者の掘り起こしを図るため、創業者との座談会を開催した(61名参加)。	27,461	若者・女性・UIJターン創業の推進や地域課題解決型創業の促進のほか、堅実な創業・起業に向けた支援プラットフォーム機能の充実・強化に取り組む。 ①若者・女性・UIJターン創業の推進 ・女性の創業を後押しする先輩女性起業家 「あおもりフルール」の任命 ・UIJターン創業を希望する若者や女性を対象とした、地域とのネットワーク構築のための県外座談会や、UIJターン創業に向けた県内ショートステイの実施 ・UIJターン創業事例を掲載した冊子・動画作成等による情報発信 ②地域課題解決型創業の促進 ・地域課題解決に資する創業事例創出のためのワークショップ、スキルアップ合宿、プレゼンテーションの開催 ③関係機関と連携した支援体制の充実 ・21財団へのIM配置(女性1名含む)及び県内外での伴走型支援や創業支援拠点への派遣 ・先輩起業家との少人数交流会の開催 ・県内7市での創業・起業セミナー・合同制度説明会の開催	30,640	企業立地・創出課
女性起業課題解決・活躍促進事業	農山漁村女性の視点を生かした起業活動を支援し、農山漁村女性の活躍を推進するとともに、次世代を担う女性起業家の育成と地域活動等の発展を図った。 ①女性起業の人財育成 ・活動実態調査(各県民局) ・基礎講座の開催(各県民局) 7回 延べ参加人数132人 ・ステップアップ講座の開催 2回 延べ参加人数44人 ②起業活動支援 機器整備、新商品開発、販路拡大等に取り組む女性農業者等3件を支援	3,192	農山漁村女性の視点を生かした起業活動を支援し、農山漁村女性の活躍を推進するとともに、次世代を担う女性起業家の育成と地域活動等の発展を図る。 ①女性起業の人財育成 ・活動実態調査 ・基礎講座の開催 ・ステップアップ講座の開催 ・女性起業専用サイトの開設 ②起業活動支援 新規参入、経営力向上、高付加価値化を目指した事業や、加工技術等の向上や継承につながる研修等を支援	2,967	農林水産政策課

5 女性就業人口が少ない分野での女性の活躍推進

技術職や研究職など、女性就業人口の少ない分野において、希望に応じて女性が活躍できるよう取組を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
建設女子スキルアップ支援事業	・出前トーク(20名参加) ・現場パトロール(15名参加) ・ステップアップセミナー(36名参加) ・現場見学会(8名参加) ・女子生徒と若手技術者との意見交換会(1校、9名参加) ・スキルアップ研修(27名参加) ・女性建設技術者ネットワーク会議幹事会(4回)、総会(1回) ・建設産業の女性を取り巻く実態調査(回答660社)	4,865	建設業における女性の就業継続と入職を促進するため、建設業に従事する女性のスキルアップを支援するとともに、建設女子が連携して活動する機会を創出し、情報発信を行っていく。 ①就業継続意識の向上 ・建設女子向け就業継続支援セミナー ・現場パトロール、現場見学会 ・女性建設技術者ネットワーク会議 ②スキルアップ支援 ・建設女子スキルアップ研修 ③入職促進 ・女子学生と女性技術者との懇話会 ・UIJターンの促進	3,077	監理課

重点目標5 農林水産業・自営の商工業等における女性の経営参画

<施策の方向>

1 農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくり

農林水産業や自営の商工業等に従事する女性が活躍できる環境づくりを推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
林業後継者活動支援事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	林政課
家族協定締結の支援	家族経営協定の締結拡大に向け、新規就農者や後継者、女性起業家への啓発活動と協定締結を支援した。 ・締結農家数1,347戸 (令和6年3月末現在)	—	家族経営協定の締結拡大に向け、新規就農者や後継者、女性起業家への啓発活動と協定締結を支援する。	—	農林水産政策課
地域農業を支える普及活動推進事業 (農山漁村女性の経営参画推進普及活動) 農山漁村女性の経営参画推進普及事業に組替 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	—	—	農林水産政策課
農山漁村女性の経営参画推進普及事業	—	—	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課
地域貢献型地域経営拠点づくり事業 「あおり型農村RMO」育成事業に組替	市町村(地域担い手育成総合支援協議会等)及び地域経営体(女性起業家等を含む)等を対象に、青森県型地域共生社会の実現に向けた体制づくりや担い手育成等の創意工夫による地域提案の取組を公募し、定額補助する(地域貢献型マネジメント定着事業:17協議会)。また、地域経営体がレベルアップするために必要な地域貢献や経営力強化に係る機械や設備の導入を支援する(地域貢献型経営体レベルアップ推進事業:8地域経営体)。	64,827	—	—	構造政策課
「あおり型農村RMO」育成事業	—	—	「あおり型農村RMO」の育成を目指して、市町村(地域担い手育成総合支援協議会等)が行う地域マネジメント機能を強化する取組や、地域経営体(女性起業家等を含む)等が行う地域活性化に向けた取組を募集し、経費を補助する。	61,797	構造政策課
女性起業課題解決・活躍促進事業 (再掲 重点目標4-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課

2 農林水産業や自営の商工業等の分野における政策・方針決定過程への女性参画の促進

活力ある農山漁村や産業振興のために、政策・方針決定過程への女性の参画を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
地域農業を支える普及活動推進事業 (農山漁村女性の経営参画推進普及活動) 農山漁村女性の経営参画推進普及事業に組替 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	—	—	農林水産政策課
農山漁村女性の経営参画推進普及事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課
若手後継者等育成事業	商工会議所、商工会の女性部等の活動、及び女性部員の資質向上のための研修会等の開催に対して支援した。	18,656	商工会議所、商工会の女性部等の活動、及び女性部員の資質向上のための研修会等の開催に対して支援する。	19,377	経済産業政策課
関係団体・市町村等への意識啓発	各農協組合長とのトップヒアリング等を通じて、女性役員の登用に向けた取組を促した。役員改選期を迎えた農協に対しては、改めて男女共同参画の趣旨や女性役員の登用の意義を説明し、段階的な女性役員登用にに向けた取組を促した。	—	青森県農業協同組合中央会と連携しながら、各農協組合長とのトップヒアリング等を通じて、役員改選期を迎える農協に対しては、引き続き、男女共同参画の趣旨や女性役員の登用の意義を説明し、段階的な女性役員登用にに向けた取組を促す。	—	団体経営改善課
関係団体・市町村等への意識啓発	市町村、農業委員会に対して、女性委員の登用に係る優良事例を情報共有するとともに、事業の活用呼びかけや国からの調査を通じて、女性農業委員の登用について配慮するよう指導した。 女性農業委員数71名 (令和6年3月末現在)	—	市町村に対して、女性農業委員の登用について配慮するよう指導する。	—	構造政策課

3 広域的なネットワークづくりや異業種間交流の推進

女性が経営等に積極的に参画し、活躍の幅を広げるため、広域的なネットワークづくりや異業種交流を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
奥入瀬サミット開催支援事業 (再掲 重点目標2-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	地域交通・連携課

基本目標Ⅱ 安心して暮らせる社会づくり

重点目標6 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

<施策の方向>

1 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の経済的自立と生活の安定を図るための支援を行うとともに、子どもの学習を支援し、次世代への貧困の連鎖を断ち切るための取組を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
ひとり親家庭等日常生活支援事業	母子家庭、寡婦および父子家庭に家庭生活支援員を派遣し、無料で保育や家事援助を行った。	2,386	母子家庭、寡婦および父子家庭に家庭生活支援員を派遣し、無料で保育や家事援助を行う。	7,320	こどもみらい課
母子自立支援プログラムの策定	母子家庭の母の就業・自立支援策として、各福祉事務所の母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務し、自立に意欲のある児童扶養手当受給者の相談に対して、自立支援計画書を作成し、併せて母子家庭等就業・自立支援センター事業等の必要な説明や情報提供、連絡調整を行った。	55	母子家庭の母の就業・自立支援策として、各福祉事務所の母子自立支援員が母子自立支援プログラム策定員の業務を兼務し、自立に意欲のある児童扶養手当受給者の相談に対して、自立支援計画書を作成し、併せて母子家庭等就業・自立支援センター事業等の必要な説明や情報提供、連絡調整を行う。	55	こどもみらい課
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子家庭、父子家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行った。	444,334	母子家庭、父子家庭等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の助成を行う。	436,900	こどもみらい課
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭・寡婦及び父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付を行った。	314,370	母子家庭・寡婦及び父子家庭に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子福祉資金、寡婦福祉資金及び父子福祉資金の貸付を行う。	176,412	こどもみらい課
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給した。	1,219,253	父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童扶養手当を支給する。	1,264,188	こどもみらい課
母子自立支援員による相談	母子・父子家庭及び寡婦を対象に相談・就労指導等を行うため、母子・父子自立支援員による相談を実施した。 ・相談件数 7,126件	14,316	母子・父子家庭及び寡婦を対象に相談・就労指導等を行うため、母子・父子自立支援員による相談を実施する。	17,460	こどもみらい課
家庭福祉対策教育支援貸付事業	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対する、大学入学時奨学金を設立し、大学入学時に必要となる一時的経費の貸付を行った。	73,754	学ぶ意欲と能力のある子どもの教育機会の確保と貧困の連鎖解消を図るため、一定の要件を満たす生徒に対する、大学入学時奨学金を設立し、大学入学時に必要となる一時的経費の貸付を行う。	72,588	こどもみらい課

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

女性性等であることで複合的に困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重や男女共同参画の視点からの取組を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
生活困窮者自立相談支援事業	複合的な課題を抱えた生活困窮者の相談を受け付け、支援プランを作成し、関係機関をつなぐなど自立の支援を行った。 ・新規相談受付件数：661件 ・支援プラン作成件数：470件 ・新規就労支援対象者数：82名	65,843	複合的な課題を抱えた生活困窮者の相談を受け付け、支援プランを作成し、関係機関をつなぐなど自立の支援を行う。	70,715	健康医療福祉政策課
民生委員による相談・支援	地区住民の生活状況の把握や要支援者に対する相談・援助等を行う民生委員・児童委員の活動等に要する経費を市町村に交付した。 ・民生委員定数：2,245名 (※中核市を除く。)	135,278	地区住民の生活状況の把握や要支援者に対する相談・援助等を行う民生委員・児童委員の活動等に要する経費を市町村に交付する。 ・民生委員定数：2,245名 (※中核市を除く。)	139,319	健康医療福祉政策課

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
若者の社会参加促進事業	若者の社会参加を促進することを目的に、社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向けた自然体験・交流塾を実施するとともに、若者団体等と地域のつながりを形成するモデル事業プランを実施した。 ①自然体験・交流塾 - 第1回自然体験・交流塾 野外炊事、創作活動等を実施 種差会場：種差少年自然の家 参加者24名 梵珠会場：梵珠少年自然の家 参加者6名 - 第2回自然体験・交流塾 自然体験活動、創作活動等を実施 種差会場：種差少年自然の家 参加者25名 梵珠会場：梵珠少年自然の家 参加者5名 - 第3回自然体験・交流塾 就労体験・ボランティア活動、創作活動等を実施 種差会場：種差少年自然の家 参加者22名 梵珠会場：梵珠少年自然の家 参加者8名 ②若者の社会参加促進事業プラン - 県内11地区（大間町）でモデル事業を実施（実施予定地区の平川市はモデル事業実施できず） - 参加者数延べ110名	1,018	若者の社会参加を促進することを目的に、社会とのつながりへのきっかけを求めている若者の自立支援に向けた自然体験・交流塾を実施するとともに、若者団体等と地域のつながりを形成するモデル事業プランを実施する。 ○自然体験・交流塾 - 第1回自然体験・交流塾 （種差・梵珠少年自然の家で各1回体験活動を通じた交流会等を実施予定） - 第2回自然体験・交流塾 （種差・梵珠少年自然の家等で各1回自然体験活動等を実施予定） - 第3回自然体験・交流塾 （種差・梵珠少年自然の家で各1回就労・ボランティア体験等を実施予定）	688	教育庁 生涯学習課
青森県長寿社会振興センター運営事業	高齢者が知識と経験を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会活動を行っていくための各種事業を実施した。（社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に事業委託） ○令和5年度実施の主な事業 ・あおもりシニアフェスティバル開催（スポーツ大会：9月～12月の6日間、文化イベント：9月の1日間） ・青森シニアカレッジ開催（通学コース：18回、通信コース：12回） ・全国健康福祉祭（ねりんピック）派遣（愛媛県、10月の4日間、選手81名） ・長寿な生活調査・発信事業（調査員養成研修5回、機関誌4回発行）	41,848	高齢者が知識と経験を活かし、生涯を健康で生きがいをもって社会活動を行っていくための各種事業を実施する。（社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団に事業委託） ○令和6年度実施予定の主な事業 ・あおもりシニアフェスティバル ・青森シニアカレッジ ・全国健康福祉祭（ねりんピック）への選手派遣 ・長寿な生活調査・発信事業	45,318	高齢福祉保険課
青森県福祉人材センターの運営事業	福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者研修事業、福祉人材確保相談事業等により、潜在的メンバーの掘り起こしや豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保・養成を行った。 ・福祉人材無料職業紹介事業 相談件数 4,065件 ・社会福祉事業従事者等に対する研修 研修会等開催回数 6回 ・福祉人材確保相談事業 相談会等開催回数 48回	33,431	福祉人材無料職業紹介事業、社会福祉事業従事者研修事業、福祉人材確保相談事業等により、潜在的メンバーの掘り起こしや豊かな人間性を備えた資質の高い福祉人材の確保・養成を行う。 ・福祉人材無料職業紹介事業 ・社会福祉事業従事者等に対する研修 ・福祉人材確保相談事業	33,416	高齢福祉保険課
シルバー人材センター育成援助事業	シルバー人材センター事業の普及啓発や各種講習会等を実施している（公社）青森県シルバー人材センター連合会に対し、事業費等を補助した。 ①会員数 6,334名 ②受注件数 33,579件 ③契約金額 2,993,799千円	8,989	シルバー人材センター事業の普及啓発や各種講習会等を実施している（公社）青森県シルバー人材センター連合会に対し、事業費等を補助する。	8,989	若者定着還流促進課
バリアフリーマップ運営管理事業	県内の公共施設、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化の状況について、「青森県バリアフリーマップ」としてサイトに掲載しているが、利便性向上のため、新たなサイトを構築した。	5,047	不特定多数の人が利用する県内の公共施設、公共交通機関、道路、公園等のバリアフリー化の状況について、「青森県バリアフリーマップ」としてサイトに掲載することで、福祉のまちづくりの一層の啓発・推進を図る。	423	障がい福祉課

2 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
障害者社会参加推進センター運営事業	障がい者の社会参加を推進するため、青森県身体障害者福祉センターねむのき会館に障害者社会参加推進センターを設置するほか、青森県障害者社会参加推進協議会の設置・運営や、障害者110番運営事業等を行った。	528	障がい者の社会参加を推進するため、青森県身体障がい者福祉センターねむのき会館に障がい者社会参加推進センターを設置するほか、青森県障がい者社会参加推進協議会の設置・運営や、障害者110番運営事業等を行う。	528	障がい福祉課
障害者雇用の促進	障がい者の雇用の促進を図るため、優良事業所見学会(2回、2事業所)や短期職場実習(62件)を実施した。	3,418	障がい者の雇用の促進を図るため、優良事業所見学会や短期職場実習を実施する。	3,418	若者定着還流促進課
外国人被害者に対する外国語通訳の確保	・外国人被害者への対応にあたり、複数言語に対応可能な音声通訳機を保有し、活用した。 ・令和5年度実績 6件	10	・人身取引被害女性の支援にあたり、必要な通訳を確保する。 ・外国人被害者への対応にあたり、複数言語に対応可能な音声通訳機を活用する。	10	女性相談支援センター
外国青年招致事業	国際時代に対応した行政施策の推進や語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員(CIR)、外国語指導助手(ALT)を配置した。	3,762	国際時代に対応した行政施策の推進や語学指導等を行うため、県、県教育委員会、市町村等に国際交流員(CIR)、外国語指導助手(ALT)を配置する。	3,762	誘客交流課
国際交流ラウンジの管理運営事業	県民の国際交流・国際理解の促進を図り、県民と県内在住外国人等との交流の場を提供するため、各種相談窓口、資料閲覧コーナー等の機能を備えた国際交流ラウンジの管理運営を行った。 ((公社) 青森県観光国際交流機構に委託)	609	県民の国際交流・国際理解の促進を図り、県民と県内在住外国人等との交流の場を提供するため、各種相談窓口、資料閲覧コーナー等の機能を備えた国際交流ラウンジの管理運営を行う。 ((公社) 青森県観光国際交流機構に委託)	609	誘客交流課
青森県外国人相談窓口の運営業務	本県在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行う一元的な相談窓口を運営した。 ((公社) 青森県観光国際交流機構に委託)	11,530	本県在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て・子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行う一元的な相談窓口を運営する。 ((公社) 青森県観光国際交流機構に委託)	11,530	誘客交流課
24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)の周知	外国人、障がい者などが暮らしの中で困っていることや、気持ちや悩みを相談する先として、24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)を周知した。	—	外国人、障がい者などが暮らしの中で困っていることや、気持ちや悩みを相談する先として、24時間365日無料の電話相談窓口(よりそいホットライン)を周知する。	—	障がい福祉課

3 性の多様なあり方に対する理解の促進

性的マイノリティへの偏見を解消し、性の多様なあり方についての県民理解を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
性の多様なあり方理解促進事業	青森県パートナーシップ宣誓制度の周知と、性的マイノリティに対する県民理解を促進するため、多様性を尊重した職場環境づくりをテーマに、企業等を対象としたパンフレットを作成し、関係機関や市町村等に配布した。	1,126	青森県パートナーシップ宣誓制度の周知と、性的マイノリティに対する県民理解を促進するため、企業向け研修会を開催するとともに、若者向けパンフレットを作成し、配布する。	1,524	県民活躍推進課
性同一性障害等に係る児童生徒への学校におけるきめ細かな対応等	教職員が生徒の発達段階に応じた性に関する指導が実践できるよう、性同一性障害等とされる児童生徒への対応や性の多様性の理解促進をテーマとした内容を生徒指導関係研修会で取り上げ、指導者の資質向上を図った。また、スクールカウンセラーを対象にLGBTQをテーマとした研修を実施し、学校での相談に適切に対応できるようスクールカウンセラーの資質向上を図った。	—	教職員や児童生徒に関わる関係者が児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導が実践できるよう、LGBTQについての理解促進をテーマとした内容を生徒指導関係研修会等で取り上げ、資質向上を図る。	—	教育庁 学校教育課

重点目標 7 地域、環境その他の分野における男女共同参画の推進

＜施策の方向＞

1 地域で行われる様々な活動における男女共同参画の推進

地域で行われる様々な活動において、男女共同参画の視点が反映されるよう男女共同参画の理解を深め、活力ある地域社会の形成を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
地域共生社会を支えるプロボノ活動促進事業	仕事の知識と経験を活かせるプロボノを通じ、積極的に地域と関わり、社会貢献活動を行う人財の裾野を拡大する。 ①地域におけるプロボノ活動の促進 ・プロボノ活動の周知のため、市町村向けセミナーを開催した。 ・市町村と連携し「青森プロボノチャレンジ2023」を実施し、19名のプロボノワーカーがNPO団体等4団体への支援を行った。 ・市町村等がコーディネーターとなり、プロボノ参加者とNPO等をウェブ上でマッチングするプラットフォームを活用し、2名のプロボノワーカーがNPO団体1団体への支援を行った。 ②多様な枠組みによるプロボノ活動の拡大 ・プロボノ活動の周知及びプロボノ人財の発掘のため、個人・企業向けセミナーを開催した。 ・プロボノ人財及びウェブ上のプラットフォームの活用周知のため、NPO等の団体向けセミナーを開催した。 ・県外からのプロボノ活動参加者「ふるさとプロボノ」の発掘のため、県外在住者に対する働きかけを行った。	3,435	事業終了	—	地域生活文化課
あおもりウィメンズアカデミーの開催 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
地域における男女共同参画推進のための課題研究	男女共同参画を進める上での特有の課題を、アンケートや聞き取りにより把握し、今後の方向性を探る研究を進めるための準備を行った。 テーマ：女性の政治参画 調査対象：県内の女性議員	(指定管理業務)	男女共同参画を進める上での特有の課題を、アンケートや聞き取りにより把握し、今後の方向性を探る研究を進める。 テーマ：女性の政治参画 調査対象：県内の女性議員	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画地域ネットワーク活動支援事業企画運営	学習会等を通じて、県内6地域にある男女共同参画ネットワークの各団体及び地域の住民が、地域における男女共同参画の課題について気づき、解決していく糸口を考える場を提供した。 ①地域ネットワーク学習会 ・県内5地域で開催 ②地域ネットワーク活動支援事業情報交換会の実施	(指定管理業務)	学習会等を通じて、県内6地域にある男女共同参画ネットワークの各団体及び地域の住民が、地域における男女共同参画の課題について気づき、解決していく糸口を考える場を提供する。 ①地域ネットワーク学習会 ・県内6地域で開催 ②地域ネットワーク活動支援事業情報交換会の実施	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
青森県いきいき男女共同参画社会づくり事業 (再掲 重点目標2-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課
地域農業を支える普及活動推進事業 (農山漁村女性の経営参画推進普及活動) 農山漁村女性の経営参画推進普及事業に組替 (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	—	—	農林水産政策課
農山漁村女性の経営参画推進普及事業 (再掲 重点目標2-1のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	農林水産政策課

1 地域で行われる様々な活動における男女共同参画の推進

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
もったいない・あおもり県民運動	県民・事業者・行政が一体となって「もったいない」を合言葉に、3Rや省エネルギーの推進などの環境配慮行動に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係団体との連絡調整、普及啓発等を行った。 ①もったいない・あおもり県民運動推進会議の開催 ②「もったいない・あおもりアクションプログラム2023」進行管理	653	県民・事業者・行政が一体となって「もったいない」を合言葉に、3Rや省エネルギーの推進などの環境配慮行動に取り組む「もったいない・あおもり県民運動」を展開し、関係団体との連絡調整、普及啓発等を行う。 ①もったいない・あおもり県民運動推進会議の開催 ②「あおもり環境配慮行動支援パッケージ」進行管理	3,901	環境政策課
「資源をきれいにまわそう」適正分別等推進事業	リサイクル資源は「ごみ」ではなく「原料」であることについて、県民及び事業者の意識の転換・強化を促すため、適正分別等3Rを強力に推進した。 ①県民の適正分別等の推進 「資源をきれいにまわそう」キャンペーンを実施した。(ポスター配布、ごみ減量・リサイクルアクションブックの配布、事業者と協働した啓発イベント) 適正分別等を学んで実践する3Rチャレンジブックを全小学生に配布し、優秀校を表彰した。 食品ロス削減のため、「てまえどり」普及のためのキャンペーンを量販店等と連携して実施した。 ②事業者の適正分別等の推進 事業者向け「資源をきれいにまわそうガイドブック」を配布した。 ③市町村等の取組強化 民間及び行政が連携する3R地域連携会議を開催した。また、市町村向け研修会及び事業者訪問指導支援を実施した。	9,434	令和5年度で事業終了	—	環境政策課

2 市町村における取組の促進

各市町村の男女共同参画基本計画に基づき、地域での男女共同参画の取組を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
市町村男女共同参画基本計画の改定、女性活躍推進計画策定に係る助言等	市町村における男女共同参画社会づくりに向けた基本計画改定等を支援するため、計画期間満了の3市町に対して、必要な支援を実施した。 ・市町村における男女共同参画基本計画の策定率 92.5% (R6.4) ・女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率 92.5% (R6.4)	—	市町村における男女共同参画社会づくりに向けた基本計画改定等を支援するため、計画期間満了の6市町村に対して、担当者との連携を密にして改定等に向けた必要な支援を実施する。 ・令和6年度で男女共同参画基本計画の期間が満了となる市町村：蓬田村 令和5年度まで期間満了となった市町村：青森市、今別町、鶴田町	—	県民活躍推進課
男女共同参画職員研修 (再掲 重点目標4-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課
よくわかる男女共同参画講座(講師派遣) (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター

重点目標 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

<施策の方向>

1 女性に対する暴力根絶の取組の推進

性犯罪・性暴力、売買春、配偶者やパートナー等からの暴力（DV）、ストーカー行為、職場等におけるハラスメント、インターネットを通じた暴力被害等、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶のための取組を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
DV防止広報事業	DV防止リーフレット等を配布し、DV防止について県民の正しい理解の普及に努めた。	762	DV防止リーフレット等を作成・配布し、DV防止について県民の正しい理解の普及に努める。	762	こどもみらい課
有害図書類等点検・立入調査事業	青森県青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定と自動販売機等の収納されている図書類等の点検を行った。	739	青森県青少年健全育成条例に基づき青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等の指定と自動販売機等の収納されている図書類等の点検を行う。	746	県民活躍推進課
青森県男女共同参画センター相談事業	男女共同参画の視点に立って、様々な悩みや問題に応える総合的な相談窓口として、電話及び面接による相談を行い、相談者が自らの力で問題解決できるように援助した。 ・電話相談 995件 ・面接相談 65件 (一般面接相談 20件、専門相談45 件)	(指定管理業務)	男女共同参画の視点に立って、様々な悩みや問題に応える総合的な相談窓口として、電話及び面接による相談を行い、相談者が自らの力で問題解決できるように援助する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
女性に対する暴力防止キャンペーン	内閣府が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、パープルライトアップキャンペーンをアスパム及びアピオあおもりで行った。その他、パープルリボンキャンペーンを青森市アウガ前で実施し、ポスター掲示や啓発チラシ・ティッシュ配布を行った。	(指定管理業務)	内閣府が提唱している「女性に対する暴力をなくす運動」期間において、パープルライトアップキャンペーンをアスパム及びアピオあおもりで行う。その他、パープルリボンキャンペーンを青森市アウガ前で実施し、ポスター掲示や啓発チラシ・ティッシュ配布を行う。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
DV相談・支援者向け講座	市町村・関係団体の相談担当者、支援者等を対象に、DV相談に対する現状を踏まえて、これからの支援や対応について考える研修会をオンデマンドで実施した。 令和5年12月1日～令和6年1月30日 参加者：57人	(指定管理業務)	市町村・関係団体の相談担当者、支援者等を対象に、DV相談に対する現状を踏まえて、これからの支援や対応について考える研修会を実施する。 令和5年12月2日～令和6年1月31日	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
ストーカー・DV等被害者保護対策事業	積極的な広報活動により、ストーカー事案の早期相談を呼びかけるほか、ストーカー・DV事案担当警察職員を対象とした教養を充実させ、相談対応能力の高度化を図るとともに、相談体制を整備・維持に努めた。 被害者等の一時避難に係る費用を公費負担するほか、携帯型緊急通報装置、防犯カメラやドライブレコーダーを貸し出し、被害者の安全確保に努めた。 ・人身安全対策担当者研修会 4/27 ・人身安全関連事案対策専科 6/12～6/16 県警察学校（青森市） ・警察署に対する事案対処訓練（年間、県下17警察署） ・宿泊費公費負担：延べ人数34人	380	積極的な広報活動により、ストーカー事案の早期相談を呼びかけるほか、ストーカー・DV事案担当警察職員を対象とした教養を充実させ、相談対応能力の高度化を図るとともに、相談体制を整備・維持する。 被害者等の一時避難に係る費用を公費負担するほか、携帯型緊急通報装置、防犯カメラやドライブレコーダーを貸し出し、安全確保を図る。 ・4/16 人身安全対策担当者研修会 ・6/10～6/14 人身安全関連事案対策専科	380	警察本部 人身安全対策課
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置	性暴力被害者の心身に受けた被害を軽減し健康の早期回復を図るため、性暴力被害者やその家族等からの相談を受け、状況に応じた必要な支援をコーディネートした。	7,911	性暴力被害者の心身に受けた被害を軽減し健康の早期回復を図るため、性暴力被害者やその家族等からの相談を受け、状況に応じた必要な支援をコーディネートする。	8,207	県民活躍推進課

1 女性に対する暴力根絶の取組の推進

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
犯罪被害者支援業務	①リーフレットや広報用カードによる積極的な広報活動により、県民の犯罪被害者支援への意識向上と相談窓口の周知を図った。 ②青森県被害者支援連絡協議会を開催し、関係機関と情報交換や情報共有を図るとともに、公益社団法人あおもり被害者支援センターと連携した被害者支援活動を展開した。 ③また、被害者等の精神的・経済的被害を軽減するため、診断書料等の県費負担、女性職員の被害者支援要員による被害者への付き添い、情報提供等を実施するほか、警察職員である公認心理師によるカウンセリング、性犯罪被害110番を設置するなど被害者支援体制を整備・維持した。 ④支援に当たる職員を対象とし、被害者支援専科等を開催し、知識の習得等、支援者としての資質向上に努めた。	5,134	①リーフレットや広報用カードによる積極的な広報活動により、県民の犯罪被害者支援への意識向上と相談窓口の周知を図る。 ②青森県被害者支援連絡協議会を開催し、関係機関と情報交換や情報共有を図るとともに、公益社団法人あおもり被害者支援センターと連携した被害者支援活動を展開する。 ③また、被害者等の精神的・経済的被害を軽減するため、診断書料等の県費負担、女性職員の被害者支援要員による被害者への付き添い、情報提供等を実施するほか、警察職員である公認心理師によるカウンセリング、性犯罪被害110番を設置するなど被害者支援体制を整備・維持する。 ④支援に当たる職員を対象とし、被害者支援専科等を開催し、知識の習得等、支援者としての資質向上に努める。	5,321	警察本部 警務課
「命の大切さを学ぶ教室」等の開催	①罪を犯してはならない、罪は犯せないという規範意識の醸成と若年層（中・高・大学生）に対する取組みとして、「命の大切さを学ぶ教室」を、中学校3校、高校4校、大学1校で開催した。 ②県民の犯罪被害者支援への理解を深めるため「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催し、遺族講演、「命の大切さを学ぶ教室」感想文コンクール優秀作品の表彰を実施した。 ・講師 犯罪被害者遺族	415	①罪を犯してはならない、罪は犯せないという規範意識の醸成と若年層（中・高・大学生）に対する取組みとして、「命の大切さを学ぶ教室」を、中学校5校、高校4校、大学1校で開催する。 ②県民の犯罪被害者支援への理解を深めるため「犯罪被害者等支援県民フォーラム」を開催し、遺族講演、「命の大切さを学ぶ教室」感想文コンクール優秀作品の発表を実施する。 ・講師 犯罪被害者遺族（予定）	486	警察本部 警務課

2 配偶者やパートナー等からの暴力（DV）への対策の推進

「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」等に基づき、配偶者やパートナー等からの暴力の防止並びに被害者及びその子どもの保護・支援を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
配偶者暴力相談支援センターの運営	①女性相談所、6か所の地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室、青森県男女共同参画センターの合計8か所で、配偶者暴力相談支援センターの業務として、電話や面接によるDV被害者からの相談に応じ、一時保護、情報提供等必要な支援を行った。 ②また、女性相談所に24時間フリーダイヤルで受け付けする「DVホットライン」を設置し、DV被害者を発見した方からの通報や緊急相談を受けた。 ・相談件数 93件	26,555	①女性相談所、6か所の地域県民局地域健康福祉部福祉総室・福祉こども総室、青森県男女共同参画センターの合計8か所で、配偶者暴力相談支援センターの業務として、電話や面接によるDV被害者からの相談に応じ、一時保護、情報提供等必要な支援を行う。 ②また、女性相談所に24時間フリーダイヤルで受け付けする「DVホットライン」を設置し、DV被害者を発見した方からの通報や緊急相談を受ける。	32,168	こどもみらい課
ハートフルコミュニケーション推進事業	事業実績なし	644	中高生を対象として、暴力予防啓発セミナーを実施し、良好なコミュニケーションについて学ぶ機会を提供する。	644	こどもみらい課
DV防止広報事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
青森県男女共同参画センター相談事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
DV相談・支援者向け講座 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
ストーカー・DV等被害者保護対策事業 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	警察本部 人身安全対策課
DV被害者等総合支援事業	補助実績1件	41	一時保護を受けているDV被害者や母子生活支援施設入居者等が、施設を退所後の自立を支援するため、退所後身元保証人を確保できない場合、施設長等が被保険者（身元保証人）として契約した損害保険料に対して補助する。 (身元保証人対策事業費)	20	こどもみらい課
青森県DV防止対策推進会議	配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の進捗状況の評価を行うとともに、県関係課・市町村及び関係機関の連携のもと、配偶者等からの暴力(DV)に係る通報、相談、保護及び自立支援等の対策を推進した。また、困難女性支援法に基づき、現行計画の内容も含めた「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」を策定した。	DV防止広報事業費に計上(1,205)	困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画の進捗状況の評価を行うとともに、県関係課・市町村及び関係機関の連携のもと、配偶者等からの暴力(DV)を含む困難な問題を抱える女性の通報、相談、保護及び自立支援等の対策を推進する。	DV防止広報事業費に計上(935)	こどもみらい課

3 性犯罪・性暴力被害者支援の強化

あおりり性暴力被害者支援センターにおいて、被害に遭われた方をワンストップで受け止め、関係機関と連携・協力して、きめ細やかな支援を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの設置 (再掲 重点目標8-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課

重点目標 9 生涯を通じた健康支援

<施策の方向>

1 性に関する知識の教育等による理解促進

男女が互いを尊重し、命の大切さや性の知識を得るための教育等を行います。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
性に関する指導	生徒の発達段階や校内における性に関する課題等に応じて、性に関する基礎知識を身に付けさせるとともに、適切な意思決定や行動選択ができるよう指導の充実を図るため、県内6地区に学校医として産婦人科医を配置し、県立学校の生徒、職員を対象に「思春期のこころからだ」「性の多様性」の他、SRHRや包括的性教育などの内容にも触れ、計51回講演会を実施し、指導を行った。	2,839	多様化・複雑化する性に関する健康課題について、基礎知識を身に付けさせるとともに、適切な意思決定や行動選択ができるよう保健指導や健康相談の充実を図るため学校医として産婦人科医を配置し、県立学校の生徒、職員を対象に講演会等の保健教育や健康相談を実施する予定。	2,839	教育庁 スポーツ健康課
性に関するセミナー	児童生徒に対し、性（命をはぐくむ）教育の指導の中心的立場にある教員等を対象とし、特別な教育的支援を要する児童生徒への関わり方と性の多様性（LGBTQ）を理解するための研修会を開催した。研修会を通じて、特別な教育的支援を要する児童生徒やLGBTQについての正しい知識の定着や関わり方等指導者の資質向上に努めた。	500	児童生徒に対し、性（命をはぐくむ）教育の指導の中心的立場にある教員等を対象に、子宮頸がん予防のためHPVの予防接種について研修会を開催し、指導者の資質向上に努める。	500	教育庁 スポーツ健康課
高校生に対するエイズ・性感染症に関する意識調査	令和5年7月～8月の間、県内高校生（2学年）を対象に、エイズ・性感染症に対する知識、態度及びリスク行動等の意識を調査することを通じて、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行った（県内高校（特別支援学校を含む）76校、生徒数8,528名に対して実施）。	187	令和6年6月～9月（予定）の間に、県内高校生（2学年）を対象に、エイズ・性感染症に対する知識、態度及びリスク行動等の意識を調査することを通じて、エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を行う。（県内高校（特別支援学校を含む）に協力を依頼予定）	187	保健衛生課

2 女性特有の健康問題に対する支援

ライフステージに応じた女性特有の健康をめぐる問題について支援します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
性と健康に関する相談支援事業	将来の妊娠のための健康管理など男女問わず性と生殖に関する健康相談を県が設置する保健所で電話等により受け付けた。 予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えた方の対応窓口「にんしんSOS青森」を委託して実施。（延122件） 性や健康に関する知識を習得することを目的に「助産師によるいのちの出前講座」を委託して実施。（県内小学校延76校で実施）	354	将来の妊娠のための健康管理など男女問わず性と生殖に関する健康相談を県が設置する保健所で電話等により受け付ける。 予期せぬ妊娠等により悩みや不安を抱えた方の対応窓口「にんしんSOS青森」を委託して実施する。 性や健康に関する知識を習得することを目的に「助産師によるいのちの出前講座」を委託して実施する。	2,429	こどもみらい課
不妊専門相談センター事業	不妊・不育に悩む男女に対して不妊治療等の情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を弘前大学医学部附属病院に開設した。	1,801	不妊・不育に悩む男女に対して不妊治療等の情報や最新の治療方法を紹介し、安全な妊娠、出産を支援するため、専門機関による不妊治療等の相談窓口を弘前大学医学部附属病院に開設する。	1,801	こどもみらい課

2 女性特有の健康問題に対する支援

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
妊産婦の健康支援	妊産婦情報共有システムにより、医療と保健関係者が妊産婦に係る情報共有を図り、妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすための連携強化に努めた。 また、地域における母子保健の課題を共有、産後うつ病の予防対策等の検討を行うためのネットワーク会議等を開催した。 ・ネットワーク会議開催期間 9月～2月 ・6保健所管内で計7回開催。 ・低出生や早産等で生まれた赤ちゃんの母子健康手帳を補う小冊子「あおもりけんリトルベビーハンドブック」を作成、医療機関や市町村で配布した。	1,229	妊産婦情報共有システムにより、医療と保健関係者が妊産婦に係る情報共有を図り、妊産婦が安心して妊娠・出産の時期を過ごすための連携強化に努める。 また、地域における母子保健の課題を共有、産後うつ病の予防対策等の検討を行うためのネットワーク会議等を開催する。 ・ネットワーク会議開催期間 5月～2月 ・6保健所管内で計6回～12回開催 ・リトルベビーハンドブックの配布を継続する。	1,452	こどもみらい課
母子の保健指導及び相談事業	女性が安心して子どもを産み、育てるための保健指導として、相談対応や、身体に障害のある又は機能障害を招来するおそれのある児童を早期に発見し、早期に適切な治療上の指導等を行う療育相談、長期療養児療育相談指導などを実施した。	613	女性が安心して子どもを産み、育てるための保健指導として、相談対応や、身体に障害のある又は機能障害を招来するおそれのある児童を早期に発見し、早期に適切な治療上の指導等を行う療育相談、長期療養児療育相談指導などを実施する。	613	こどもみらい課
ハイリスク妊産婦アクセス支援事業	周産期母子医療センターへ遠隔地から訪れる妊産婦に対する交通費、宿泊費の補助を行った。 なお、補助事業者はハイリスク妊産婦アクセス支援事業を実施する市町村とした。	2,700	周産期母子医療センターへ遠隔地から訪れる妊産婦に対する交通費、宿泊費の補助を行う。 なお、補助事業者はハイリスク妊産婦アクセス支援事業を実施する市町村とする。	2,695	医療薬務課
地域で活躍する良医育成支援事業（うち、周産期専門医確保対策分）	①弘前大学に開設した、医師の絶対数不足及び地域偏在等の課題解消のための取組を行う寄附講座により周産期医療に係る取組を進めた。 ②周産期分野に係る専門医確保のため、八戸市立市民病院に対する補助を行った。 ※当初予算額は、周産期医療以外の分野も含む事業全体の額。	105,000	①弘前大学に開設した、医師の絶対数不足及び地域偏在等の課題解消のための取組を行う寄附講座により周産期医療に係る取組を進める。 ②周産期分野に係る専門医確保のため、八戸市立市民病院に対する補助を行う。 ※当初予算額は、周産期医療以外の分野も含む事業全体の額。	105,000	医療薬務課
がん検診の推進	がん検診従事者を対象とした講習会を委託により開催し、検診従事者の質の底上げにより、県全体のがん検診の精度の向上を図った。 【委託先】 ・青森県総合健診センター ・青森県臨床細胞学会 ・青森県診療放射線技師会	1,016	がん検診従事者を対象とした講習会を委託により開催し、検診従事者の質の底上げによる、県全体のがん検診の精度の向上を図る。 【委託先】 ・青森県総合健診センター ・青森県臨床細胞学会 ・青森県診療放射線技師会	1,016	がん・生活習慣病対策課
特定健康診査・特定保健指導の推進	市町村が、生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導に要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援した。（40市町村で実施）	131,683	市町村が、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施する生活習慣病を予防するための特定健康診査・特定保健指導について、それに要する費用の一部を負担するとともに、取組が効率的かつ効果的に実施されるよう支援する。	203,520	高齢福祉保険課

2 女性特有の健康問題に対する支援

(単位：千円)

取組・事業名	令和５年度		令和６年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
定期健康診断等の実施	健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図るという教育の目標を踏まえ、子どもの教育を円滑に行うための保健管理を行うとともに、子どもが一連の健康診断等を通して、自分の成長を知り、生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成できるよう努めた。	88,788	健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図るという教育の目標を踏まえ、こどもの教育を円滑に行うための保健管理を行うとともに、こどもが一連の健康診断等を通して、自分の成長を知り、生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成できるよう努める。	88,903	教育庁 スポーツ健康課
生活習慣病対策の推進	県民の運動習慣定着や野菜摂取促進を目的としたキャンペーンなどを実施し、健康づくりの周知啓発を行った。 （「青森健康経営認定制度」は、制度創設から6年経過し、当初想定した理念・目的において一定の役割は果たされたと考えられることから、国との二重制度である状態を解消し、全国共通のものとして普及している経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」に一本化することとし、令和5年7月末で新規申請の受付を終了した。）	185,201	生活習慣の改善に向けて、引き続き運動習慣定着、食習慣改善などの取組を推進する。 ※当初予算額は、健康増進費全体の額	192,552	がん・生活習慣病対策課
女性アスリート活動支援	各競技団体が実施する女性アスリートコンディショニング研修会の開催支援等を行った。 【実施競技団体/支援事業】 スキー・スケート・アイスホッケー・陸上競技・弓道・バスケットボール・ハンドボール・自転車競技・柔道/女性アスリートコンディショニング研修会 カヌー・なぎなた/医・科学サポート ボウリング/ママさんアスリート・指導者育児支援	2,500	スポーツ活動における女性特有の課題を解決し、女性アスリート・指導者の活動環境づくりの支援を行う。 【各種支援事業】 女性アスリートコンディショニング研修会、女性アスリート医・科学サポート、ママさんアスリート・指導者育児支援	2,500	教育庁 スポーツ健康課
女性アスリート育成のための指導者研修会の開催	開催日：令和6年2月24日（土） 場 所：青森県総合社会教育センター 参加者：41名 内容等：講義「女性アスリートの競技力向上のためのコーチングとメンタルトレーニング」	697	女性アスリートを取り巻く社会問題や、女性特有の身体的問題に対し、指導者側の理解を深め、指導力の向上を図るための研修会を実施する。 対象：女性アスリートを指導している全ての指導者 開催時期：令和7年2月（予定）	697	教育庁 スポーツ健康課

3 生涯を通じた健康支援

生涯において健康で生活できるよう、生活習慣病を予防・早期発見するための取組やメンタルヘルス対策を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
自殺対策事業	①心のヘルスアップ事業 県自殺対策推進本部・幹事会：3回開催 県自殺対策連絡協議会の開催：2回開催 →いのちを支える青森県自殺対策計画（第2期策定） ②県民のいのちを支え守るための重点対策事業費 ・メディアを活用した普及啓発・相談窓口の普及啓発及びSNSによる相談：SNS相談365件 ・個別データの分析：消防データを収集し分析 ・中核市等における自殺者減少に向けた具体策について情報交換 ・ゲートキーパー育成事業：155人育成 ③地域自殺対策強化事業 ・市町村担当者連絡会：実施 ④生活と健康をつなぐ法律相談事業：89件相談あり ⑤あおもりのいのちの電話相談事業費補助：実施	39,076	①心のヘルスアップ事業 県自殺対策推進本部・幹事会：3回開催 県自殺対策連絡協議会の開催：2回開催 ②県民のいのちを支え守るための重点対策事業費 ・メディアを活用した普及啓発・相談窓口の普及啓発及びSNSによる相談 ・ゲートキーパー育成事業 ・民間団体による普及啓発事業 ③地域自殺対策強化事業 ・市町村担当者連絡会 ・こども若者自殺危機対応チーム設置 ④生活と健康をつなぐ法律相談事業 ⑤あおもりのいのちの電話相談事業費補助	75,399	障がい福祉課
こころの電話	精神保健及び精神障がいに関する電話相談窓口 令和5年度実績 1,702件	4,465	引き続き相談窓口を設置し、相談に対応する。	5,451	精神保健福祉センター
精神保健福祉相談	精神保健及び精神障がいに関する相談窓口を精神保健福祉センター及び各地域県民局地域健康福祉部保健総室（保健所）に設置し、相談に対応した。令和5年度実績355件（精神保健福祉センター）令和5年度実績1,551件（県6保健所）※センター実績には電話相談件数を含まない	1,015	引き続き精神保健及び精神障がいに関する相談窓口を設置し、相談に対応する。	1,015	障がい福祉課
喫煙対策推進事業	受動喫煙防止に向けた県民や事業者の理解促進を図るための各種メディアを活用した、条例施行を核とした広報・啓発を行った。	4,906	引き続き、受動喫煙防止に向けた県民や事業者の理解促進を図るための各種メディアを活用した、条例施行を核とした広報・啓発に取り組む。	3,498	がん・生活習慣病対策課
特定健康診査・特定保健指導の推進（再掲 重点目標9-2のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	高齢福祉保険課
生活習慣病対策の推進（再掲 重点目標9-2のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	がん・生活習慣病対策課

4 医療分野における女性の参画拡大

生涯にわたる女性の健康づくりを支援するため、医療分野への女性の参画拡大を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
医師の働きやすい環境づくり支援事業	出産等で離職した女性医師が復職しやすく、また育児しながら安心して勤務し続けられるよう、県内自治体病院における医師の就労環境改善を支援した。 ①医師相談窓口の運営（県医師会へ委託） ※「②臨床研修医セミナー等における育児関連制度説明」については、セミナー等の開催が中止となったため、実績なし。	4,404	出産等で離職した女性医師が復職しやすく、また育児しながら安心して勤務し続けられるよう、県内自治体病院における医師の就労環境改善を支援する。 ①医師相談窓口の運営（県医師会へ委託） ②男女共同参画セミナー等における育児関連制度説明	4,404	医療業務課
病院内保育所運営費補助事業	補助申請する事業者がなかったため実績なし。	5,619	病院内保育所を対象に、医療従業者の離職防止及び再就業を促進するとともに、病院内保育所の運営に係る費用の一部及び24時間保育又は病児等保育に係る費用の一部を補助する。	16,592	医療業務課

重点目標 10 男女共同参画の視点に立った防災・復興対策
＜施策の方向＞

1 平時時からの男女共同参画の推進

地域における生活者の多様な視点を反映させた防災対策となるように、男女共同参画の視点を踏まえた防災体制の整備を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
男女共同参画を念頭に置いた防災会議の運営	県防災会議の委員として自主防災組織を構成する者や男女共同参画に係る学識経験者等を加え、令和6年2月22日に会議を開催した。	469	引き続き、地域防災計画及び各種防災対策の充実を図るため、男女共同参画の推進及び高齢者や障害者などの多様な主体の参画を促進することとし、県防災会議の委員として自主防災組織を構成する者や男女共同参画に係る学識経験者等を加えて防災会議を運営する。	469	防災危機管理課
青森県石油コンビナート等防災本部への女性の参画拡大	石油コンビナート等防災対策の充実を図るため、4号本部員（知事その部内の職員のうちから指名する者）を対象に、女性本部員の登用に努めた。	248	4号本部員（知事その部内の職員のうちから指名する者）を対象に、石油コンビナート等防災対策の充実を図るため、防災本部の委員における男女共同参画の更なる推進を図ることとする。	248	消防保安課
消防団員確保対策促進事業	若年層や女性の入団促進を図るため、主に若年層や女性の県内消防団員へのインタビュー記事を掲載した小冊子及び小・中学生向けのパンフレットの作成・配布を実施したほか、人口減少社会における消防団員確保策を学ぶ場として、市町村等消防団担当職員等を対象とした勉強会を開催した。	5,372	若年層や女性の入団促進を図るため、消防団の活動に対する県民理解の促進や現役消防団員のやりがいの向上に資するための消防団カードを作成するほか、人口減少社会における消防団員確保策を学ぶ場として、市町村等消防団担当職員等を対象とした勉強会を開催する。	2,861	消防保安課
命を守る地域防災活動促進緊急対策事業 地域防災活動強化促進事業に組替	男女双方の視点を取り入れた防災対策を地域で実践できる防災リーダーの育成を強化することを目的として、八戸市にて地域防災トレーナー養成基礎研修会を実施した。	5,332	—	—	防災危機管理課
地域防災活動強化促進事業	—	—	自主防災組織の役員、地域防災活動に興味がある女性等を主な対象として、男女双方の視点を取り入れた防災対策を実践できる防災リーダーの育成を目的とした基礎研修会、市町村担当職員による意見交換会を実施し、地域主導による地域の実情に即した防災活動の継続的な推進を目指す。	4,452	防災危機管理課

2 災害時の男女共同参画の視点を反映させた対応

男女共同参画の視点からの災害対応に取り組みます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
青森県石油コンビナート等防災本部への女性の参画拡大 (再掲 重点目標10-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	消防保安課
消防団員確保対策事業 (再掲 重点目標10-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	消防保安課
命を守る地域防災活動促進緊急対策事業 (再掲 重点目標10-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	—	—	防災危機管理課
地域防災活動強化促進事業 (再掲 重点目標10-1のとおり)	—	—	(再掲)	(再掲)	防災危機管理課

3 復旧・復興対応の男女共同参画の推進

復旧・復興に当たっては、男女共同参画の視点が反映されるよう復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
男女共同参画を念頭に置いた防災会議の運営 (再掲 重点目標10-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	防災危機管理課

4 平常時及び災害時における男女共同参画担当部署及び男女共同参画センターの役割の明確化

防災担当部署と連携し、男女共同参画担当部署及び本県の男女共同参画の推進拠点である男女共同参画センターにおいて、平常時及び災害時の役割を明確にし、円滑な対応が可能となるように備えます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
平常時及び災害時の役割明確化のための整理・周知	男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割明確化のための整理をした。	—	引き続き、男女共同参画センターの平常時及び災害時の役割明確化のための整理をする。	—	県民活躍推進課
男女共同参画の視点を踏まえた地域防災普及啓発活動	市町村等からの、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災に関する講演等の依頼に対し、講師を派遣した。 講師派遣 4件	(指定管理業務)	市町村等からの、男女共同参画の視点を踏まえた地域防災に関する講演等の依頼に対し、講師を派遣する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画の視点を踏まえた災害時対応のための体制整備	男女共同参画センターの災害時の役割を踏まえ、引き続き体制を整備した。	—	男女共同参画センターの災害時の役割を踏まえ、体制の整備を継続する。	—	県民活躍推進課

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の基盤づくり

重点目標 1 1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革 ＜施策の方向＞

1 効果的な男女共同参画の広報・理解促進活動の推進

誰もが男女共同参画の重要性を認識し、理解できるよう、対象やテーマ、年代に応じ、効果的な広報活動を推進するとともに、学習の機会を提供します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
情報誌の発行	男女共同参画の視点に立った情報誌「クローバーあおもり」を発行し男女共同参画の普及啓発を行った。 (定期発行)・発行回数 年2回 ・発行部数 各5,000部	(指定管理業務)	男女共同参画の視点に立った情報誌「クローバーあおもり」を発行し男女共同参画の普及啓発を行う。 (定期発行)・発行回数 年2回 ・発行部数 各5,000部	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画フェスティバル(アピオあおもり秋まつり)の開催	男女共同参画になじみの少ない県民が男女共同参画推進の必要性に気づき行動変容する契機となることを目的に、アピオあおもり登録団体やNPO法人、市民団体等と連携協力し、講演会、団体活動紹介ブースの設置等を行った。 ・開催日 11月11日 ・参加者 会場 850人 オンライン視聴回数 416回	(指定管理業務)	男女共同参画になじみの少ない県民が男女共同参画推進の必要性に気づき行動変容する契機となることを目的に、アピオあおもり登録団体やNPO法人、市民団体等と連携協力し、講演会、団体活動紹介ブースの設置等を行う。 ・開催日 10月5日	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
アピオシアター	情報ライブラリー所蔵のDVD映画等を活用した上映会を実施し、男女共同参画の理解促進につなげた。 ・実施日 ①6月18日(58人) ②12月3日(94人) ③3月10日(75人)	(指定管理業務)	情報ライブラリー所蔵のDVD映画等を活用した上映会を実施し、男女共同参画の理解促進につなげる。 ・実施回数 年3回(6月・10月・3月)	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画地域ネットワーク活動支援事業企画運営 (再掲 重点目標7-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
青森県いきいき男女共同参画社会づくり事業 (再掲 重点目標2-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課
男女共同参画職員研修 (再掲 重点目標4-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課
あおもり働き方改革推進企業認証制度事業 (再掲 重点目標1-4のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	こどもみらい課
よくわかる男女共同参画講座(講師派遣) (再掲 重点目標2-1のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター

2 男性の家事・子育て・介護等への参画促進

男女がともに家事・子育て・介護等の責任を担い、社会的に評価される気運を醸成し、互いに責任と喜びを分かち合いながら家事・子育て・介護等へ参画するための取組を推進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
仕事と家庭のジェンダーギャップ解消事業(男性の家事シェア促進) (再掲 重点目標3-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県民活躍推進課
男性の家事・育児参画促進のための情報提供や学習機会の提供 (再掲 重点目標3-2のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
子ども家庭支援センターで実施する各種事業・活動	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のための各種イベント等を行った。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	(指定管理業務)	社会全体で子育てを支援するため、相談事業や意識啓発のための各種イベント等を行う。(青森県子ども家庭支援センター指定管理業務)	(指定管理業務)	県子ども家庭支援センター
育児・介護休業者生活安定資金融資制度(再掲 重点目標4-3のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	若者定着還流促進課

3 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供

男女共同参画に対する理解を促進するための情報等を収集し、利用しやすく整備し、提供します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
「青森県の男女共同参画の現状と施策」の作成・配布	男女共同参画の事業等をまとめ、県民一人ひとりの意識改革を図るため、広く配布した。	400	男女共同参画の事業等をまとめ、県民一人ひとりの意識改革を図るため、広く配布する。	400	県民活躍推進課
男女共同参画啓発事例集の作成・配布（「いきいき男女共同参画社会づくり事業」において実施） （一部再掲 重点目標2-3）	パンフレット「みんなが自分らしく!! 考えてみよう男女共同参画」を県内各高校に送付した。	(再掲)	パンフレット「みんなが自分らしく!! 考えてみよう男女共同参画」を県内各高校に送付する。	(再掲)	県民活躍推進課
男女共同参画センターの情報ライブラリーの整備・活用	情報発信の場として、利用者の様々な学習・活動・調査研究を支援するために男女共同参画、女性問題に関する図書や資料を幅広く収集し、提供した。 ・貸出書籍数：11,220冊 ・貸出AV資料数：405件	(指定管理業務)	情報発信の場として、利用者の様々な学習・活動・調査研究を支援するために男女共同参画、女性問題に関する図書や資料を幅広く収集し、提供する。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
男女共同参画センターホームページ等の整備	①男女共同参画センターが開催する事業や相談などの情報発信をベースとして、SNSを活用しながら情報提供を行った。 ②YouTubeのアビオあおり男女チャンネルにて情報提供を行った。	(指定管理業務)	①男女共同参画センターが開催する事業や相談などの情報発信をベースとして、SNSを活用しながら情報提供を行う。 ②YouTubeのアビオあおり男女チャンネルにて情報提供を行う。	(指定管理業務)	県男女共同参画センター
女性活躍推進企業の取組支援 企業における女性活躍に関する調査 （再掲 重点目標3-1のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター
地域における男女共同参画推進のための課題研究 （再掲 重点目標7-1のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター

4 国際規範・国際基準の理解・普及の推進

国際的な動きを踏まえて情報を収集するとともに、「女子差別撤廃条約」「北京宣言及び行動綱領」などの国際的規範や国際的動向、また持続可能な開発目標（SDGs）に掲げられたゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした17のゴールについて、県民や事業者等に対して理解・普及を図ります。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
あおりウィメンズアカデミーの開催 （再掲 重点目標2-1のとおり）	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	県男女共同参画センター

重点目標 1 2 教育、メディアを通じた理解の促進

<施策の方向>

1 学校等における男女共同参画の理解促進に向けた教育・学習の充実

学校等において、発達段階に応じ、男女共同参画の理解促進に向けた教育を行うとともに、教育内容が充実するよう教育従事者の理解を促進します。

(単位：千円)

取組・事業名	令和 5 年度		令和 6 年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
ドリカム人づくり推進事業	児童生徒の夢の実現や地域活性化に向けて、児童生徒のアイデアを取り入れ、積極的に学ぶ意欲やチャレンジする心を育む事業を企画・展開を希望する県立学校を対象に、単独校型プランで15校、他校と連携し取組みが可能な連携校型プランで3プラン指定し、「人づくり」や「特色ある学校」を目指した活力あふれる学校づくりを推進した。	9, 258	児童生徒の夢の実現や地域活性化に向けて、児童生徒のアイデアを取り入れ、積極的に学ぶ意欲やチャレンジする心を育む事業を企画・展開を希望する県立学校を対象に、単独校型プランで12校程度、他校と連携し取組みが可能な連携校型プランで6プラン程度指定し、「人づくり」や「特色ある学校」を目指した活力あふれる学校づくりを推進する。	9, 243	教育庁 学校教育課
医師を志す高校生支援事業	医師を志す高校生の実力養成を図るため、拠点校を中心に1年生対象のウィッシュプログラムや志育成ワークショップ、2年生対象のステップアッププログラム、3年生対象のファイナルプログラムなど、生徒対象の「学力向上プログラム」を実施した。また、本県高校生の医学部医学科の合格者数増加に向け、教員の教科指導力向上を図るため、予備校での教員対象研修の受講を支援する「指導力向上プログラム」を実施した。	18, 599	医師を志す全学年の高校生の実力を養成するため、引き続き拠点校を中心としたワークショップを含む「学力向上プログラム」を実施するとともに、教員の指導力向上を図るため、予備校での教員対象研修の受講を支援する「指導力向上プログラム」を実施する。さらに、「先進校視察」を実施し、県外の先進校に本県の教員を派遣し、教員の更なる指導力向上を図る。	17, 132	教育庁 学校教育課
科学の甲子園関係事業費	中学校・高等学校等の生徒が、科学に関する知識や技術等を競い合う「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」全国大会への本県代表チームを選抜するため、青森県大会を開催し、筆記競技・実技競技を通して切磋琢磨することで、本県理数教育の充実及び理工系人材の育成を図った。 中学生対象の「科学の甲子園ジュニア」は8月に青森県大会を実施し、14チームが参加した。全国大会は12月に兵庫県姫路市で開催され、県大会上位2チームが県代表チームとして参加した。 高校生対象の「科学の甲子園」は11月に青森県大会を実施し、9チーム64名が参加した。全国大会は3月に茨城県つくば市で開催され、県大会上位1チームが参加した。	647	「科学の甲子園」及び「科学の甲子園ジュニア」全国大会への本県代表チームを選抜するため、引き続き、青森県大会を開催するとともに、本県理数教育の充実及び理工系人材の育成を図っていく。 また、全国大会出場チームに対して研修会を行うなど支援もしていく。	647	教育庁 学校教育課
キャリア支援ウェブサイトの運営 (再掲 重点目標 2-2 のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課
理工系女子学生への対応の推進 (再掲 重点目標 2-2 のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課
建設系企業インターンシップ (再掲 重点目標 2-2 のとおり)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	(再掲)	整備企画課

2 メディアを通じた男女共同参画の推進

様々なメディアを通じて、男女共同参画の理解を促進するとともに、男女共同参画の視点を踏まえた情報提供や表現改善を進めます。

(単位：千円)

取組・事業名	令和5年度		令和6年度		担当課
	実施状況	当初予算額	実施計画	当初予算額	
県立学校教育情報ネットワーク担当者連絡協議会	青森県立学校情報セキュリティ基本方針に基づき、青森県教育ネットワーク（ASN）における指針（ガイドライン）等の趣旨徹底を図るとともに、各種の情報を共有することによってインターネット利用等におけるトラブルを未然に防止し、各学校が連携して情報教育及びネットワーク管理に取り組めるよう、各教育情報ネットワーク担当者を対象とした連絡協議会を開催した。 校務系ネットワーク、学習系ネットワーク、校務支援システムの三分野について共通理解を図った。	322	各校の各ネットワーク担当者に対して情報セキュリティ基本方針等の趣旨徹底を図るとともに、インターネット利用等におけるトラブルの未然の防止及びネットワーク等の管理に取り組めるよう理解の浸透を図る。 また、校務支援システムや今年度から導入する新しいシステムやツール等に関する情報について周知し、各校の担当者で共通理解を図る。	322	教育庁 学校教育課
青森県青少年インターネット利用対策業務	○高校生を対象とした「高校生のネットセーフティ研修会」を県内3地区で開催し、犯罪被害防止・加害防止に対する意識向上を図った。（7/24むつ、7/26五所川原、7/27青森） ○研修会参加者が考えたキャッチコピーをポスター化し、県内の電車・バス内に掲示したほか、県警WEBサイトに掲載し広く広報した。	2,903	○高校生を対象とした「高校生のネットセーフティ研修会」を県内3地区で開催し、犯罪被害防止・加害防止に対する意識啓発を図る。（7/25弘前、7/29八戸、7/31十和田） ○研修会参加者で考案した設問を使用し、高校生向けeラーニングシステムを制作して、県内全高等学校へ配布するほか、県警WEBサイトに掲載する。	4,171	警察本部 人身安全対策課
よくわかる男女共同参画講座（講師派遣） （再掲 重点目標2-1のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	県男女共同参画センター
有害図書等点検・立入調査事業 （再掲 重点目標8-1のとおり）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	（再掲）	県民活躍推進課

第 3 部

資 料 編

1 市町村における男女共同参画の状況

(1) 男女共同参画に関する条例の制定状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	条例名称	公布日	施行日
青森市	青森市男女共同参画推進条例	平成30年3月23日	平成30年4月1日
八戸市	八戸市男女共同参画基本条例	平成13年9月27日	平成13年10月1日

資料：県民活躍推進課

(2) 男女共同参画基本計画・女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間	女性活躍推進法に基づく 推進計画の有無
青森市	青森市男女共同参画プラン	平成28年度～ 令和5年度	
弘前市	弘前市男女共同参画プラン2023	令和5年度～ 令和9年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
八戸市	第5次八戸市男女共同参画基本計画 ～男女共同参画社会をめざすはちのへプラン2022～	令和4年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
黒石市	第3次くろいし男女共同参画推進プラン	令和2年度～ 令和7年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
五所川原市	第5次五所川原市男女共同参画計画	令和4年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
十和田市	第3次十和田市男女共同参画社会推進計画	令和4年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
三沢市	第3次みさわハーモニープラン ～自分らしく生きるために～	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
むつ市	第3次むつ市男女共同参画推進基本計画	令和5年度～ 令和14年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
つがる市	第2次つがる市男女共同参画プラン	平成29年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
平川市	第4次平川市男女共同参画推進プラン ～互いに認め、支えあう、だれもがきらめく平川市～	令和4年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
平内町	第3次平内町男女共同参画プラン ～豊かな人間性と郷土を求めて～	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
今別町	第3次今別町男女共同参画推進計画	令和元年度～ 令和5年度	
蓬田村	第2次蓬田村男女共同参画推進計画 ～みんなが輝き、支える社会を目指して～	平成27年度～ 令和6年度	
外ヶ浜町	第二次外ヶ浜町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和7年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
鰯ヶ沢町	第2次鰯ヶ沢町男女共同参画推進プラン	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
深浦町	第2次深浦町男女共同参画推進プラン ～男女が共に輝く社会に向けて～	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
西目屋村	西目屋村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
藤崎町	第2次藤崎町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)

市町村名	男女共同参画に関する基本計画等	計画期間	女性活躍推進法に基づく 推進計画の有無
大鰐町	第2次大鰐町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
田舎館村	田舎館村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
板柳町	板柳町男女共同参画推進計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
鶴田町	鶴田町男女共同参画推進計画	平成24年度～ 令和3年度	
中泊町	第2次中泊町男女共同参画推進プラン	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
野辺地町	第3次野辺地町男女共同参画基本計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
七戸町	第3次七戸町男女共同参画基本計画	令和6年度～ 令和15年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
六戸町	六戸町男女共同参画基本計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
横浜町	第2次横浜町男女共同参画基本計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
東北町	第2次東北町男女共同参画プラン ～“チャレンジ”から“当たり前”のステージへ～	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
六ヶ所村	第2次六ヶ所村男女共同参画社会基本計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
おいらせ町	第4次おいらせ町男女共同参画プラン	令和6年度～ 令和10年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
大間町	大間町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
東通村	東通村男女共同参画推進計画	令和6年度～ 令和10年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
風間浦村	風間浦村男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
佐井村	佐井村男女共同参画推進計画 ～女性がいいきと活躍するむら～	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
三戸町	第2期三戸町男女共同参画社会基本計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
五戸町	第2次五戸町男女共同参画推進計画	令和3年度～ 令和12年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
田子町	第2次田子町男女共同参画推進計画	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
南部町	第2次南部町男女共同参画基本計画	平成31年度～ 令和10年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
階上町	第2次階上町男女共同参画推進プラン	令和4年度～ 令和13年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)
新郷村	新郷村男女共同参画推進計画	平成29年度～ 令和8年度	○ (男女共同参画基本計画と一体)

資料：県民活躍推進課

(3) 市町村議会議員の状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名		議 員			市町村名		議 員		
		在職 議員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)			在職 議員数	女性数 (割合%)	男性数 (割合%)
市部 (10)	青森市	32	9(28.1)	23(71.9)	上北郡 (7)	野辺地町	12	2(16.7)	10(83.3)
	弘前市	28	4(14.3)	24(85.7)		七戸町	16	1(6.3)	15(93.8)
	八戸市	28	7(25.0)	21(75.0)		六戸町	12	1(8.3)	11(91.7)
	黒石市	16	2(12.5)	14(87.5)		横浜町	10	0(0)	10(100)
	五所川原市	21	1(4.8)	20(95.2)		東北町	16	1(6.3)	15(93.8)
	十和田市	22	6(27.3)	16(72.7)		六ヶ所村	16	0(0)	16(100)
	三沢市	18	3(16.7)	15(83.3)		おいらせ町	16	2(12.5)	14(87.5)
	むつ市	22	2(9.1)	20(90.9)	下北郡 (4)	大間町	10	0(0)	10(100)
	つがる市	18	3(16.7)	15(83.3)		東通村	14	0(0)	14(100)
	平川市	16	1(6.3)	15(93.8)		風間浦村	8	0(0)	8(100)
東津軽郡 (4)	平内町	12	1(8.3)	11(91.7)		佐井村	8	0(0)	8(100)
	今別町	7	0(0)	7(100)	三戸郡 (6)	三戸町	14	2(14.3)	12(85.7)
	蓬田村	8	0(0)	8(100)		五戸町	14	0(0)	14(100)
	外ヶ浜町	11	1(9.1)	10(90.9)		田子町	10	1(10.0)	9(90.0)
西津軽郡 (2)	鯨ヶ沢町	11	0(0)	11(100)		南部町	16	1(6.3)	15(93.8)
	深浦町	12	0(0)	12(100)		階上町	14	0(0)	14(100)
中津軽郡 (1)	西目屋村	5	1(20.0)	4(80.0)		新郷村	8	1(12.5)	7(87.5)
南津軽郡 (3)	藤崎町	12	1(8.3)	11(91.7)	市議会計		221	38(17.2)	183(82.8)
	大鰐町	10	2(20.0)	8(80.0)	町村議会計		347	21(6.1)	326(93.9)
	田舎館村	8	1(12.5)	7(87.5)	市町村合計		568	59(10.4)	509(89.6)
北津軽郡 (3)	板柳町	12	0(0)	12(100)					
	鶴田町	12	1(8.3)	11(91.7)					
	中泊町	13	1(7.7)	12(92.3)					

資料：県民活躍推進課

(4) 庁内推進体制整備状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	庁内連絡会議	設置年月
青森市	青森市男女共同参画推進会議	平成30年9月
黒石市	黒石市男女共同参画推進本部	平成14年4月
十和田市	十和田市男女共同参画社会検討委員会	平成17年1月
東北町	東北町男女共同参画推進会議	平成18年5月
七戸町	七戸町男女共同参画推進会議	令和5年10月

資料：県民活躍推進課

(5) 諮問機関設置状況

(令和6年4月1日現在)

市町村名	諮問機関	設置年月
青森市	青森市男女共同参画審議会	平成30年10月
弘前市	弘前市男女共同参画プラン懇話会	平成26年4月
八戸市	八戸市男女共同参画審議会	平成13年10月
黒石市	黒石市男女共同参画審議会	平成14年4月
五所川原市	五所川原市男女共同参画推進委員会	平成18年3月
十和田市	十和田市男女共同参画懇話会	平成17年1月
むつ市	むつ市男女共同参画推進委員会	平成24年9月
つがる市	つがる市男女共同参画推進委員会	平成17年12月
平川市	平川市男女共同参画推進会議	平成19年1月

資料：県民活躍推進課

(6) 男女共同参画・女性のための総合的な施設

(令和6年4月1日現在)

市町村名	施設名	設置年月日	設置主体	運営主体
青森市	青森市男女共同参画プラザ（カダール）	平成13年1月26日	青森市	指定管理者 特定非営利活動法人あおもり 男女共同参画をすすめる会

資料：県民活躍推進課

(7) 市町村男女共同参画行政担当窓口

(令和6年4月1日現在)

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
青森市	人権男女共同参画課	017-734-1111 (内2201)	030-0801	青森市新町 1-3-7
弘前市	企画課	0172-35-1111 (内490)	036-8551	弘前市上白銀町 1-1
八戸市	市民連携推進課	0178-43-2111 (内2117)	031-8686	八戸市内丸 1-1-1
黒石市	企画課	0172-52-2111 (内696)	036-0396	黒石市市ノ町 11-1
五所川原市	ふるさと未来戦略課	0173-35-2111 (内2237)	037-8686	五所川原市布屋町 41-1
十和田市	総務課	0176-23-5111 (内131)	034-8615	十和田市西十二番町 6-1
三沢市	広報広聴課	0176-53-5111 (内215)	033-8666	三沢市桜町 1-1-38
むつ市	市民連携課	0175-22-1111 (内2153)	035-8686	むつ市中央 1-8-1
つがる市	地域創生課	0173-42-2111 (内351)	038-3192	つがる市木造若緑 61-1
平川市	教育委員会生涯学習課	0172-44-1221	036-0102	平川市光城 2-30-1
平内町	総務課	017-755-2111 (内226)	039-3393	平内町小湊字小湊 63
今別町	総務企画課	0174-35-2001 (内214)	030-1502	今別町今別字今別 167
蓬田村	健康福祉課	0174-27-2113 (内403)	030-1211	蓬田村蓬田字汐越 1-3
外ヶ浜町	総務課	0174-31-1111 (内204)	030-1393	外ヶ浜町蟹田高銅屋 44-2
鱒ヶ沢町	企画観光課	0173-72-2111 (内336)	038-2792	鱒ヶ沢町舞戸町字鳴戸 321
深浦町	総合戦略課	0173-74-2111 (内277)	038-2324	深浦町深浦字苗代沢 84-2
西目屋村	住民課	0172-85-2111 (内124)	036-1492	西目屋村田代字神田 57
藤崎町	教育委員会生涯学習課	0172-65-3100 (内3103)	038-1214	藤崎町常盤字三西田 35-1
大鰐町	総務課	0172-48-2111 (内125)	038-0211	大鰐町大鰐字羽黒館 5-3
田舎館村	総務課	0172-58-2111 (内222)	038-1113	田舎館村田舎館字中辻 123-1
板柳町	教育委員会生涯学習課	0172-72-1800	038-3672	板柳町灰沼字岩井 61
鶴田町	教育委員会	0173-22-2818 (内212)	038-3503	鶴田町鶴田字沖津 189-1
中泊町	総合戦略課	0173-57-2111 (内2023)	037-0392	中泊町中里字紅葉坂 209

市町村名	担当課	電話番号	郵便番号	所在地
野辺地町	企画財政課	0175-64-2111 (内 217)	039-3131	野辺地町字野辺地 123-1
七戸町	企画調整課	0176-68-2111 (内 342)	039-2792	七戸町字森ノ上 131-4
六戸町	総務課	0176-55-3111 (内 197)	039-2392	六戸町犬落瀬字前谷地 60
横浜町	企画財政課	0175-78-2111 (内 322)	039-4145	横浜町字寺下 35
東北町	企画課	0176-56-3111 (内 215)	039-2492	東北町上北南 4-32-484
六ヶ所村	教育委員会社会教育課	0175-72-2111 (内 515)	039-3212	六ヶ所村尾駸字野附 478-2
おいらせ町	政策推進課	0178-56-2111 (内 219)	039-2192	おいらせ町中下田 135-2
大間町	総務課	0175-37-2111 (内 113)	039-4692	大間町大間字奥戸下道 20-4
東通村	企画課	0175-27-2111 (内 223)	039-4292	東通村砂子又字沢内 5-34
風間浦村	総務課	0175-35-2111 (内 22)	039-4502	風間浦村易国間字大川目 28-5
佐井村	総合戦略課	0175-38-2111 (内 23)	039-4711	佐井村佐井字糠森 20
三戸町	まちづくり推進課	0179-20-1111 (内 2241)	039-0198	三戸町在府小路 43
五戸町	総合政策課	0178-62-2111 (内 235)	039-1513	五戸町字古舘 21-1
田子町	政策推進課	0179-32-3111 (内 214)	039-0292	田子町田子字天神堂平 81
南部町	住民生活課	0178-76-2111 (内 128)	039-0592	南部町平字広場 28-1
階上町	総務課	0178-88-2111 (内 215)	039-1201	階上町道仏字天当平 1-87
新郷村	総務課	0178-78-2111 (内 159)	039-1801	新郷村戸来字風呂前 10

区分	市	町	村	計	比率
首長部局	9	19	7	35	87.5%
教育委員会	1	3	1	5	12.5%
計	10	22	8	40	100%

資料：県民活躍推進課

2 参考資料

(1) 青森県男女共同参画推進条例

平成13年7月4日
青森県条例第50号

2

参考資料

私たちが目指す二十一世紀の社会は、真の男女平等が達成され、かつ、男女が共に個人として尊重される男女共同参画社会である。それは、すべての人が、性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きることができる社会である。

青森県においても、国際社会や国の動向を踏まえつつ、男女平等の実現を目指して着実に取組を進めてきた。しかし、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会慣行が根強く存在し、真の男女平等の実現には多くの課題が残されている。

少子高齢化の進展等急速に変化する経済・社会環境の下で、本県の未来に明るい展望を拓き、先人たちが築き上げた古からの文化や歴史と、世界に誇り得る豊かな自然を享受しながら、次世代を担う子どもが健やかに生まれ心豊かに育まれ、将来にわたって活力にあふれる地域社会を築いていくためには、男女が共に、家庭、職場、地域など社会のあらゆる分野の活動に対等な立場で参画し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画を進めていくことが重要である。

このような認識に立ち、ここに、私たちは男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、県、事業者及び県民の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、並びに当該機会が確保されることにより男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮できる機会が確保されること、夫婦・男女間の暴力が根絶されることその他男女の人権が尊重されることを基本として行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを基本として行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、男女が、相互の協力と社会の理解の下に、子どもを健やかに養育すること、家族を介護することその他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを基本として行われなければならない。
- 5 男女共同参画の推進は、男女が互いの身体的特徴を理解し合うことにより、生涯にわたる健康と権利が尊重されることを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及びこれを実施するものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動に関し、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画の状況等の公表)

第7条 知事は、毎年、男女共同参画の状況、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その施策に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 男女共同参画の推進に関する施策の大綱に関する事項
- 二 男女共同参画の推進に関する施策の実施についての総合調整に関する事項
- 三 その他男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 県は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

2 県は、文書、図画等の作成に当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより男女共同参画の推進に影響を及ぼすことのないよう配慮するものとする。

(教育及び学習の振興等)

第10条 県は、事業者及び県民の男女共同参画についての理解を深めるため、教育及び学習の振興、広報活動の充実等必要な措置を講ずるものとする。

(苦情等の処理)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるものとする。

(性別による権利侵害の防止等)

第12条 県は、セクシュアル・ハラスメント、夫婦・男女間の暴力等の防止に努めるとともに、これらの被害を受けた者に対し、必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査・研究)

第13条 県は、事業者及び県民による男女共同参画への取組に関する調査・研究その他の男女共同参画の推進に関する調査・研究を行うものとする。

(支援)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する活動を行う事業者及び県民に対し、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村が男女共同参画の推進に関する施策を実施する場合には、必要な助言及び協力その他の支援措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 青森県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県における男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため、青森県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の円滑かつ効果的な推進に関すること。
- (2) その他男女共同参画に関する施策に係る重要事項に関すること

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に本部の会議への出席を求めることができる。

(推進会議)

第5条 本部の円滑な運営を図るため、本部に推進会議を置く。

- 2 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。
- 3 議長は環境生活部長をもって充て、副議長は青少年・男女共同参画課に係る事務を整理する環境生活部次長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 議長は、推進会議を総括する。
- 6 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 推進会議は、議長が必要に応じて招集し、議長がこれを主宰する。
- 8 議長は、必要に応じて関係者に推進会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、青少年・男女共同参画課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月31日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長
 企画政策部長
 環境生活部長
 健康福祉部長
 商工労働部長
 農林水産部長
 県土整備部長
 危機管理局長
 観光国際戦略局長
 エネルギー総合対策局長
 国スポ・障スポ局長
 出納局長
 東青地域県民局長
 中南地域県民局長
 三八地域県民局長
 西北地域県民局長
 上北地域県民局長
 下北地域県民局長
 病院事業管理者
 教育長
 警察本部長

別表第2（第5条関係）

財政課長
 人事課長
 企画調整課長
 県民生活文化課長
 青少年・男女共同参画課長
 健康福祉政策課長
 こどもみらい課長
 商工政策課長
 労政・能力開発課長
 農林水産政策課長
 監理課長
 防災危機管理課長
 消防保安課長
 観光企画課長
 エネルギー開発振興課長
 総務企画課長
 会計管理課長
 東青地域県民局地域連携部長
 中南地域県民局地域連携部長
 三八地域県民局地域連携部長
 西北地域県民局地域連携部長
 上北地域県民局地域連携部長
 下北地域県民局地域連携部長
 病院局運営部長
 教育庁教育政策課長
 警察本部総務事務推進課長

(3) 青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター条例

平成13年3月26日
青森県条例第1号

(設置)

第1条 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の形成（以下「男女共同参画社会の形成」という。）の促進を図るとともに、健やかに子どもを生み育てる環境づくりを推進することにより、将来の社会を担う子どもの人権が尊重されることを旨として、家庭及び地域社会がそれぞれの役割を果たし、連携して子育てを支援していく社会の形成（以下「子育て支援社会の形成」という。）の促進を図るため、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを設置する。

2 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
青森県男女共同参画センター	青 森 市
青森県子ども家庭支援センター	青 森 市

(業務)

第2条 青森県男女共同参画センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 男女共同参画社会の形成に関する総合相談に関すること。
- 二 男女共同参画社会の形成に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 男女共同参画社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 男女共同参画社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 男女共同参画社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 男女共同参画社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他男女共同参画社会の形成の促進に関し必要な業務

2 青森県子ども家庭支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- 一 子育て及び家庭に関する総合相談に関すること。
- 二 子育て及び家庭に関する学習のために必要な助言及び指導に関すること。
- 三 子育て支援社会の形成についての基本理念の普及啓発に関すること。
- 四 子育て支援社会の形成の促進に関する活動の支援に関すること。
- 五 子育て支援社会の形成の促進に関する調査研究に関すること。
- 六 子育て支援社会の形成の促進に関する情報の収集及び提供に関すること。
- 七 その他子育て支援社会の形成の促進に関し必要な業務

(使用の承認)

第3条 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの別表に掲げる施設を使用しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

(使用料)

第4条 前条の規定により使用の承認を受けた者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。

2 知事は、特別な理由があると認めたときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用の制限等)

第5条 知事は、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターを使用する者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者の男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を拒み、その使用の承認を取り消し、又はその使用を制限することができる。

- 一 他の使用者に迷惑をかけ、又はそのおそれがあるとき。
- 二 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの施設、設備等をき損し、若しくは汚損し、又はそれらのおそれがあるとき。
- 三 この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理運営上支障があると認めるときは、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用を制限することができる。

(委任)

第6条 この条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成17年3月青森県条例第6号）に定めるもののほか、男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第6号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次項から附則第16項までの規定は、規則で定める日から施行する。

（平成18年規則第6号で平成18年4月1日から施行）

附 則（平成26年条例第14号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成31年条例第14号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている使用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

1 イベントホール

区 分		金額（1時間につき）	
		特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために 使用する 場合
入場料その他これに類する料金を徴収しないで使用する 場合		1,355 円	2,710 円
入場料その他これに類する料金を徴収して使用する 場合	最高額が1,000 円未満のとき	1,760 円	3,520 円
	最高額が1,000 円以上2,000 円未満のとき	2,030 円	4,060 円
	最高額が2,000 円以上3,000 円未満のとき	2,435 円	4,870 円
	最高額が3,000 円以上のとき	2,710 円	5,420 円

2 研修室等

区 分	金額（1時間につき）	
	特定活動のために使用する 場合	特定活動以外のために使用する 場合
大 研 修 室 1	515 円	1,030 円
大 研 修 室 2	515 円	1,030 円
小 研 修 室 1	190 円	380 円
小 研 修 室 2	190 円	380 円
小 研 修 室 3	165 円	330 円
和 式 研 修 室	115 円	230 円
保 健 指 導 室	395 円	790 円
調 理 実 習 室	285 円	570 円
工 作 室	250 円	500 円
講 師 控 室	125 円	250 円

備考 この表において「特定活動」とは、男女共同参画社会の形成又は子育て支援社会の形成の促進を図ることを目的として行う活動で知事が認めるものをいう。

(4) 青森県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和36年1月5日
青森県条例第14号

2

参考資料

（趣旨）

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

（条例で設置する附属機関の組織等）

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

（法令で設置された附属機関の組織等）

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関（第3項に規定するものを除く。）の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

- 1 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の13第2項の規定により、青森県麻薬中毒審査会は、知事が同法第58条の8第3項の規定により措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置かれるものとする。
- 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「新認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関は、青森県子ども・子育て支援推進会議とする。

（会長等）

第4条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

- 2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。
- 3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 副会長等が二人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。
- 5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等とともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

（委員の任命等）

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

- 2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県行政不服審査会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会（以下「土地利用審査会」という。）、青森県都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）、青森県開発審査会、青森県建築審査会及び青森県建築士審査会の会議は、必要に応じて会長（青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあっては、委員長）が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議（以下「防災会議」という。）及び青森県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の会議を除くほか、会議は、委員等（青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に関係のある専門委員、青森県交通安全対策会議（以下「交通安全対策会議」

という。)の会議の場合は委員及び議事に関係のある特別委員、青森県消費生活審議会(以下「消費生活審議会」という。)、青森県青少年健全育成審議会、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会(以下「国土利用計画審議会」という。)及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に関係のある臨時委員。次項において同じ。)の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 4 会議(防災会議及び防災本部の会議を除く。)の議決は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第12条第6項及び第13項(同条第15項において準用する場合を含む。)の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもって決する。
- 5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。

(青森県男女共同参画審議会の部会)

- 第9条 青森県男女共同参画審議会に、青森県男女共同参画推進条例(平成13年7月青森県条例第50号)第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項を調査審議するため、苦情等部会を置く。
- 2 苦情等部会に属すべき委員は、会長が指名するものとし、その数は、三人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、一人とする。
- 3 苦情等部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 前項の部会長は、苦情等部会の事務を掌理する。
- 5 第3項の部会長に事故があるときは、苦情等部会に属する委員のうちから同項の部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 苦情等部会の議決は、これをもって青森県男女共同参画審議会の議決とする。

(部会等)

- 第30条 法令に別に定めのあるもの及び第8条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

- 第31条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和36年2月1日から施行する。

別表第1(第2条、第4条、第5条関係)(抜粋)

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県男女共同参画審議会	青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定によりその権限に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。	会長 委員	学識経験を有する者	15人以内。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。	2年	委員の互選

(5) 青森県男女共同参画審議会 委員名簿

任期：令和6年2月26日～令和8年2月25日

分野	氏 名	役 職 等	備 考
学術研究等	大矢 奈美	青森公立大学経営経済学部 教授	
	山下 梓	弘前大学男女共同参画推進室 助教	
	新 康平	弁護士	
産業・労働	葛西 崇	青森県商工会議所連合会 常任幹事	
	栗谷 秀実	青森県中小企業家同友会 事務局長	
	武部 千賀子	日本労働組合総連合会青森県連合会 副事務局長	
	瀬戸 ひとみ	青森県VIC・ウーマンの会 会長	
	八木橋 晃	青森労働局 雇用環境・均等室長	
	本田 政邦	NPO法人あおもりIT活用サポートセンター 理事長	
医療・福祉・教育	樋口 毅	公益社団法人青森県医師会 常任理事	
	小笠原 尚子	社会福祉法人福祉の里 統括本部人事部長	
	田島 博文	青森県高等学校長協会 人権教育委員会委員長 (青森県立八戸商業高等学校校長)	
地域・団体	清野 優美子	青森県男女共同参画推進協議会 理事	
	蝦名 晶子	NPO法人あおもり男女共同参画をすすめる会 副理事長	
	鹿目 寿美子	キャリアレインボー株式会社 代表取締役	

(敬称略)

令和6年2月24日現在

(6) 男女共同参画の推進に関する年表

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1975 (昭 50)	国際婦人年 (目標：平等、開発、平和) 国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画」採択	婦人問題企画推進本部設置 婦人問題企画推進会議開催	
1976～1985	国連婦人の十年 (目標：平等、発展、平和)		
1977 (昭 52)		「国内行動計画」策定 「国立女性教育会館」設置	4月 婦人行政の窓口を生活福祉部児童家庭課に設置
1979 (昭 54)	国連第 34 回総会「女子差別撤廃条約」採決		5月 「青森県婦人問題対策推進委員会」設置
1980 (昭 55)	「国連婦人の十年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択		4月 婦人行政の総合調整窓口として企画部に青少年婦人室を設置 5月 「青森県婦人行動計画」策定 6月 「青森県婦人問題行政連絡会議」設置 11月 「青森県女性団体連絡会」設立
1981 (昭 56)		「国内行動計画後期重点目標」策定	4月 青少年婦人室が企画部から生活福祉部に移管 6月 「青森県婦人行動計画推進計画」策定
1985 (昭 60)	「国連婦人の十年」ナイロビ世界会議「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「国籍法」改正 「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	7月 「国連婦人の十年」世界会議NGOフォーラムに県内の女性2名を派遣
1986 (昭 61)		婦人問題企画推進本部拡充：構成を全省庁に拡大 婦人問題企画推進有識者会議開催	3月 青森県婦人問題対策推進委員会が「青森県の婦人対策に関する提言」を知事に提出 12月 「青森県長期総合プラン」に重点施策として婦人政策が位置付けられる
1987 (昭 62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定	
1989 (平元)			7月 「新青森県婦人行動計画」策定
1990 (平 2)	国連婦人の地位委員会拡大会期 国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		
1991 (平 3)		「育児休業法」公布	
1992 (平 4)		初代婦人問題担当大臣の設置	
1993 (平 5)			4月 青少年婦人室から青少年女性課へ改組
1994 (平 6)		男女共同参画室・男女共同参画審議会(政令)・男女共同参画推進本部設置	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
1995（平7）	第4回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動（北京） 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	9月 第4回世界女性会議NGOフォーラムに県内女性10名を派遣
1996（平8）		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画2000年プラン」策定	4月 青少年女性課から女性政策課へ改組 「青森県婦人問題行政連絡会議」を「女性行政推進連絡会議」に改正 7月 「青森県婦人問題対策推進委員会」を「女性政策懇話会」に改正
1997（平9）		男女共同参画審議会設置（法律） 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	2月 「新青森県長期総合プラン」策定。男女共同参画社会推進が戦略プロジェクトとして位置付けられる。 9月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
1999（平11）		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「食料・農業・農村基本法」公布、施行	
2000（平12）	国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画」閣議決定	1月 「あおもり男女共同参画プラン21」策定 4月 女性政策課から男女共同参画課へ改組 「男女共同参画懇話会」に改正 「青森県女性行政推進連絡会議」を「男女共同参画推進連絡会議」に改正
2001（平13）		男女共同参画会議設置 男女共同参画局設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 第1回男女共同参画週間 「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	6月 「青森県男女共同参画センター」開館 7月 「青森県男女共同参画推進条例」公布、施行 9月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」設立 11月 「青森県男女共同参画審議会」設置
2002（平14）		アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	4月 男女共同参画課から青少年・男女共同参画課（男女共同参画グループ）へ改組 6月 「あおもり男女共同参画プラン21改訂版」を策定
2003（平15）		「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 「少子化社会対策基本法」公布、施行 女子差別撤廃条約実施状況第4回・5回報告審議 「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	8月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施 10月 「青森県男女共同参画推進本部」設置

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2004（平16）		「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	12月 県の基本計画「生活創造推進プラン」策定、男女共同参画の推進が「5つの社会を実現するための仕組みづくり」に位置付けられる。
2005（平17）	国連「北京+10」閣僚級会合（ニューヨーク）	「男女共同参画基本計画（第2次）」閣議決定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	12月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」策定
2006（平18）		「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 「男女雇用機会均等法」改正 東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 「女性の再チャレンジ支援プラン」改定	4月 青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理制度開始 4月 「青森県男女共同参画センター」に指定管理者制度導入 6月 「青森県に男女共同参画社会をつくる県民運動推進協議会」が「青森県男女共同参画推進協議会」に名称変更
2007（平19）		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」改正 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略とりまとめ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	3月 「あおり男女共同参画プラン 21」を「新あおり男女共同参画プラン 21」に改定 4月 配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する事務を健康福祉部へ移管
2008（平20）		「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出	12月 「青森県基本計画未来への挑戦」策定、男女共同参画の推進が4つの分野にまたがる重要な視点として位置付けられる。
2009（平21）		男女共同参画シンボルマーク決定 「育児・介護休業法」改正 女子差別撤廃条約実施状況第6回報告審議	1月 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」改定 7月 青森県男女共同参画に関する意識調査実施
2010（平22）	国連「北京+15」記念会合（ニューヨーク）	APEC 第15回女性リーダーズネットワーク（WLN）会合 第8回男女共同参画担当者ネットワーク（GFPN）会合 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2011 (平23)	UN Women 正式発足 UN Women 日本国内委員会発足		
2012 (平24)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～女性の活躍による経済活性化を推進する関係閣僚会議決定	2月 「新あおり男女共同参画プラン 21」を「第3次あおり男女共同参画プラン 21」に改定
2013 (平25)	UN Women 日本国内委員会を国連ウィメン日本協会に名称変更	女性の活躍を主な柱のひとつとして位置づけた「日本再興戦略」閣議決定 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な方針」公布	12月 「青森県基本計画 未来を変える挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画全体を着実に進めていくための取組として位置付けられる。
2014 (平26)	国連アジア太平洋経済社会委員会 (E S C A P)においてアジア太平洋地域の男女共同参画の推進状況についてレビューを実施 安倍総理は、世界経済フォーラム年次会議冒頭演説で、2020年まで、指導的地位にいる人の3割を女性にする旨、宣言	186回国会安倍内閣総理大臣施政方針演説において、①全ての女性が活躍できる社会を創る。これは、安倍内閣の成長戦略の中核である。②女性を積極的に登用し、国家公務員の採用を28年度から、全体で3割にすると発表 女性の活躍促進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針決定 女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告提出	3月 「第3次青森県DV防止・被害者支援計画」策定
2015 (平27)	第59回国連婦人の地位委員会 (C S W) ・北京+20 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDG s)採択(目標5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う)	女性活躍加速のための重点方針 2015 策定 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立 「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定	10月 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施
2016 (平28)		女子差別撤廃条約実施状況第7回・第8回報告審議 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行 公共調達の取組指針に基づく加点評価の取組を開始 女性活躍加速のための重点方針 2016 策定 女性の活躍推進のための開発戦略策定	
2017 (平29)		女性活躍加速のための重点方針 2017 策定 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」改正	2月 「第3次あおり男女共同参画プラン 21」を「第4次あおり男女共同参画プラン 21」に改定 4月 あおり性暴力被害者支援センター開設
2018 (平30)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布、施行 女性活躍加速のための重点方針 2018 策定	12月 「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」策定、男女共同参画の推進が、計画の推進に共通して必要な取組として位置付けられる。

年	国連・世界の動き	日本の動き	青森県の動き
2019（平31、 令元）	W20 日本開催（第5回WAW!）と同 時開催	「女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律」改正 女性活躍加速のための重点方針 2019 策定	3月 「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」策 定
2020（令2）	第64回国連婦人の地位委員会 （C SW）・北京+25	女性活躍加速のための重点方針 2020 策定 「第5次男女共同参画基本計画」閣議 決定	10月 青森県男女共同参画に関する意識調査の実施
2021（令3）	ジェンダー平等を目指す全ての世代 フォーラム開催	「政治分野における男女共同参画の 推進に関する法律」改正 「育児・介護休業法」改正 女性活躍・男女共同参画の重点方針 2021の策定	
2022（令4）		女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022の策定 国際女性会議WAW! 2022の開催	2月 「第4次あおり男女共同参画プラン 21」を 「第5次あおり男女共同参画プラン」に改 定 「青森県パートナーシップ宣誓制度」を開始
2023（令5）		女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023の策定 「性的指向及びジェンダーアイデン ティティの多様性に関する国民の理 解の増進に関する法律」公布・施行 G7 栃木県・日光男女共同参画・女性 活躍担当大臣会合の開催	
2024（令6）		女性活躍・男女共同参画の重点方針 2024の策定	3月 「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援 計画及びDV防止・被害者支援計画」策定

本書は、青森県男女共同参画推進条例に基づく年次報告書として、本県における男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめたものです。

令和6年度版
青森県の男女共同参画の現状と施策
令和7年2月

編集・発行 青森県こども家庭部県民活躍推進課
住 所 〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1
電 話 017-734-9228
F A X 017-734-8050
E-m a i l katsuyaku@pref.aomori.lg.jp

※ この印刷物は、450部作成し、印刷経費は、1部あたり192.50円です。